

上海經濟提要

上海日本商工會議所



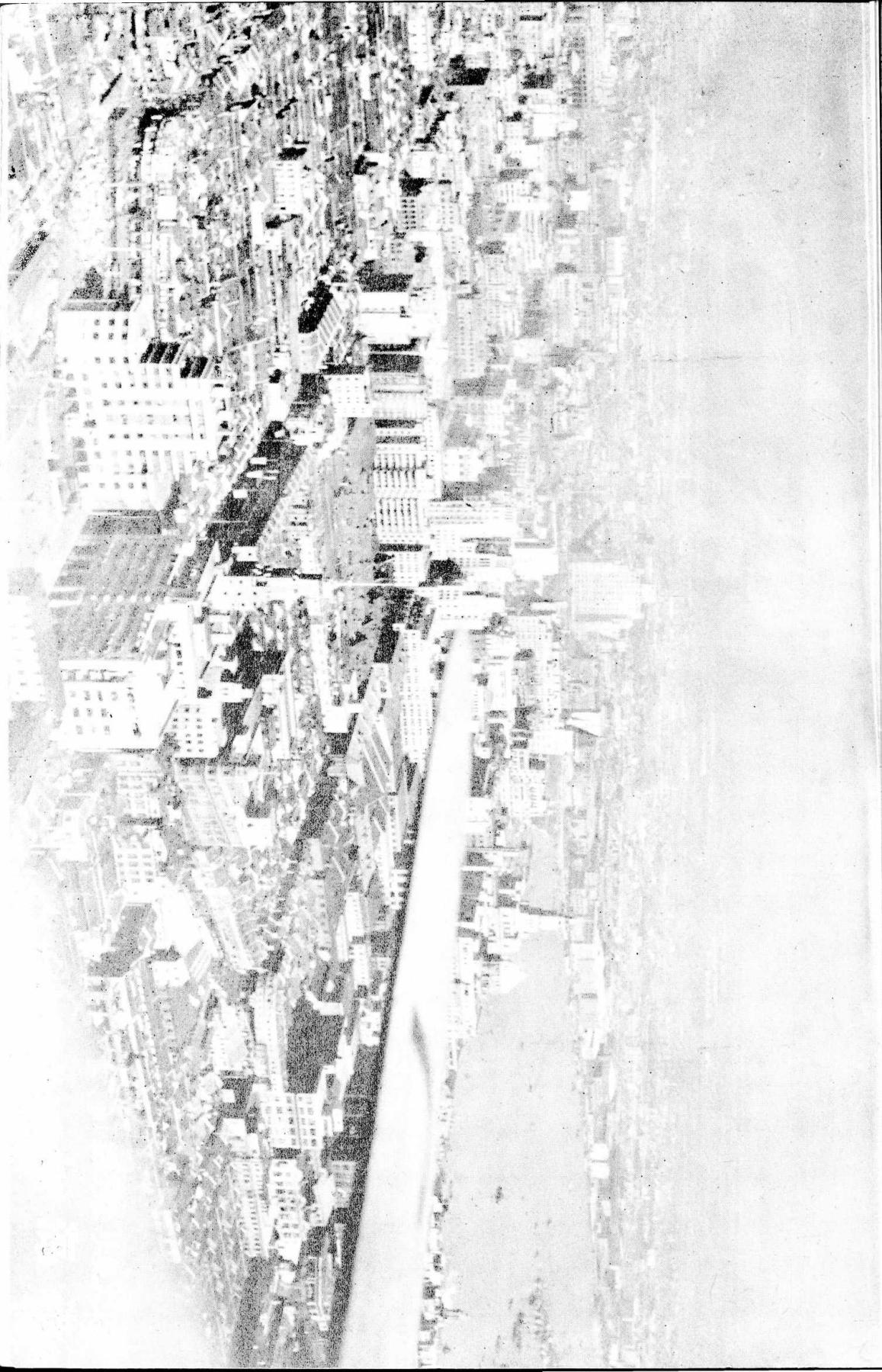
E22
S256

要 提 濟 經 海 上

月二十年六十和昭

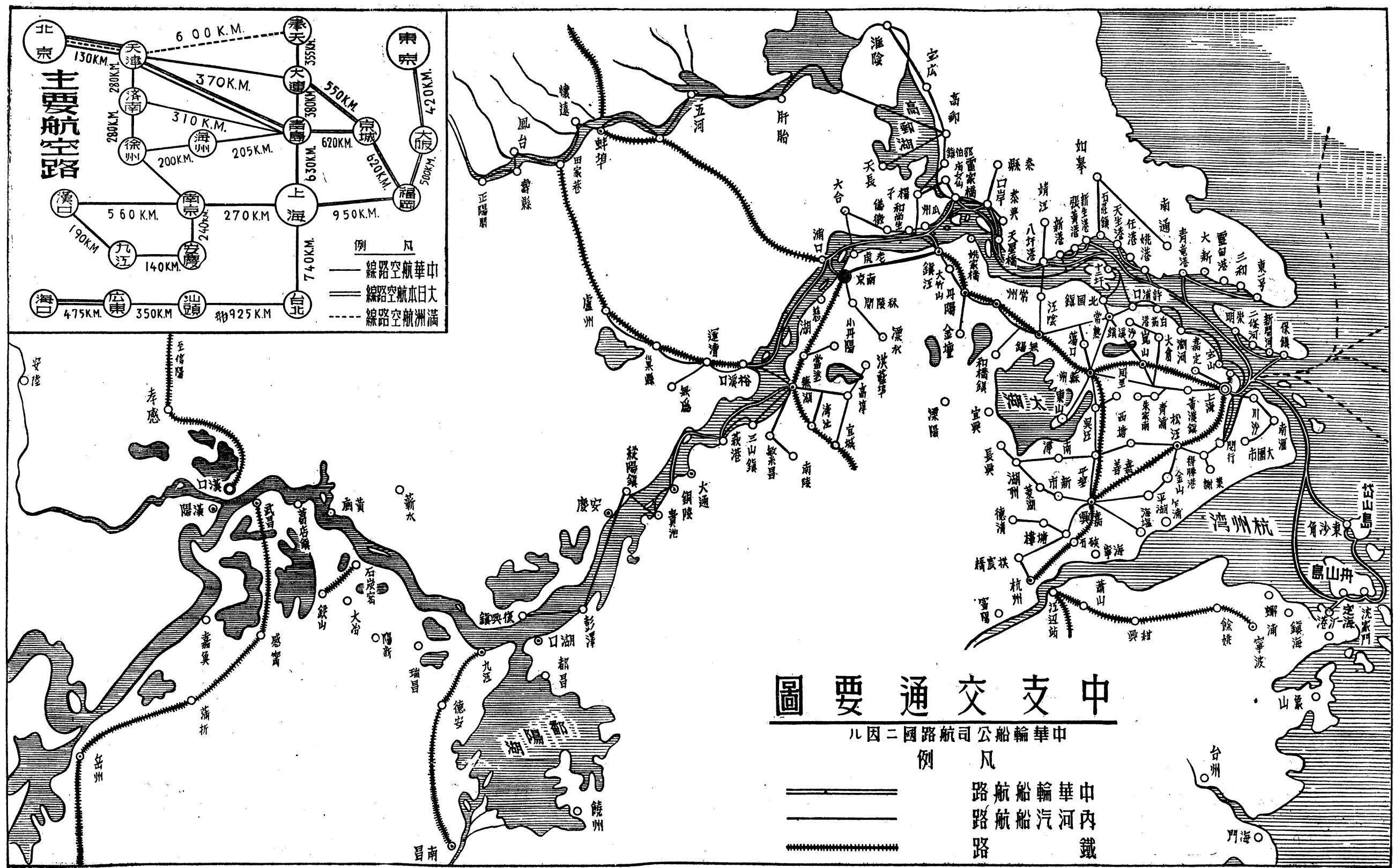
所議會玉商本日海上

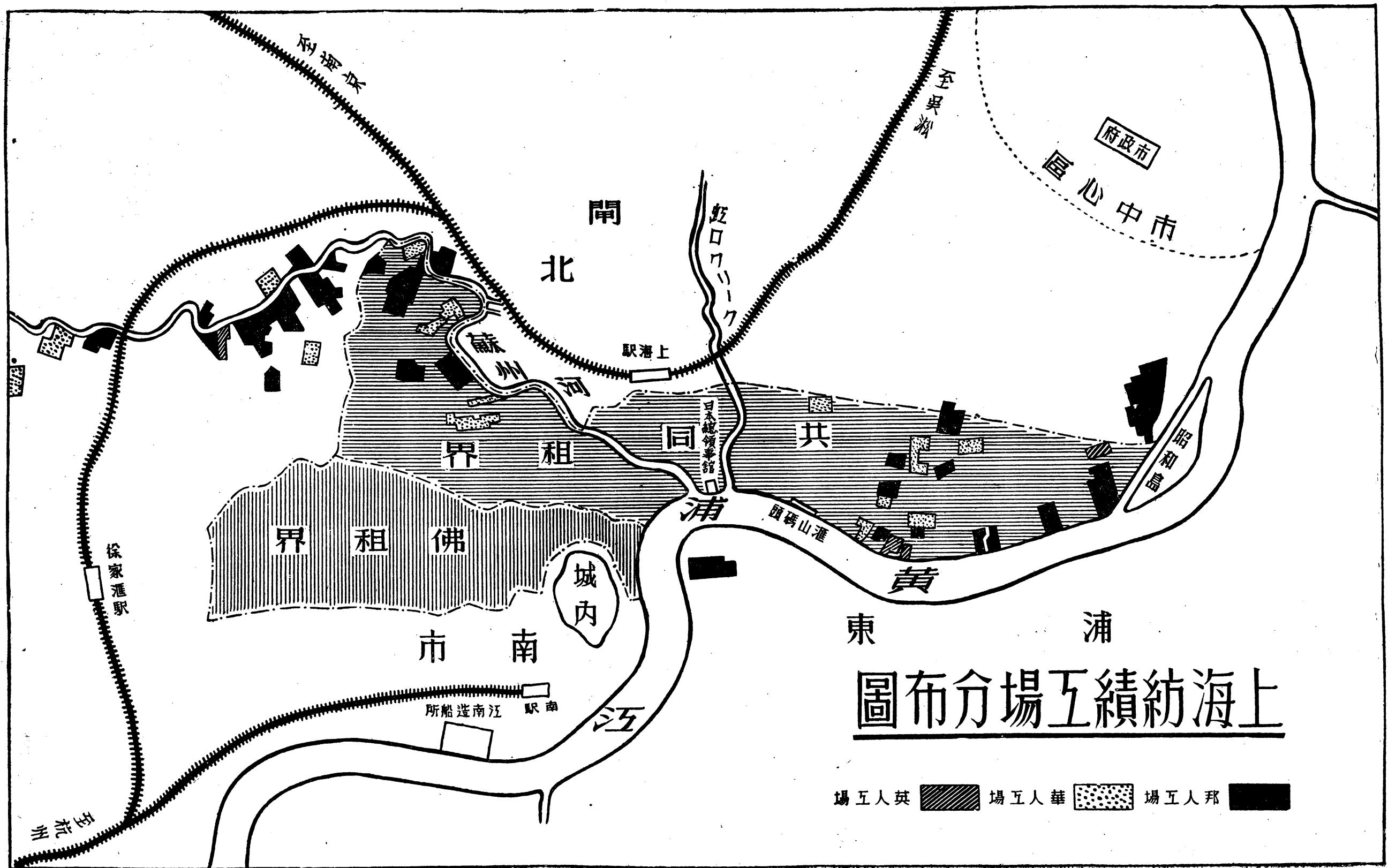
4071528



•
•
•
•
•

•
•
•
•
•





序

本書は、事變下の上海經濟の變遷を跡付けて、その今後の趨勢を察知せむとする意圖をもつて編纂された。一昨年秋公刊した上海要覽は、むしろ上海事情一覽ともいふべきもので、必ずしもその經濟に重點を置いたわけではなかつた。然るに上海の如き商業都市については特に經濟方面より觀たる説述を缺くことを許されぬはいふまでもなく、またその要望もつよいものではあるが、簡明なる敍述を以て上海經濟の全貌をつたへ、その變化を示すことの至難なるためもあつて、今日までこの要望を充すに適はしいものが出來なかつた。

本書によつてそれらの遺憾を悉く拂拭し得るとは勿論考へぬにもせよ、日を逐ふて變貌しつゝある上海經濟の真相をつたふるに、必ずや寄與する處尠からぬであらうと信じる。

今次事變による變化に加へて、歐洲戰爭に基く世界市場の梗塞のため上海は大なる打撃を受け、また受けつゝある。その先行きは極めて不透明であり、否闇黒でさへある。かかるとき、上海經濟の面目を語らむとする業の容易ならざるべきは言を俟たぬのである。然し乍ら、たゞざる變化の裡に、あのづから滲らざる上海らしさとあらうべきものがあることを注視し、その底流をなす本質的なる姿相に着眼すれば、日常かりそめの流轉すらもが、上海そのものを示す指針となるに相違ない。讀者は、「上海の經濟的性格について」なる序説によつて其の間の消息を會得されるであらうし、

また市勢要覽、上海經濟の變遷、我が經濟統制の影響の諸章を通じて、上海經濟の動態を具體的に把握する途を見出しえるであらう。今後事情の變化に應じ改訂を加へ、又大方の叱正を仰いで、本書をしてよく上海經濟の描出に忠實なる良書たらしめたい。

昭和十六年十月一日

上海日本商工會議所

會頭 塙 雄 太 郎

目 次

序 説 上海の經濟的性格について……………一

第一部 上海市勢要覽

一、上海の人口及び行政機構……………一九

二、上海港及び上海海關……………一四

三、上海に於ける日本人の活動……………一元

第二部 上海經濟の推移——特に事變下の變遷について—

第一章 外國貿易の趨勢

一、上海の對外貿易の大きさと其特性……………毛

二、事變下の上海對外貿易……………毛

三、上海對外貿易の國別について……………毛

四、一九四一年上半季の上海貿易……………毛

第二章 國内貿易の消長

一、事變後の中支國內貿易……………毛

二、中支に於ける物資流通狀況……………毛

三、事變後變貌せる國內貿易の特異性……………毛

第三章 運輸、主として航運

一、支那の航業

二、事變による支那民族航業の潰滅

三、第三國籍船の事變當初に於ける活躍

四、援蔣ルートの變遷

五、歐戰と英國航運業

六、列國航運業の凋落

七、日本對支航業の消長

八、内河航運

九、鐵道

第四章 上海に於ける工業態勢

一、上海工業史概說

二、事變後の變遷について

紡織工業.....

電機絲織業.....

染織工業.....

榨油工業.....

護謨工業.....

製絲工業

毛紡織業

製粉工業

煙草工業

金屬工業

機器工業	10K
造船業	10K
油脂工業	10K
皮革工業	10K
莫大小工業	10K
確子工業	10K
建材工業	10K
製紙工業	10K
印刷工業	10K
電氣瓦斯事業	10K
三、補説	110
邦人工業の種類	110
上海工業界の近況	111
軍管理工場について	111

第五章 通貨及び金融市場

一、事變勃發とデフレイション政策	115
二、事變の長期化傾向とデフレイション政策の崩壊	117
三、遊資の氾濫とその慢性化	111
四、國民政府の通貨政策	119

第六章 物價事情

一、物價は如何に騰貴したか	119
二、物價騰貴の主要因	101
三、困難なる物價對策	101
四、虹口サイドの物價事情	101

第三部 我が經濟統制の上海に及ぼせる影響

第一章 對日貿易について

一、對日貿易の現況.....
二、中支軍票通貨工作の重要性.....
三、對日輸入面に於ける統制.....
四、對日輸出面の重要問題.....

第二章 中支那振興株式會社其他國策合辦事業

一、中支那振興株式會社.....
二、交通及び運輸に關する事業.....
三、通信に關する事業.....
四、電氣、水道、瓦斯に關する事業.....
五、礦產に關する事業.....
六、水產に關する事業.....
七、其他の事業.....

上海の經濟的性格について

理事 上海日本工商會議所
經濟學博士

杉

村

廣

藏



上海は經濟的繁榮以外に殆んど精神文化といふべきものを有せざる、いはば唯物的都會に屬する。この老大なる經濟社會は、世界の各國民が利を爭ふ目的を以て寄り合つた世帯であるために、すべてはその場、その時の便宜にしたがふ御都合主義に左右せられて、聊かも精神的深みといふものがないのである。一つの中心が主動的にはたらいて全體の纏りをつくつてゐるといふわけではなく、諸國民が自己の權益を保持せむがために抜りなく立廻つてゐる間から、自然に落ち着くところに辿りついたといふやうな結末許りを毎日経験してゐる經濟社會である。勿論、從來ともイギリスの勢力が共同租界に於いて優位を占めてゐて、時に横暴と思はれるやうな措置をしてゐたことは争ひ難き事實であつた。それにも拘らずイギリスの領土といふわけではないから、たえず他國の勢力を考量して、之に妥協することを怠らなかつた跡は看過出来ない。共同租界の構成分子は國籍別に觀れば數十に上り、之を代表する領事團の動きも仲々複雜なるものがある。従つて何事かを決定し之に對處せむとする場合には、利害を異にする代表者間の折衝は誠にむづかしく、到底その施設に於いて敏活にはゆきかねるのである。これが過去數十年、世界を通じて自由主義の旺んであつた間は、多少の不便はあつても尙ほ凌ぎ得たのである、極端にいへば各國の國內に於いて見出し得ぬやうな自由放任が上海を支配して、各國共みなそれを一種の便宜と認めてゐたので、上海でなら仕方がないといふ默認が公然と行はれてゐたといつてよい。これには支那自身も例外ではなかつた。上海は、現實に於いて支那から遊離した別な支那である。さうなつたことは、租界といふものの存在に因るものではあるが、支那人自身が租界に隠れて、一面には西洋流の文物制度を出来る限り利用し、他面には自國の政府の干渉から遁れやうと努めた結果、支那から區別された特殊な支那を形成することになつた。支那政府自身も、この現實を逆用することを怠らなかつた。すなはち租界

の存在は支那の自主獨立の建前からいつて慊足らぬといひながら、租界の繁榮を以て最も歡迎すべきその好餌と認めてゐた。列國の資本主義的侵略は、支那を植民地扱ひする意圖に基くものと非難しながらも、つねに投下された外國資本に伴ふ利益を漁り、之を搾取することに聊かの隙きもなかつたのである。むしろ支那に對する外國の植民地主義なるものは、支那側の誘致した打算の產物であつたとさへ考へ得るのである。いひかへれば、上海の繁榮は外國租界といふ自由の天地があつた結果ではあるが、それは決して外國人の營利的努力の賜物とのみ觀てはならないので、その大勢を支配したものは、支那人たちの租界の利用に負ふものといふ方が當つてゐるだらう。支那人が外國人の經營し整頓してくれた租界の安全性や中立性や諸般の近代的設備をひそかに又は公然と利用して富の蓄積をはかり經濟的福祉をもとめたことが、租界といふものの繁榮をもち來す有力な原因であつたのだ。この間の事情を輕視して、租界とさへいへば外國權益の結晶の如くに極め込む考へ方は、實情に副はぬ概括だといはねばならぬ。

かやうに租界の存在は、中華民國の面目上より觀れば不體裁ではあり、その自主獨立の點から考へれば國權回収運動の目標でもあつたのであるが、經濟的實益から計算すれば、必ずしも割の合はぬものではなく、むしろ甚だ有利な機構であつたと見てよい。しかし支那が近代國家としての威容を整備しよう考へて、幣制の改革を斷行したり、新生活運動を普及せしめたりするに至つてからは、その租界觀にも多少の變更が行はれつつあつたやうであるが、之れとても世界を通じて從來の自由主義が修正せられて、各國ともいはば國家資本主義の傾向を示すに至つたといひ得るのである。各國は漸く自由通商の建前で角逐する態度から轉じて、多少とも國策的に、又統制的に取引を營まむとすることになつた爲めに、上海はそれら各國の統制が競合し、諸勢力が渦を巻くが如き有様を呈するに至つた。この狀態の下に支那事變の戰火が上海方面にも波及し、その經濟機構は著しく歪められた上に、更に歐洲動亂の進展となつて上海は重大なる轉機に臨むことになつたのである。

支那事變の勃發以後、上海經濟は諸般の政治勢力に左右されることが極めて露骨になつた。勿論從來とでも上海の經濟が政治的壓力をうけることが少くなかつた。その意味では之を純然たる經濟都市と解することは正當ではないが上海が政治的干渉の下に立つてゐたにしても、それは單一なる政治力の效果でなかつた爲めに經濟的基調が比較的有力な物を言ふことが多かつた。すなはち各種の政治勢力の折り合ひを決定するものが經濟的實力であつたから、全體的に觀れば常に經濟の優位が行はれてゐたといひ得たのである。しかるに事變以來、日本の軍事上はいふまでもなく政治上、經濟上の實勢力が中支方面に伸びて來るので、各國共この現實を無視することを得なくなつて、之に對處するため様々の方策を施すに至つた。そして他面には經濟的活動が戰時化されたために、支那側といはず、第三國側といはず、一切の事柄を一度びは政治的考慮のもとに置く必要に迫られたのである。かやうな事情から、上海は著しく政治化されることになつた、しかしながら、其の政治なるものは、言ふまでもなく經濟的實利を中心とする駆引が主流をなしてゐるので、經濟政治的ともいふべき傾向が顯著であつたし、現在でもそれに變りがない。

上述の如く上海は經濟的實利を生命とした社會であつて、各個人または世界の各國が之を如何に自己に有利に導かうかと腐心して來た世界市場であつた。その爲めには手段を選ばず、凡ゆる權謀術數を弄して憚らなかつた。そこに上海の繁榮の特異性が存在してゐたのである。すなはち上海全體について見出される無政府狀態といふものが、絶えず何事をか劃策せしめ、いはば陰謀の巣窟たらしめて、あるひは國際都市といひ、あるひは魔都上海と呼ばれるに適はしきものがあつた。かやうに利己的活動が限りなく競合して「すべての人がすべての人に対する鬭ひ」を展開する修羅場の感をいだかしめるものであつたに拘らず、そこには利害の競ひ合ふ間から、おのづから自然的な妥協點がつくり出さ

れて、一種の社會秩序を現出して、表面きはめて平靜なる趣を呈してゐた。そこに無秩序の秩序といふものが出來上つてゐた。組織なき組織がつくり上げられてゐたのである。之を對立とか抗爭とかいふ方面から觀れば、共同租界、フランス租界、上海市政府といふ如き獨立自主を主張する三つの領域が嚴存し、夫々に警察力を擁し、事ある時には忽ち街頭にバリケードをめぐらし、トーチカを築き、拳銃を擬して、各領域の防備につとめる有様である。之を統一とか綜合とかいふ方面から觀察すると、上海人たちは到る處におのれの享樂と生業との途を見出すべく、それが甲の租界であらうと乙の租界であらうと一向意に介しないで駆け廻つてゐたのである。利の存するところには水火の危險も冒す度胸をそなへ、害を蒙る虞れあるところには瞬時も止まらざらむとする敏感を持合はせた者が上海人である。この特異なる心理を有する謂ゆるシャンハイランダーの主流をなすものは、言ふまでもなく支那經濟人であつて、外國人はこれらの支那經濟人との交流によつて屢々上海人たる性情を取得することになつてゐたと見てよいであらう。いひかへれば上海が世界市場として有力になつた外部的理由は、外國資本主義の營みによるが、その内部的理由としては、支那經濟人の飽くなき營利活動を擧げなくてはならぬ。日本における明治初期の居留地貿易は、日本人の主動的貿易體制の確立に生れ更つたに拘らず、支那人の場合には、その居留地貿易を何處までも徹底せしめ、擴充せしめて、自分たちは受動的商賣に終始して來てゐる。そこに日本に上海の如き畸形的世界市場が出來上らず、支那にかかる國際經濟の縮圖の如き別天地を構成するに至つてゐるのである。大阪、神戸、横濱は世界的經濟都市ではあつても、それはあくまで日本の世界經濟に對する基地であるのに反して、上海は必ずしも支那の有する世界的據點ではなく、むしろ世界に解放せられた市場であり、支那から一應遊離した列強の溜り場となつてゐるのである。したがつて支那の輸出入貿易とか、支那の國際收支を考ふる場合に、上海をその一部分として取扱ふことに多大の疑問があり、また格段の用意をもつてのぞまなくてはならない所以がある。上海自體、一つの纏つた經濟社會として、それの輸出入、

國際收支の如きも、一先づ獨立に考察せられる必要がある。

三

唯一なる國家権力の支配下にないだけに、一面不安なやうで、他面にはたゞ抜道があつて束縛を免れるといふ意味に着眼して、上海に資本移駐を試みた外國資本家が少くない。ところが近年支那政府の手が比較的有力にのびて來たとか、事變以降日本側の政治的重壓を感じるやうになつたとかいふ理由から、上海特有の不逞な自由さが減退しかけた趣があつて、上海の性格は徐々に變化して來て居る。それに加へて歐洲動亂以來といふものは、上海から外國資本の逃避するものが少なく、次第に上海は支那經濟人の資本で埋るやうになりつつある。勿論かの支那民族資本なるものは、租界の特殊的環境を楯として自己保存並にその増殖に熱中してゐるものなのであるが、大體に於いて、彼等の資本は香港と上海とに跨つて利を漁るに忙しく動いて來て居るのだ。香港といふものの實體についても一般に上海同様、支那資本の勢力を輕視して徹頭徹尾、英吉利權益でもあるかの如く見て居るやうであるが、之なども決して適當な觀察ではない。特に事變以來香港を媒介として上海の支那人資本が奥地向の經濟活動をつづけて來てゐたといふことは、香港が上海と等しく自由市場であつたといふばかりではなく、香港經濟も亦、外國權益の旗の下に營利に努力する支那人資本の基地であつたからである。ただその場合、注意を要することは、それらの支那人資本が飽まで「上海的」性格のものであり、それらの資本的活動の存在によつて上海が特殊的領域を爰に形成して來たといふ點である。

上海の輸出入貿易の統計を瞥見して何人も不思議に感することは連年に亘るその輸入超過であらう。昨一九四〇年の如きは法幣爲替が事變當時の五分の一に近い下落を示してゐたとはいへ、ともかく十六億元に上つてゐるのである。

事變以來年々の入超は三十億以上の累計を見せてゐるのであるが、かかる貿易上の借越をすることが出來たといふのは、單に事變後に現はれた變態的現象ではなく、既に年久しく上海と海外諸國との間に行はれてゐた周知の事實である。昨年には輸入が三十億元近く、輸出は十四億元といふので約十六億元の輸入超過なのであるが、其輸入超過の相手國中首位を占むるものは北米合衆國で約五億元、次は英領印度の四億、日本、佛領印度が夫々二億内外で之に續く。これらの入超は主として棉花及び米の輸入が多額に上つたことに基くものであつた。棉花及び米の輸入が夥しい數量を示したことは事變の影響によるものであることは明かであるにしても、上海が貿易尻においてたゞ輸入超過をあらはしてゐたことは確かに上海經濟の特色の一つである。之に對する説明として一般に考慮せられるものは在外支那人の本國への送金である。年々幾億元に上るいはゆる華僑送金があつて、それが輸入超過の決済資金を供與してゐたと解釋することが通例である。すなはち海外に住む幾百萬の支那人が孜々として蓄財して之を（爲替相場の有利な場合には殊に多額に）その本國に送つて來るために、たとへ幾億に達する入超も破綻を來さずに決済出來るといふのである。いひかへれば支那貿易は上述の如くにすべて外國人に委ねて置いて、それとは別に出稼して海外から資金を吸收して貿易上の差額を補填するといふ仕組をとつてゐる恰好になる。この解釋は果してどの程度に精確であるかは今日まで充分検討されてゐない。最近重慶筋の發表によると昨年の華僑送金は二十億元に達してゐるといふが、假りにこの數字を理由あるものと見れば、このいはゆる貿易外收支が支那の入超決済に並々ならぬ役割をもつといふ從來の見解は相當重んすべきであるかもしだれ。しかしこの華僑送金を入超決済資金と結びつけて見るといふ考へ方は極めて表面的で、他のあらゆる收支關係を仔細に研究しつくして到達した結論といふのではなく、どれもこれもよくわからぬ儘に放置して、ただ年々の入超を華僑送金で埋めやうといふ思ひつきにすぎぬところに、この見解が或は正鵠を得てゐたにしろ信憑力をそなへ難い所以が横はつてゐるのだ。支那に對する外國人の投資はどうか、政府そ

他の借款による外資輸入はどうか、陸境貿易乃至密貿易はどうか等々について一向適確な見透しをもたないで、あの支拂勘定との受取勘定とを結びつけると好都合だといふ解釋は甚だ心許ない。支那の國際收支の問題が、國內經濟の内部構造を明かにすることなくして、外側に表はれた若干の事態によつて推測を下す程度を超えてゐなかつたので今後の研究に俟つべきものが多い。

上海貿易に於ける入超の問題に關聯して、その貿易事情並に上海經濟の收支問題について次の如き假定を試みることも無意義ではあるまい。すなはちその輸出額は一割五分乃至二割方少く評定されてゐること、又輸出商品が仕向先に於いて相當價格に賣捌かれて收益の少からざることを考へ合はせるときは、事變前一二三億元程度の入超は、上海の輸出貿易が齎らす利益を、輸入商品の形態に於いて收受したものと認められぬこともないであらう。その利潤が年々に上海に蓄積せられて繁榮の基礎をなし、背後地經濟に對してつねに指導的優位を保持してゐたといふことも想像し易い。昨年における未曾有の入超も法幣の下落を考慮すべきは勿論であるが、また蓄積せる資金を物に換へる必要に迫られた結果だといへぬこともない。かく考へて來ると、上海といふ經濟圏を一應獨立のものと見たてて、支那の國際收支から區別して觀た方がよいやうである。之は上海と他の國內都市との爲替關係などにも具體化されてゐることではあるし、又租界を中心とした支那經濟人自身の心理乃至行動の上に充分看取出来ると思ふものである。

四

近代社會經濟の特質と認められてゐる大資本經營が支那ではない。それは支那經濟人自らのやつてゐるものがないといふことで、外國人企業としては勿論ある。之らに倣つて支那人側も民間あるひは政府筋の經營にかかるものが生れて來たが、全體から觀ると殆んどいふに足りないので、近代式企業としては大體外國人の企業經營が主であつて、

それによつて、多少とも支那經濟が工業生産の分野をもち近代的立體性をそなへることが出来てゐるのである。支那經濟人は外國人經營の大資本に便乗してその上位をねることを心掛けて來たので、歐米が支那を植民地扱ひしたと憤慨する前に、自ら表面頗使に甘んじてゐるが如くにして内實いはばなめてかかつて、出來るだけスクエーズを企てるものが實際であつた。商工業において然る如くに國家財政に重大な影響のある關稅收入についても同様のことをやつて來て居る。支那稅關といふものはよく支那の國家機關と思ひ込んで、茲に職員を推薦する場合などにもとかく役所向きの人物をもつとしたがる傾向が日本あたりではつよい。しかし元來自分たちでは到底うまく海關行政がやれぬとわかつて英米佛の領事と上海道台と契約して現在の如き機構をつくつたので、その後關稅自主運動などいふものがあるにはあつたが、それよりは海關をうまくやつてもらつて收益があがればそれで關稅擔保の借款の元利拂ひにあてやうといふのであるから、植民地扱ひをして怪しからんと敦園きながら、收益だけは頂いて置く流儀を遺憾なく發揮してゐるのである。わりの悪いのは支那ではなくして外國人なので、せいぐ輸入をやり稅金を拂ひ、その上り高から自分たちが貸して置いた金の返済をうけてよろこんでゐるのである。したがつて支那人は稅關を必ずしも支那の國家機關とは考へない。表向きの理くつはともかく内實は國際投資團の取立事務所のやうなものでしかない。之に入つて仕事をする人々も、役所向きよりはビジネスマンライキの方があつてゐるだらう。投資會社の仕事といふ點では、稅關といはず、鐵道といはず、甚だしいのは上海その他にある租界そのものまでさういふ性格をそなへてゐるのである。そして支那人がこれに便乗し、喰物にして、しかも搾取されてゐるのと虐げられてゐると喚めき立てて、かげでは舌を出してゐる始末である。外國資本主義の横暴の事實は少くないとしても、大局的に利を得たものは支那人であつたことを結果が證明してゐるのでだ。

支那經濟人が機敏であり度胸もよいと評判をとつてゐながら、彼らは今まで數十年間つねに「居留地貿易」の天地

に躊躇して決して海外に雄飛して自國船、自國銀行、自國商人の貿易を試みやうとしなかつたことは、彼らの機敏度胸が何ものであるかを證明してゐる。日本にあつては關稅自主にしろ居留地貿易の擊退にしろ着々實行して逆に自らの船と人とを以て世界經濟にのり出したのである。支那はさう遠方まで出かけて長い間資金をねせて置くよりは、狭い租界を以て世界經濟の縮圖に見立てて、茲でうまい汁を吸ふことさへ出來たら、わざ／＼遠洋航路を自ら走りまわる必要はないと思てゐるのであらう。買辦といふ制度にしても外國商館の手先のやうなものであるが、支那ではそのままに獨立した重要性をもつてしまつたし、日本ではそれらから次第に有力な直貿易商が生れ出て行つて外商を凌ぎ之に置き換つたのである。日本と支那との相違は思ひ及ばぬほど烈しいことに注目しなくてはならぬ。それで「租界」といふものをして實際には世界經濟を代表せしめて支那人は充分交易上の便宜を享受して來た。之は外國との接觸といふ許りでなく、自國の政治的、軍事的等々の重壓から逃避するためにも重寶なのである。租界潛入は、海外逃避と同じである。商人たちは買辦的立場をとつて外國人が國內經濟に喰入ることを防ぐことを怠らない。世界經濟と支那國內經濟とは、地域的には租界を境界とし、作用的には買辦を境標として結び、またわかれて來た。

各地にあつた又現在なほ存在する租界中、最も有力なものは上海租界であるが、この租界の内容を仔細に検討したとき、それは單に外國權益だといふやうに一概に片づけてしまふわけにはいかぬ。いふまでもなく外國權益の存在が租界を中心とする上海の發展を促したに相違ないが、茲に聚集した支那資本の活動を度外視しては上海の繁榮は今日の如くにはなり得なかつたであらう。租界そのものが外國權益であるから、租界を核心とする上海の充實は表面外國資本の支配する場所といつてよいが、それだけにその旗の下にかくれて支那資本がつくり上げたブラック・マーケットは極めて奥行のある泥沼の如きものである。外國人の治外法權に便乗して自國政權の追及をまぬがれて資本蓄積に餘念のない支那經濟人こそは、文字通り政治外の民であつて、租界行政に對しても最小限度の關心を拂つてゐるだけ

である。上海社會といふのは、支那及外國の主權の假裝舞踏會の如き趣を呈してゐた。

上海經濟は一つの寄合世帶であるといふばかりでなく、あらゆる統制からのがれた境であることが特色をなしてゐる。勿論そこには一種の秩序はある。作法がないわけではない。しかしその秩序なり作法なりは、誰が命令し何人が之を規定して與へたといふ性質のものではないのを原則としてゐる。各自の實利から割り出された主張が妥協し折り合ひをつけた結果自然に生れた仕組みが慣行的な秩序となつてゐる。だから正しいとか、すぐれてゐるとかいふよりは差さわりのないことが第一である。市民生活は唯物的であり官能的であることに重心が置かれて來る。工部局を中心とする租界行政に至る警察、衛生、土木ぐらゐが精一杯で、それも至極局部的のもので低調の譏りを免れぬ。學校や圖書館、公園施設、音樂演奏などもあるが、小規模であつて特にとりたてていふほどのものではない。昨今八千萬元事變前に比べて通貨の値下りがあるが決して共同租界は大きな財政でやつてゐたのではない。イギリスが共同租界で横暴だつたといふやうなことは誰もやつて來ないうちに大いに勢力を扶植して我もの顔に振舞つてゐた事實を指すとすれば當つてゐるが、工部局財政などで何か特別な大きな利益を稼ぐなどいふことはなかつたと見てよいだらう。支那人に對する威信の上からいつても不面目なことを小規模な豫算の下にやるのは馬鹿げてゐるからである。行政上の手際は決してわるくはなかつた。彼らの仕事は最小限度の都市行政であつたが相當の成績を示して來た。

五

上海は商業都市であり、さらに投機市場であること特に注意しなくてはならない。そこには支那の近代的な工場の過半數が集中してゐるから、商業都市であるばかりでなく、工業的にも重要性をもつてゐることは明かである。しかしそれらの工業も亦實は商業的投機的なることにおいて他の國々に類が少くないのである。すべての工場生産はつ

ねに商業的投機的採算のもとに動くことが著しく原料の手當が投機性をそなへてゐるばかりでなく原料自體が商品として投機の對象となることを原則としてゐる。之は中支方面の農業生産すらが著しい投機性を帶び、商品價值に左右されることを顧みた者の容易に首肯出来る事であらうと思ふ。

今日ではアメリカ、イギリスの資產凍結政策の餘波を蒙つて上海の爲替市場といふものは頓みに凋落の姿を示してゐるが、從來上海は爲替の投機市場として世界的注目をあつめてゐたのである。海外との關係において輸出入貿易の決済のため以外に投機筋の活躍もあつて爲替市場がきはめて活潑であつた。之と併行的に主として國內關係を反映したものとしては綿糸布の相場がある。すなはち爲替と綿糸布とが上海の商業的、投機的活動の二つの中心で、一方は對外的、他方は國內的な經濟の指標をなしてゐた。この二つの中心に向つて全國的に取引關係がむすびつけられて、上海は大凡國內取引の金融の八〇%位を受持つことになつてゐたのである。それで上海は資金の上でも亦、物資の上でも全支の交易所の如き役割をつとめ、全支經濟の向背は上海の景氣如何によつて表徴せられてゐた。したがつて上海にある物資乃至資金といふものは、上海自體の必要から存在するのではなくして、全國的又對外的 requirementに基づくものであるから、上海の在荷とか物價とかいふものの重要性は、つねにひろく上海外の周圍の事情によつて考慮されねばならぬ。現在、米その他の物資が相當量保藏せられながら、非常の高値を唱へてゐるといふのは、勿論法幣の不安による換物氣構に基くのではあり、投機者流の酷薄なる措置によることは争ひがたきも、一面いつ如何なる場合に物資飢餓に襲はれぬとも限らないといふ全國的不安を投影してゐることも考へ合はす必要があるだらう。

上述の如く上海の主たる勢力をなすものは、營利的なる商業資本であつて、生産方面に長期に亘つて投下せられる類の資本ではない。原料として仕入れたものを利がのれば工場は休んでも賣りとばす位は平氣なのであるから、あらゆる物資はつねに流動性をもつて高い買手さへあれば、どこへでも流れ去るし、その見當がつきさへすればどこから

でも買出して來るのである。ないと思つてゐたものが出て來、在ると信じたものが買へないといふことが、たえず行はれて例外と思はれることが一般的になり、通常のことが稀な場合に變る目まぐるしさがある。そこにしばしば打算の喰違ひが生じるのだが、それでも從來は資金の運用が一定の筋を辿つて他の筋に無暗にそれるといふことが少かつた。ところが昨今の換物景氣につれて、その筋道が頓みに亂れてしまつてゐる。素人が投機的にのり出して来ることなり、筋道といふものが一向にわからなくなつたために、資金の區劃がなく、あらゆる物資があらゆる資本の投機對象となつて、一切の資金は「遊資」とよばれるに適しくなつた。今日のところ上海の「遊資」とよばれるものは、貳十億元乃至その倍額と推定されるけれども、之は上海の經濟機構が著しく動搖してゐる事實を言ひあらはしてゐるので、從來のもの外に幾十億の資金が浮き上つてゐるといふわけのものではないと見るべきだらう。

然し爲替市場が窒息狀態に陥り、船腹がなくなつて來るのであるから、上海の如くに海外依存によつて活氣を呈して來た市場は、前途甚だ困難をきはめるに相違なく、茲數ヶ月にして上海はまさしく火の消えたやうな寂寥を經驗するのではないかと想像されるのである。かやうに上海の成立條件を脅かす事態が次々に發生して來ると、おのづから上海經濟が國內市場あるひは東亞經濟圈内の重要な地點に變質してゆくことになるかもしけないのである。勿論、國際状勢の變化によつて上海の地位乃至運命は如何に變轉するかもとより豫測の限りではないが、觀念的な「上海」といふものは毎日の如くにその具體的面目をあらためつてゐるので、上海は「物が多い」とか、「案外抜道があるらしい」などいつてはゐられなくなるであらう。自然、上海の經濟的價値、あるひは日本にとつての利用價値は、昨年、一昨年あたりとは比較にならぬほど變つて來てゐる。從來の意味の利用價値はなくなつて、別な重要性が生ずるかもしぬのであるが、問題は支那の商業資本、金融資本がどれほどまでこの上海にふみとどまるであらうか、又とどまらせ得るであらうかに横はつてゐるのである。

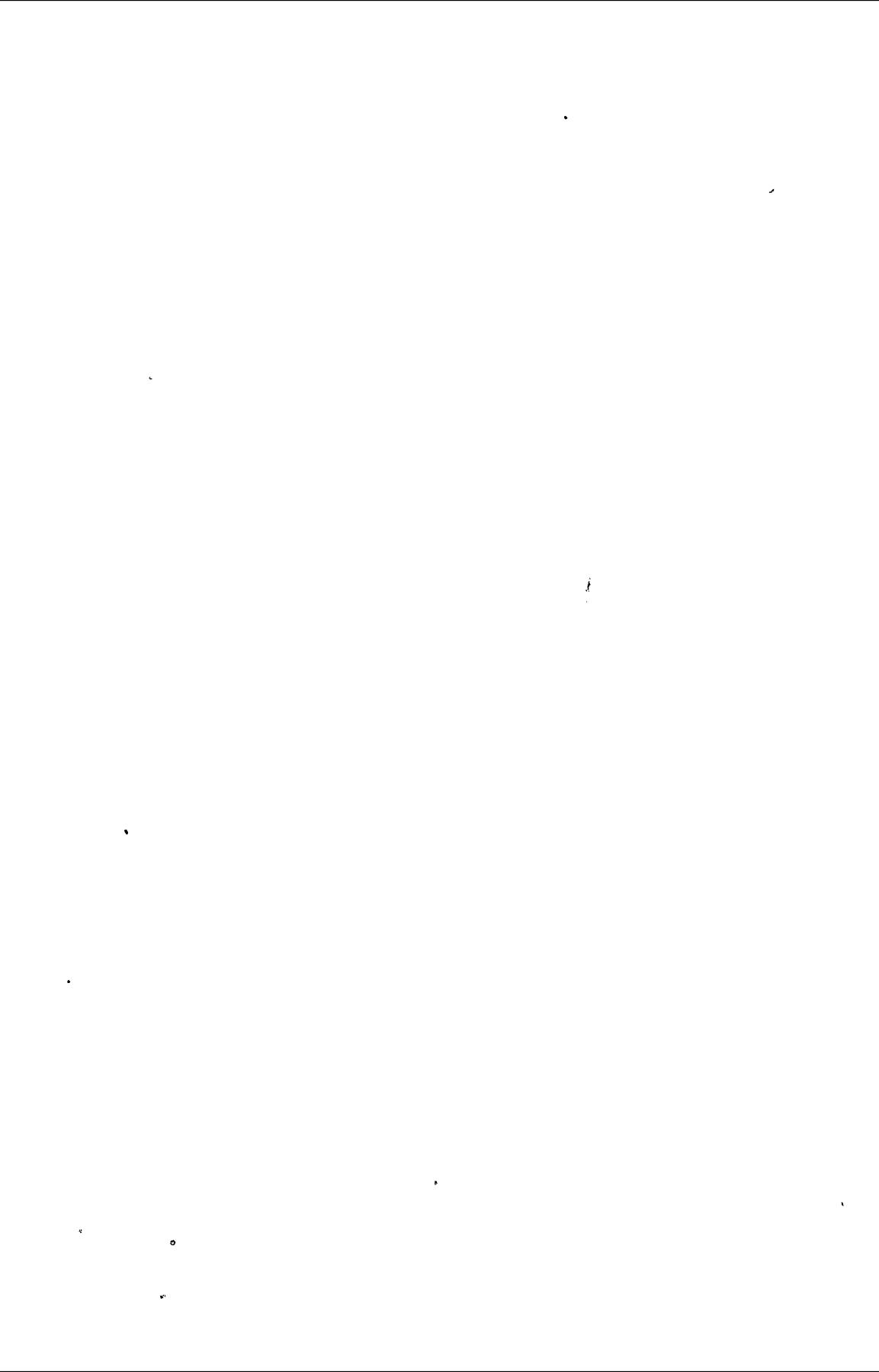
當方面に於ける日本側經濟に統制秩序が明かに樹立されるやうになつたのは、大體において昭和十四年の秋からと觀ることが出来る。その頃から軍票を通貨として中支一圓に流通せしめ、日本銀行券を引揚げる企が明かにせられたのである。日銀券の流通を認めてゐた間は日本内地と中支經濟との分界も必ずしも明確ではなかつた。勿論事變以來、爲替管理にしても物動計畫にしてもそれぞれ實施を見たのであるから、中支方面の經濟が内地、北支等の間に區分がつくられてはゐたが、軍票領域といふものが形成せられて、その價値維持を考ふるやうになつてから、中支における日本經濟が確然と浮彫のやうに具象的となつたのである。

しかし何分にも上海經濟といふ無統制市場があり、いはば圓域の境界をなすものが横つてゐるためにたえず日本側の圓域統制は、そこに限界を見出しあたそことに動搖を見せることにならざるを得ないで今日に及んでゐるのである。之は上海經濟を統制外に放置して置くといふことも政治上、外交上、また經濟上の理由が多々存して居つたので天津方面における如き措置をとることを必ずしも有利としなかつた爲めである。日本側が當方面において作戦上の理由によつて軍票を流通せしめて居るが、之が回収をはかり價値維持をはかるために日本内地より多額の物資を輸入して軍票で販賣することを試みて來た。でかかる際に、日本内地にあつては低物價政策が行はれて公定價格其他によつてゐるため、軍票と法幣とが併んで流通する關係から、中支において法幣が下落するだけそれだけ日本物資を不當に安値に賣ることになる危険があり、國の經濟上不利である。そこで一方には軍票の法幣に對する相場を有利にならしめることを計り、他方には日本物資を公定價格によることなくそれの何割増かに賣捌くことが企てられるに至つた。今日まで大體において略ぼ法幣の四倍餘に軍票が騰貴することになつて居り、それに日本物資が相當價格で賣られてゐる

ので、所期の目的に添ふに近いものがある。日本から直接輸出するよりは上海を經由すれば安く第三國に賣ることが出来て、しかも利益が多いといふことがあつたので、之が取締りは當局において大いに腐心したところである。日本人はやらないにしても第三國人、支那人が上海で日本人から日本物資を入手して再輸出をする場合があるので、輸出先で日本より直輸出のものは競争出來かねることにもなつた。かかる場合、日本人に對する取締りは比較的容易であるが上海に輸入されて支那人第三國人に賣渡された後には日本當局として取締りの方法をもたないことになる。こゝに上海經濟と日本統制との交渉上むづかしい點がある。この種の輸出入貿易の部面における困難に似たものは、上海租界の内外においても大小とも經驗して來たところであつた。たとへば上海でビールが高いと日本からの輸入品を安く賣れば外支人に買ひ漬はれてしまふ。又日本人が賣りつくしてしまふまで買溜めをやつて品不足による値上りを待つて、逆に日本人に賣つけやうとする外支人もあると見られる。之は邦人商工業者が商機に敏であり支那人外人に對し資力の上でもすぐれてゐる程度防止できる筈の遺憾事であるが、もし日本物資の公定價格的のものがあつて某々商品はこの價格を超ゆべからずとした場合には支那人自ら需要せざるものでも利を漁る目的で一時買溜めを試みることもあるから、防ぎやうのない不利をもつことになるであらう。茲に現地適性價格の設定のむづかしさがある。總力體制が出來上つてゐないところには完全な統制は出來ない。たえず拔道を歩む連中を道伴れにしてゐては行列の秩序をととのへることは不可能に近いであらう。日本人は日本當局の統制命令に服することは當然であるが、外支人は日本人の如くにその規定を遵奉せむとしない。茲に中支經濟の經營が想像以上の複雜さと困難とを包藏する所以がある。

上 海 市 勢 要 覽

- 一 上海の人口及び行政機構
- 二 上海港及び上海海關
- 三 上海に於ける日本人の活動



一 上海の人口及び行政機構

人 口

一九三五年に於いて上海の人口は三百五十萬と推算された。そのうち共同租界及び佛蘭西租界に住む外國人は、僅かに七萬を算するに過ぎない。而して外國人中多數を占むるのは、約三萬人の日本人、一万五千人の白系露人、一萬に近いイギリス人であつて、アメリカ人は三千八百人その他五十ヶ國に上る雜多の國民の寄り合ひであつた。事變後の外國人々口に於いて日本人が激増して今日では九萬に近い人口をもつてゐると、ドイツの猶太人追放によつて上海に逃れて來た難民が二萬に上つたことが目立つてゐる。支那人々口は、各地から戰火に追はれて、支那難民が上海に殺到蝟集して、兩租界共二倍半の人口を抱へることになつた。この他特別市政府治下の人口の増加を加へるときは、四百五十萬乃至五百萬にも上るであらう。これら多數の支那人々口を養ふことは、容易ならぬ問題である。一九三五年の調べでは工場労働人口約四十萬、その他零細手工業に從事するもの約三十萬で、總人口の約一〇%に當つてゐたが、五年毎の調査の行はるべき一九四〇年には、調査實施が不可能であつたから、見當もつき兼ねる状況にある。もし同じ率を以て考ふるならば、九十萬乃至百萬の労働人口を擁する理であるが、上海工業生産の現狀より推すときは、到底かかる多數の労働力を吸收し得ないから、相當の失業者がゐるものと見なくてはなるまい。

行 政 機 構

上海は共同租界と佛蘭西租界及び上海特別市の三つの行政區域によつて區分され、しかもこの地域は相互に獨立し

獨自の法規の下に、別個の行政機關によつて支配されてゐる。

一 共同租界 (The Shanghai International Settlement.)

一八四二年の南京條約は、上海の開港とともに、英國民を「迫害又は拘束を蒙ることなく居住するを得せしむ」と定めた。また翌年の追加條約は「居住の爲の土地家屋を正當衝平に取得し得る權利」を認めた。治外法權に就いては南京條約に明文を有しないが、その附加的協定に於て領事裁判権を認めてゐる。

一八四五五年には、「英國人が支那人地主より土地を取得し得る地域」を別に設けるといふ取極めがなされた。これが上海共同租界の始まりであり、且つ支那に於ける外國租界の起源である。またこの協定は第一回の「土地章程」(Land Regulations)と呼ばれ、上海共同租界の憲法とも言はれる現行「土地章程」の源をなすものである。第一回の土地章程によれば英國專管租界の範圍は明かに劃定せられることなく、單に「洋涇濱 (Yang-King-Pang) の北及び李家場 (Le-Kea-Chang) の南に該當する地域」として漠然と規定されてゐた。またこの章程では土地の取引はすべて英國領事館に登記し、また英國人以外の第三國人がこの地域内で土地を租借せんとする場合は英國領事の許可を要することとした。今日一部の人達が共同租界を「英租界」と誤り稱する所以はこゝにある。

米・佛の兩國はその對支條約によつて、最惠國約款を有するため、當然上海に於ける居住の自由を主張し、「土地章程」による英人居住區域にも進出するに至つた。そのうち米國人は英國人の專制に抗して、蘇州河以北の虹口を米國租界とした。しかしこれは支那側の公認を得たものではなく、事實上形成されたものである。しかるに太平天國の亂が上海に及び、外國人の共同防衛を餘儀なくせしめ、米國租界の英國租界への合併の機運を起した。一八六三年には、そのために一應米國租界の地位を支那側に公認せしめ、次いで合併が實現し、虹口、楊樹浦方面を加へて、茲に共同租界の出現となつた。

第一回の土地章程による租界の區域はあまり明かでなく、大體百五十エーカー位であつたが、其後屢々擴張せられて、現在では五千五百八十三エーカーとなり、租界より西部及び北部に延びる道路は越界築路といはれ、租界の行政權の及ぶ地域であり、その延長は四十八哩、その包括する面積は七千九百二十二エーカーに及んでゐる。

この共同租界は上海の最も重要、且つ繁華な地域を包含するもので、舊英租界のバンド及び南京路一帶は各國の商館、銀行等が櫛比し、商業中心區を成してゐる。また蘇州河以北は通常虹口 (Hongkew) と呼ばれ、日本人は大多數この方面に居住し、殆んど日本人町の感がある。

共同租界の憲法に當るものは現在「土地章程」と呼ばれるものがそれであるが、これを特に「土地章程」と呼んだのは、租界創設の當初にあつては、土地が最大の要件であり、土地に關する根本原則が即ち行政の中心をなしたからである。第一回の土地章程によつて道路碼頭委員會 (Committee on Roads and Jetties) が英國領事によつて任命され、現今之の租界工部局の發端をなしたものであるが、一八五四年には土地章程の第二回改訂が、米、佛の英國專制に對する非難の結果として實現し、前の委員會に代つて市參事會が選舉されることになつた。土地章程は第三回の改訂を経て一八九八年に現行のものになつた。

土地章程に規定された一定資格を有する納稅者は參事會員を選舉し、納稅者大會に出席することが出来る。納稅者大會に於ては、豫算、決算の審議及び議決、公債の發行、諸稅率の決定等を主たる議決事項とする。

參事會は共同租界最高の行政機關であり、その構成は從來は外國人のみの參事會員九名であつたが、現在では支那人五名を之に加へることになつてゐる。外人九名の構成は、英國人五名、米國人二名、及び日本人二名を以て慣例としてゐたが、一九四一年には「土地章程」の一部停止を行つて從來とは異なる比例を以て構成することとなつた。參事會員の任期は一年である。參事會の任務、權限とするところは、課稅の賦課、收納及び徵收、豫算の編成、決算書の

作製、諸委員會の任命等である。

參事會の下にあつて、行政の實際に當るものは工部局である。工部局の組織は先づ各部門の統合機關として總務局を設け、各局間の事務折衝に當らしめてをり、總長一名、局長一名、次長三名を主體として構成されてゐる。現在では總長、局長は英、米人によつて占められ、日本人は次長の席を一つ得てゐる。

共同租界の治安維持は警察及び義勇團の手に依つてゐる。工部局警察は一九四〇年末には總員五千八百八十四名を擁し、外人隊は五百三名、印度隊は五百五十七名、支那隊は四千五百四十三名であり、日本隊は二百八十一名である。警察は工部局の一部門として警視總監によつて統率され、日本人の特別副總監が一名任命され、同氏の權限は日本隊の指揮監督を始め、警察行政全般に就いて直接總監と折衝をするのである。義勇團は總員一千五十七名であり、日本人は百十六名である。

次に共同租界の行政に關して、參事會を監督する立場にあるのが領事團である。支那と條約を有する各國の領事によつて組織され、租界に關係ある政治、立法、司法上の特殊事項は凡て領事團の權限となつてゐる。また土地章程によれば、年次及び特別納稅者大會の招集、土地章程及び附則改正に關する認可等は領事團の權限となつてゐる。租界内の司法關係は極めて複雜であるが、之を三つに分けて見ることができる。

第一は領事裁判權に基く法廷であり、日本、イタリー、ベルギー、デンマーク、オランダ、ノルウェー、ボルトガル、スペイン、スウェーデン、スキス、ブラジルの十一ヶ國が領事法廷を有し、英國は高等法院及び上訴法院を有し、米國は米國在支法院と米國司法委員法院を有してゐる。

第二は領事團裁判所である。土地章程により工部局を被告とする行政訴訟を審理するため、一八八二年に「領事團裁判所訴訟條例」が制定されてゐる。その構成は一九三一年來五名の各國領事よりなり、毎年領事團の互選による。

各國領事の組織する一種の國際混合裁判所である。

第三は支那裁判所である。一八六四年、外支間に「上海洋涇濱會審章程」が成立し、本來支那司法權の適用内にある問題も外國人關係事件には、外國官憲が會審する制度即ち「會審衙門」(Mixed Court)が設立された。一九一年の民國革命の時には清國當局はこの管理を領事團に委ねたので、それ以來六年間は、支那人法官は領事團の任命により、またその俸給も租界當局によつて支拂はれるといふ狀態であつた。世界大戰後、支那の國權回収運動は、會審權返還を要求し、その結果一九二六年には「回収暫行法程」の協定が成り、「臨時法院」が設けられ、更に一九三〇年には純粹の支那裁判所である「地方法院」及び「高等法院分院」に變り、從來の會審衙門は廢され、支那人及び治外法權なき外國人間、及び彼等を被告とし外國人を原告とする民、刑事事件はその管轄に屬することになった。

II 佛蘭西租界 (La Concession Française en Shanghai)

佛蘭西は南京條約に倣つて一八四四年黃浦條約を結び、最惠國約款を得た。一八四九年には佛國專管租界の設定を認められ、英米兩租界合併に際しても專管租界の維持を強く望んで、今日のとく佛蘭西租界として、共同租界と併び立つてゐるのである。

設立當時百六十四エーカーであつた地域は、今では二千五百一十五エーカーに達してゐる。

共同租界の土地章程に相當するものは「佛租界市政章程」(Le Réglement Municipal de la Concession Française de Changhai)であり、一八六八年制定され、其後數次に亘つて改訂されてゐる。しかし共同租界と異つて專管租界であるため、官僚專制の色彩が濃い。

納稅者會議はなく、共同租界參事會に相當するものは公董局董事會である。董事會は十五名より成り、佛國總領事がその一を占め、且つ議長となる。残り十四名中七名は佛國人であり、四名は一般外人より選ばれ、他の三名のうち

二名は選出されたる支那人であり、一名は總領事の任命する支那人である。

董事會の權限は租界行政全般に及ぶのであるが、共同租界と異つて領事の權限が大であつて、諮詢機關たるの機能以上に出ない。

公董局と併立して警務總監部と司法顧問部が各々獨立し、總領事の支配の下にある。

司法關係に就いては、領事裁判が行はれ司法顧問部がある。支那裁判所は共同租界に次いで、一九三一年會審衙門を支那側に返還し支那側の「地方法院」及び「高等法院分院」の權限が認められることになつた。地方法院は、共同租界のそれを「第一特區法院」と呼ぶに對し、「第二特區法院」と呼ばれる。

三 上海特別市

共同租界及び佛蘭西租界を圍む廣大な地域は上海特別市と呼ばれてゐる。その地域は黃浦江の兩岸に亘り、揚子江との合流點に迄及び、舊城内、南市、徐家滬、浦東、閘北、吳淞等の地區を含んでゐる。共同租界、佛蘭西租界は、第一、第二特別區として名目上その行政地區に名をつらねてゐる。

上海特別市の出現は一九二五—二七年に始まる。さきの國民政府によつて、此處に大都市計劃が立てられ、支那事變によつて、上海市大道政府の手を経て維新政府によつて特別市政が施行せられ、維新政府の新中央政府への包含とともに、また中央政府直轄の特別市となつた。

二 上海港及び上海海關

一、上海港の地位

上海が中支那に於て貿易港として、支那對外貿易の半ばを占め、東洋に於ける重要港たる所以は實にその地理的位置の然らしむる所である。これは要するに上海が中部支那商業上の門戸として揚子江の咽喉部に位し、物資の一大集散地をなしてゐるためである。

上海港とその背後地との關係を見ると、鐵道は南京、天津、杭州に通じ、上海を抱擁する所謂デルタ地帶は地味肥沃で自然の穀倉であり、且つ無數の小河川、運河が網の様に擴がり、到るところ汽船或は大小民船の航行に適し、直接上海の繁榮に貢獻してゐる。更に揚子江は流程三千百哩、その流域は七十五萬平方哩に達し、これを本流流域の六省（四川、湖北、湖南、河南、安徽、江蘇）のみに就いても、總面積五十三萬六千平方哩住民一億九千萬人を數へ、支那本部全人口の半ばを占めてゐる。これらの地方の生産品又は需要物資は流域地方の鐵道網及び陸路の交通が不便の爲め、悉く揚子江水路の航運に頼つてゐる。斯くて上海今日の繁榮は全く揚子江の賜物であり、將來の運命も亦揚子江流域に於ける産業の開發、水利の如何に懸つてゐるといひ得るのである。

二、上 海 港 勢

上海港は、揚子江を溯江すること約四十一哩にして黃浦江との合流點たる吳淞に達し、更に黃浦江を溯ること約十三哩のところにある。一八四二年南京條約の結果、開港せられ、爾來外國貿易の激増、出入船舶の増加に伴ひ、多くの碼頭が相次いで築造され、現在上海港と指定されてゐるのは、延長約二十二哩、廣さ七・五平方哩に及び、河幅は最廣部二千九百呎、最狹部一千呎で、水深二十四呎以上を保つ水路の幅員は平均約八百六十呎である。滿潮時に於て最大一萬分の五の泥分を有するその水は黃濁を呈してゐる。

港内には百三十三個の繫船浮標があり、そのうち百個は稅關、七個は各國海軍、十三個は船會社、浮會社の所有に

屬する。税關所有浮標百個の内五十八個は商船繫留用として貸與される。港内は便宜上十五區に分たれる。その兩岸は各國によつて所有され各國の上海に於ける勢力を如實に物語つてゐる。兩岸の河岸の長さ、棧橋の長さの合計は二十五萬三千呎であり、そのうち英國は約三萬六千呎、支那は二萬八千呎、日本は二萬五千呎、米國は九千呎を所有してゐる。なほ公共使用のものは五萬四千呎、不明なるものが九萬一千呎となつてゐるといふのが事變前の調べである。事變以來、その勢力に消長があるから、右の數字をもつて必ずしも現状を示すわけにはいかぬが、大凡の見當はつくであらう。

三、上海港の施設

上海港の施設のうち特徴のあるのは、その倉庫に關するものである。有力なる船會社は自己經營の棧橋倉庫を所有し、或は棧橋倉庫會社と特約して、この棧橋に陸揚する。しかも上海の慣習によつて各會社は棧橋會社の棧橋を利用した際にも、特種貨物を除いては全て自己の勘定で陸揚する。なほ棧橋倉庫の内には右普通倉庫の外、保稅倉庫の指定を受けた保稅保管設備をも併有する故に輸入申告期間内に輸入手續の出來ぬ貨物に就ても簡単に保稅倉庫へ倉移しする事が出来る。かゝる特種な棧橋倉庫業が發達し専用倉庫業の發達しなかつた理由としては、船會社が自己埠頭に陸揚し同所で税關検査を受け、直ちに目的に搬出することが出来、また保管中の管理も充分行はれるため、わざく他の倉庫へ移す費用が省け、また損傷を防ぎ得るといふ利便のためである。

四、上海海關

沿革 一八四一年、支那は英國との阿片戰爭に敗れ、南京條約を結んで上海及び廣東、廈門、福州、寧波の五港を

開放した。太平天國の亂に際し、上海にも小刀會の反亂が起り、徵稅機關が停止するや、英、米、佛三國領事は上海道臺と上海海關組織に關する協定を結んで、關稅委員會を設けたが、間もなく英國代表の手にその實權が歸した。これが即ち現行海關制度の起源である。

英國人の海關支配の實權は、一八五八年の天津條約によつて全支の海關に及び、次いで一八九八年の「總稅務司に關する清國の宣言」によつて、英支貿易が他國に優越する限り、英國人を總稅務司に聘することとせしめた。其後一九一一年の反清朝の反亂に際しては、關稅を擔保とする外債の償還を保證するため、關稅收入を支出するの權をも總稅務司の手に委ねることを承認せしめた。

世界大戰後には關稅自主權の回復運動が盛んになり、巴里平和會議及び華府會議を通じて、盛んにその要求を提議したが、税率の改正等によつて、やゝ一部の成功を見たにすぎない。關稅自主運動は一九二七年に樹立された國民政府によつて一層進められ、各國との間に自主權回復に關して條約が結ばれた。尤も日本はこの條約には參加せず、最惠國約款の存する以上、完全なる自主權の回復とは成立得なかつた。

支那事變によつて、北支、中支に日本の占領地域が擴大するや、占領地域の海關接觸に關し、日英間に交渉が行はれ、それら各海關收入はわが横濱正金銀行に預入の後、外債負擔部分を總稅務司に送金することとした。維新政府はこの協定に基いて、一九三八年五月には上海海關を接收した。

組織 海關の本務は素より稅務の取扱にあるが、其他之に附帶する諸般の事務をも取扱ふ。即ち外國輸出入品の課稅、船舶噸稅、特殊の稅の稅務は勿論、各種手數料の徵收、保稅倉庫、一般倉庫及び稅關附屬倉庫等に關する事項、船舶及び貨物の検査取締、稅關規定其他の反則者の處分に關する事項等の如き收稅に關する附帶事務を取扱ふばかりでなく、また日本に於て遞信省が管掌する港灣、水路及び航路標識、沿岸燈台に關する一切の事務、海關員の訓練に

關する事務及び統計に關する事務等々、各種の附屬事務を管掌してゐるのは他に多くその類を見ないところである。これ等多種多様の事務を現在は左の二大部門から組織された各部に於て管理してゐる。

一、徵稅部 (Revenue Department)

一、海事部 (Marine Department)

また次の三者によつて、その二大部門が分掌されてゐる。

一、稅務司 (Commissioner)

二、巡工司 (Coast Inspector)

三、總工程司 (Engineer-in-Chief)

徵稅部は關稅の賦課徵收及び一般關稅行政を總轄する主要部であり、稅務司が之を統轄する。

海事部は巡工司を部長とする本來の海事部と、總工程司を部長とする工務部とに分れる。本來の海事部は主として噸稅收入を以て支辦せらるゝ海事行政を掌り、工務部は海關に屬する財產の保持及び管理に關する技術的方面を擔當する。

以上一部を總括するのは形式上支那政府財政部長の職務であるけれども、事實上は前に述べた様に英國人たる總稅務司の監督の下に統攬されてゐる。尤も之等二大部門中稅關組織の本質とも見るべきは、徵稅部であつて、他はこの附屬たるに過ぎないから、單に海關と呼ぶときは徵稅部を指すものと考へてよいのである。

現在日本人は副總稅務司として總稅務司に次ぐ位置にあるが、他は殆んど英國人の勢力の占むるところである。

關稅 上海開港に當り諸外國との條約によつて定めた輸出入稅は從價五分であつたものを、從量稅に引き直して徵收することになつてゐたので一八五八年、一九〇二年には、從量稅率を現實從價五分に相當するやうに改訂した。こ

の従價五分は所謂條約税率として八十年にわたつて實施された。一九二七年より二分五厘の附加税を之に加へ、一九二九年、關稅自主權の回収とともに七種差等税を採用、一九三〇年には銀價暴落のため關稅收入の激減を惧れ、海關金單位制を採用した。金單位とは純金約六〇センチグラムに相當するものである。現行の税率は、輸入税は一九三八年に改訂されたもの、輸出税は一九三四年のもの、轉口税は一九三七年の税率を各々使用してゐる。輸出税は支那特有のもので、嘗つては國內産業のために採用されたが、その後輸出獎勵のために漸次撤廢されつゝあつた。轉口税は國內各地への移出に對して徵收するものである。其他、順稅、統稅、救災附加稅、輸出入附加稅、碼頭稅がある。

上海海關の稅收は常に全支海關稅收の半ばを占めてゐる。一九四〇年全支海關收入は四億七千五百七十四萬元であつて、そのうち上海は二億七千三百十三萬元、即ち五七%を占めてゐる。

三 上海に於ける日本人の活動

經濟方面的活動狀況に就ては、本書の諸所に於いて説明が與へられることもあるから、茲では主として、他の生活部面のことを述べて見たい。

上海居留民團 在留邦人は既に記したやうに事變前には二萬五千といはれてゐたのが、最近では九萬を算する有様で、その増減の跡を示せば次の如くである。

昭和十一年末	二五、九九六人
〃 十二年末	九、七四一
〃 十三年末	三七、二一九
〃 十四年末	六四、五七四

"十五年末

七二一、九二九

"十六年六月末

八七、二七七

事變以來の膨脹した人口が、如何なる職業別分布を有するかを概観するに、昭和十四年十月一日現在内地人五萬一千餘人中、家族を除きたる二萬六千六百四十二名は、大凡次の如き職業別を示してゐるのである。

會社商店員

一一、七一一名(女六八〇名)

工 業

三、〇一三

接客業

一一、三一〇(女一、九二七名)

交 通 業

一、三九九

自由業

一、三五九

官公吏

一、三三五

物品販賣業

九〇七(女九七名)

家事被傭人

五九五

學 生

五四八

農水林礦業

七二

其他雜業

一、一七九

無 職

六九三

これらの在留邦人は、上海居留民團を構成して、在上海帝國總領事の管轄下にある。その居住地域は、前述の各行政區域に亘つてゐるのであるが、共同租界中、虹口(Hongkew)方面にその大部分が居を定めてゐる。

上海居留民團は、明治四十年に設けられたもので、初等及中等教育施設を主たる業務として、附隨的に診療所、墓地、火葬場等の若干の社會施設を行つて來た。居留民は、民團課金の制により、それらの施設に要する經費を分擔することになつてゐるのである。上海在留日本人は國稅等の公課を負擔しないが右の民團課金の外には、共同租界工部局の査定による土地家屋課金を納めることになつてゐる。其負擔は比較的低率であつて、いづれの國民もその本國に於ける場合とは格段に少い公課を納める結果となつてゐるのである。因みに近年工部局財政は赤字に悩まされて、その補填に苦心してゐるが、最近には各種の新稅を起して財源を得むとしてゐる。

民團は居留民會の議決によつて運營せられるのであるが、民會は課金納付者を選舉人として、選出された二十五名と、總領事の選任する二十五名の二年任期の議員とを以て構成し、外にその互選による參事會が設けられて、民團長の諸間に應ずることになつてゐる。現在民團の經營する國民學校七校、中學校、商業學校、高等女學校、女子商業學校、青年實業學校各一合計十二校であつて、更に増設の要あるため、三百萬圓の民團債を上海に於いて募ることに決した。既に學校建設團債として昭和十四年及十五年の二回に三百萬圓を起し未償還である。昭和十五年末の財產明細書にはその資産の部に三百五十六萬八千餘圓を計上してある。

上海日本商工會議所 既に三十年を超ゆる歴史を有し、外支人商業會議所と並んで吾が商工業の發達のため努力して來てゐるが、昭和十六年九月初には會員たる商社數七百八十三に上つてゐる。日本内地の商工會議所と同じく義務加入の制度によつて構成された公法人として、在上海帝國總領事の監督下にある。會員中には、支那法人たる國策合辦事業會社も出資關係等の事情より加へられてある。その發行にかかる、昭和十六年版「上海商工錄」所載の會員商社を上海店開設の年代順に掲げると大凡次の如くで略ぼその變遷を窺ふに足るであらう。

大正年間

一六九

昭和十二年八月迄

一二七

事變以降 小計四二二六

内 昭和十二年末迄

六

昭和十三年末
昭和十四年末

一四九
二三〇

昭和十五年末

三二

昭和十六年八月迄

一〇

尙ほ會議所は昭和十五年九月以来日本より中支那方面への輸入物資の統制に關し興亞院當局の委嘱をうけて「中支那日本輸入配給組合」を創設し、その聯合會の運營に盡力して居る外、軍官民各方面との連絡に努力し、現地統制經濟の要請に應ぜむとしてゐる。此目的達成を促進するために昭和十三年以来會議所は各種の組合の結成、強化につとめて來たが、現在その數は同業組合は百、其他統制組合は八十に上つて居るのである。

在華日本紡績同業會上海支部 在上海邦人紡績業の自治機關として、各方面との交渉連絡に當つてゐるが、大正十四年上海に創設せられたものが、昭和十四年に至り本部を大阪に移し、各権要の地に支部を設置した。上海の會員は九社、その實力は上海紡績事業の過半を制してゐる。尙本會は、占領地域内支那紡績工場の引受運營、中支棉花協會の設立、上海棉業取引所、華中棉產改進會等の事業のため貢獻する所多大である。

日本俱樂部 在留民の社交俱樂部として、明治卅七年創設され、會員數千六百に上つてゐる。イギリス人の上海俱樂部、アメリカンクラブ、フレンチクラブ等に比し其規模乃至裝備に於ては遜色あるも、在留日本人の生活に一つの中心を與ふる役割をつとめてゐる重要な機關である。

東亞同文書院大學 明治卅二年財團法人東亞同文會が日本の専門學校令に則つて設立した東亞同文書院は、一昨年大學に昇格した。事變後現在徐家滬海格路南洋大學跡に開校六二五名の學生を擁してゐる。

上海自然科學研究所 法租界祁齊路三二〇號敷地二萬餘坪、研究所として快適なる施設がなされてゐる。その目的とするところは自然科學の純理を究め支那の自然科學の發達を圖るにある。今秋開所十周年記念の催しがあり、その業績は次第に内外の注目をあつめつつある。本研究所の事業は大正十四年日支兩國政府の任命した兩國委員を以て組織する東方文化事業上海委員會に依つて始められたもので、數次の事變の裡にも常に質實なる進歩をつづけて來た。

同仁會上海支部 上海の公共醫療施設としては、共同租界及佛蘭西租界に夫々診療所病院が經營せられてゐるが、我が居留民團も附屬診療所をもつてゐる。それに加へて同仁會上海支部が事變後病院を開設し、又陸戰隊と協力して防疫事業に活動してゐることは、甚だ多とすべきところで、その恩惠はひろく内外人に及んでゐるのである。

上海日本近代科學圖書館 主として支那人方面に日本の圖書文化の普及のために設けられたもので、虹口方面に分館を設けて邦人青年の讀書に資し、又租界各方面に移動文庫を開設するなど、その寄興は注目にあたひするものがある。その藏書冊數二萬五千に及んでゐる。

日華俱樂部 興亞院華中連絡部の主唱により、日支朝野の有力者を以て設立せられたもので、創立以來日尙ほ淺いが、今後兩國國交のため、さきに南京に設立された中日文化協會の上海支部の事業と共にその發達と充實とは大いに囁きせられてゐるところである。

各路聯合會 本會は町内會の聯合會の如きものであるが、居留民團の別働隊として、在留邦人の市民的活動に於いて下情上通の役割を果すべく努力して來たもので、上海の特異なる存在たるを失はぬ。

時局婦人會 皇軍慰問その他に時局下の婦人團體として極めて熱心なる活動をつづけて來た。その事業も廣汎に亘

り、會員の努力は各方面より推賞せられて居るのである。

自肅會 在留邦人の有力者を網羅して、國民精神總動員の實現に資すべく盡力して來た團體である。本會は事變前既に設立し、居留民の反省向上を促す各般の施設をなしつつあつたが、目下居留民の戰時下生活指導に乗り出している民團社會課に移す案が出され近く發展的解消を遂げる筈である。

上海青年團 現地青年の團體的訓練と修養のため設立せられ、最近各方面よりの出捐を得て青年會館を設け、青年の向上のために貢獻するところ少くない。

上海神社 在留邦人を氏子とした滬上神社を昭和八年の上海事變の兵火のあと現在の陸戰隊本部前に建立改稱したのが上海神社で、現在財團法人上海神社理事會が維持に當り、在留邦人の精神的歸趨を明徴ならしめる道場を具現して居る。尙ほ從前の招魂社は現在護國神社と改稱せられ上海神社と同じ境域にあつて、護國の英靈を祀つてある。

上海特別陸戰隊 今次事變以後は勿論、さきの上海事變に於いても、上海に特別陸戰隊のあることは、在留邦人にとつて、深き感動と懷しき記憶とをいだかしめるところであるが、日夜當方面の整備の任に當りつつある陸戰隊將兵に對しては、つねに敬愛の念を深めて居る。上海周邊に駐屯する陸軍部隊に對すると同様各般の慰問の催しなど行ひ在留邦人はその感謝の心をのべることを怠らない。

日本官廳 在上海帝國總領事館の他、事變以來、現地官廳として直接邦人の活動と密接なる交渉を有する役所に、興亞院華中連絡部並に大藏省駐支財務官事務所がある。その他鐵道省辦事處をはじめ若干の在上海事務所がある。が煩難を避けるため陸海軍を除く現地行政機構は外務省及び興亞院に統合する方針が十一月一日東京より發表された。華中連絡部は邦人の支那に於ける事業の統制監督に當り、財務官事務所は資金調整に各般の施設をなし、我が經濟統制の十全を期して居る。

上海經濟の推移

特に事變下の變遷について



第一章 外國貿易の趨勢

- 一 上海對外貿易の大きさと其特性
- 二 事變下の上海對外貿易
- 三 上海對外貿易の國別について
- 四 一九四一年上半季の上海貿易

一 上海對外貿易の大きさと其特性

上海の對外貿易は平時に於て全支那の對外貿易の五割強を占めてゐる。比較の便宜上、支那の海關統計が滿洲國を除外した一九三三年以後、今次事變の勃發までの數字を採つて見るとよく判る。即ち第一次上海事變の直後から今次支那事變の勃發直前の一九三六年まで四年間の海關統計によると、上海は全支輸入の五割四分乃至五割八分強を占めて居り、輸出の側では五割恰度から五割一分強を占めて居り、輸出入孰れも五割強と言ふ比率は一年も破れた事がない。

上海がたゞ一港を以て、支那の如き廣大な地域を占むる國に於て、その對外貿易の半ば以上を占めてゐるといふ事實は、その事だけで既に上海のユニークな存在を證明してゐる。

斯くして上海はその貿易額の巨大な點で世界的にも一九三六年は第十四位に入つてゐるのであるが、何故ミナト上、海は支那に於ける其他諸港に抜きん出て斯くも優位を保つてゐるのであるか。この問題を煎じ詰めると上海の地理的條件及び政治的條件の優位性に歸納される。

地理的條件のすぐれてゐる事は、先づ對内的には上海のヒンターランドこそ全支中で最も肥沃の土地である事、世界有數の大河たる揚子江を控へてゐる事、その揚子江沿岸の人口の巨大なる事、上海は支那の中位に所在する事等を擧げる事が出来る。又對外的な地理的條件としては歐洲と米國との中間に位すること、日本と南洋に對してもほど中に在りこれらを支那の中樞部と結びつける扇の要の如き地位を占めてゐる事等。

次に政治的條件としては、從來動亂常なき支那に於て、上海は共同租界の庇護と、外人の有する治外法權を盾として支那に於ける最も安全な貿易港として繁榮し得た點を擧げれば足りる。

上海貿易繁榮の要因は以上の地理的及び政治的條件が二つながら具備されたところにあり孰れか一方が缺けてゐたならば世界的な一大貿易港とは成り得なかつたであらうし、又地理的に如何に優位を保つても共同租界がなかつたならば或は天津、大連クラスの港に止まつたかも知れない。

然らば一體上海の對外貿易は金額でどの程度のものかと言ふと、今次事變直前の一九三六年を例に採つて一ヶ月の平均を見ると輸入はザツと四千六百萬元に對し輸出は三千萬元に過ぎず結局一ヶ月平均一千六百萬元の入超である。

この入超は上海のみならず全支對外貿易の長い間の特徴で、既に慢性化してゐる一つの疾患である。支那は十九世紀の末から入超續きであるが何故輸出が輸入に伴はぬかと言へば、支那は農業國で生産速度や價格の點で先進工業國に太刀打ち出来ないのが根本の理由であらう。又國內交通機關の未發達も大きな原因をなしてゐる。即ち奥地から上海までの運賃が米國上海間の運賃を上廻ると云ふ様な事は屢々である。

然らばこの入超を支那はどうして兎も角も今まで賄つて來たかと言へば外國人の投資や對支借款、華僑の送金等等があるがこれは本論の目さすところでないから詳論しない。要は上海が支那の入超の例外をなしてゐる港ではない事を指摘するにある。

以上を以て上海對外貿易の凡その大きさと、入超が永續的である點を概述したが、貿易港としての上海が、國際的自由市場として今や世界的にも稀れにしか見られぬ存在であることは今更附言する迄もない。一九三九年の歐戰勃發と共に世界經濟はプロツク化への歩を一段と進め各國の經濟統制は自由市場を次々に抹殺したが、上海は日本軍の占領地域内に在り乍らも共同租界を擁するが故に自由性を維持し得たのである。上海から物を買ひ、或は上海に物を賣る限りでは米國も、英國も、日本も、ドイツも、自由に振舞ふことが出来たのは上海で爲替や貿易の管理が行はれなかつた事に基因してゐたが、今年七月下旬の米英、蘭の對日資產凍結は日本側及び南京政府の對應措置を余儀なからしめ、上海の自由市場性は多分に滅殺されるに至つた。

最後に上海對外貿易の特性としてその輸出入の國別と商品別に見た分析が必要であるが、紙幅の都合上これは以下に述べる事變下の上海貿易の相貌と併せて説明を試みよう。

二 事變下の上海對外貿易

事變下の上海對外貿易を年代順に一わたり回顧して見よう。事變直前即ち一九三六年の數字は前に掲げた通りで輸出入合計月平均七千六百萬元餘りである。

それが事變勃發の年の一月から七月まで即ち蘆溝橋に戦火を見たが未だ上海には波及してゐなかつた七月末迄の月平均は驚異的な飛躍で實に毎月輸出入一億六百七萬元といふ新記録にのし上げた。

事變直前に於ける上海貿易の斯かる飛躍は當時の全支那の政治、經濟一般情勢の好轉を反映してゐる一局面として認識さるべきものである。即ち事變直前の支那は鐵道公路の擴張改善、或は無電通信の波及、其他一般工業の伸展漸く目覺しきものがあり、政治的にも支那は抗日への戰線統一し、從來の支那よりも一段と團結せる如く見受けられ、

反面には通貨の安定が貿易その他一般工業を助長し、かたゞ農村には可成りの豊作豫想もあり、各方面の投資家には愈々確信を抱かせる如き素地が形成され一切が素晴らしい好景氣或は上海の無上の繁榮を豫約するかの如く見えたのである。斯くして一九三七年一一七月間に於ては支那は政治經濟財政のどの分野に於ても顯著な進展を遂げつゝあつたが、茲にいくつかの例を擧げるならば桐油產出は一九三六年の記録に匹敵すると豫想され、棉花の如きは一九三六年の記録を凌駕するであらうとさへ見られ、鐵道收入は前年の二割乃至四割増加、海產物も增産と言つた調子で、この年の上半季に於ける太洋横斷旅客數も記録破りであつた。

貿易の統計は一一六月間の輸入が價格に於て前年同期の三割増加、輸出は四割五分増加といふ飛躍でこの間上海は全支輸入の六割を占め、輸出の五割二分を誇つてゐるのである。

斯くして一九三七年の中夏に於ては將來の經濟繁榮に對する樂觀が、甦生支那延いては上海の俄景氣の基調を成してゐたのである。蘆溝橋事件は斯かる際に發生し、上海はその翌月遂にその渦中に捲き込まれ、事變は前述の如き、一切の樂觀を一朝にして壊滅し去り上海經濟延いてはその貿易の容貌はがらりと一變した。

八月十三日から三個月間に亘つた上海附近の戰鬪はその熾烈の故を以て大きな破壊を伴ひ、損害は計り知れぬものがあつた。閘北、南市、浦東の所謂大上海は宛ら廢墟と化し上海自體は完全な麻痺症狀を呈するに到つた。外國船は直接的危險を避けるため主要汽船會社の一部の船舶は一時上海入港を回避するに到り、黃浦江それ自體上流を封鎖され、揚子江も蔣介石軍のため閉鎖され、上海は數週間といふもの全世界、全支那から隔離されてゐた。斯かる隔離の直後に現はれたものは一切の商取引の脱臼的症狀であり、これに附加されたものは戰時下に不可缺の金融部面の諸拘束であつた。

斯くして事變勃發後の八月—十二月の五個月間は混亂と停頓の歴史でしかない、それにも拘らずこの年全般を通じ

て眺めた上海の對外貿易額は前年に比し僅少の減退に止まつてゐる。これは偏へに一月—七月間の未曾有の貿易隆昌の結果でありこの間の關係を數字は雄辯に物語つてゐる。

△輸出入總額(單位=百萬元)

一九三七年 一九三六年 同上增減

一月—七月 七四二・五 五二〇・〇 増二二二・四

八月—十二月 一七〇・七 三九四・四 減二二二・七

合計 九一三・一 九一四・四 減一・一

即ち一九三七年の八月以後の前年對比の減退と、七月までの前年對比増加額とは殆んど相殺して結局一ヶ年を通じて見ると減少額は言ふに足らぬ微少なものと成つたのである。右の數字は一面に於て事變直前の上海の畸型的な程異常な發展を反證するものとしても見る事が出來よう。即ち事變がなかつたらこの年の貿易は素晴らしい記録を生んだ事が想像されるのである。

就中面白い事には蘆溝橋に戦火を見た當月の七月輸入は七千七百六十萬元、輸出は五千二百九十萬元といふ記録でこの年の各月中のトップであつた。これは早くも上海への戦火擴大を見越した貿易のスピードアップの結果とも考へられるが、いづれにせよ事變は斯かる貿易の繼續的發展を許さなかつた。

斯くて八月—十二月間の上海の對外貿易は前年同期に比し輸入は七割減、輸出は三割五分減と成り、主として輸入面の打撃の方が大きかつたが、輸出はストック品の積出しがあり、比較的余喘を保つたのである。

ミナト上海が戰火を蒙つた幾多の實例の中でも最も顯著なシムボルは五百萬元を投じて建設された新虬江碼頭に見出される。それは長さ各々五百九十呎に達する二つの部分から成り、迅速な荷揚卸の設備を完備して六月十二日に華

々しく開放されたばかりであつた。然し乍ら一萬六千噸のエムブレス・オブ・ジャパン號や、後に歐洲戰で沈没した伊太利郵船のコンテロツソ號等の巨船を迎へたのも束の間、新設の碼頭は事變と共に真先に哨煙の中に包まれて了つたのである。

次に事變第二年目即ち一九三八年の上海對外貿易は支那事變の影響を最も深刻に反映して急激な縮小を示した。平常なら全支の五割以上を占めてゐる上海貿易がこの年は僅に三割に過ぎなかつた。然し乍ら上海のヒンターランドへ向つて、戰線の廣大な地域への擴大を考へ合はすればこれは當然とも言へる事であつた。況んやこの年の上海貿易は甚しい逆境の中で行はれたのであるから三割は可成りの成績であつたとも言へる位である。

この年の年頭の頃の見込みでは貿易は甚だしく前途暗澹たるものがあり、何の期待もかけられぬあやふやな情勢が一般に支配的であつた。實際の戰鬪が上海附近から遠去かるにつれて輸入業者は輸入ルートから逸脱してゐた貨物のうち、幾分かを輸入する事が出來た。然し乍ら輸出貿易は奥地からの一切の平常の商業ルートが封鎖或は戰火に切斷されてゐるために停止して、僅かに上海の倉庫内に残つてゐた小型の包装物品とか或はクリークや運河を經由して上海に入り込む極く僅かばかりの貨物が海外向け輸送され得る程度に止まつたのである。

斯かる中にも法幣は二月の一志二片四分の一から六月には八片へ慘落しこの事は輸入業者に對しては不利益と成つたが輸出は容易と成り、運輸上の危険と不確定な運賃にも拘らずこの年の下半季の對外輸出は事變前の水準にまで上つたのである。

上海の街は前年以來なだれ込んだ避難民に溢れ、街路には貧民がごろごろしてゐるかと思へば、貸家貸間はいづこも空き間なしとなり、商店は顧客に満ちてゐる。商况銷沈の中にも儲け口はあちこちにあると言つた様な戰時色横溢せる溷溷とした空氣の中に在つてこの年は暮れた。その間の上海の對外貿易は海關統計によれば前年や前々年に比し

て四割六分ばかりの一減退と成つたのである。

事變の上海貿易に及ぼした影響のはげしさを海關統計の中から読み取るためにはこゝ二ヶ年間の上海貿易額を左の様に事變前の七ヶ月と事變後の十七ヶ月間に分類すれば、事變下の十七ヶ月間は平和時代の僅かに七ヶ月の貿易にも劣つてゐる事が判るのである。

一九三七年一一七月（七ヶ月間） 七四二、四九一、〇〇〇元

一九三七年八一十一月

一九三八年一一十二月（十七ヶ月間） 六六一、〇一一、〇〇〇元

合計

（二ヶ年間） 一、四〇四、五一二、〇〇〇元

次に一九三九年、即ち事變第三年目は前年初期の貿易衰退の低水準から驚異的回復を遂げた。海關統計では貿易額は前年の實に二倍以上に達してゐるのである。

法幣の對外相場は最高八片一分の一、最低三片六分の五となり、この法幣暴落は一般には上海工業を海外競争品と比肩するまで昂揚せしめた反面、この暴落と、蔣政權が支那銀行から現金引出しの制限を行つた法令とは、贅澤品に限らず多數商品の海外からの輸入を阻止する事と成つた。

これら的事情を反映してこの年七月から以後の上海輸出は輸入の減退とは逆に急速に伸展した。少くとも海關統計のまゝではいつも乍らの入超は間もなく連月の出超と變貌したのである。

續いて一九四〇年に入ると前年九月から勃發した歐洲戰の影響があつたにも拘らずこの年上海輸入は支那事變前の平和時代をすら凌駕する素晴らしい數字を現出した。殊に最初の數ヶ月は法幣下落にも拘らず大量の輸入が引續いてゐたのである。これにブレーキをかけたものは五月の法幣の暴落と七月の我が支那沿岸封鎖強化であつた。

この年の輸出は前年の倍額に及んだばかりでなく、一九三七年から、一九三九年までの三ヶ年分の輸出合計よりもまだ超過してゐる。

尤もこれは法幣計算で見た話で、法幣の夥しい下落を考慮に入れる爲めに磅價換算で見ると右程ではないが前年や前々年を可成り凌駕して居り一九三七年の高記録に肉迫してゐる。

一般にこの年五月二日の法幣慘落は輸出を有利としたが、輸入品の上海價格の値上りは輸入貿易に悪影響を及ぼした。

以上によつて事變勃發直前から一九四〇年までの上海對外貿易を輸出入の金額のみについて概観したが、今これを海關統計と、それから法幣市中相場及び磅價に換算した一覽表を掲げる。一九三九年と一九四〇年は海關統計のまゝでは出超であるが、法幣市中相場や磅價では依然として入超である。

△上海の輸入

	海關統計	法幣市中相場	英貨
	百萬元	百萬元	百萬磅
一九三六年	五五三・〇	五五三・三	三三・一
一九三七年	五〇八・八	五〇七・八	三〇・一
一九三八年	二九六・〇	三七六・四	一六・一
一九三九年	五八〇・〇	一、四〇八・八	三五・五
一九四〇年	七四四・九	二、九七五・六	四八・七

△上海の輸出

海關統計

法幣市中相場

英貨

百萬元

百萬元

百萬磅

一九三六年

三六一・四

三六一・四

二二・六

一九三七年

四〇四・三

四〇四・三

二四・一

一九三八年

三三一・一

三三一・一

九・五

一九三九年

五九一・七

五九一・七

一四・九

一九四〇年

一、三六七・一

一、三六七・一

二三・四

△上海の入超(▲印=出超)

海關統計

法幣市中相場

英貨

百萬元

百萬元

百萬磅

一九三六年

一九一・六

一九一・九

一一・四

一九三七年

一〇四・四

一〇三・四

六・一

一九三八年

四六・九

一五四・二

六・六

一九三九年

▲一一・六

八一七・一

一一〇・六

一九四〇年

▲六・三一・三

一、六〇八・四

二六・三

右の表のうちで海關統計は貿易の實際額ではない。海關統計では輸入額は海關金單位で表示されて居りそれを法幣に換算する際には法幣の公定相場一元=一志二斤半に依つてゐるが、實際には法幣の市中相場は漸次三斤台へと下落してゐるのである。だから實際の貿易額は法幣市中相場と磅價換算で見なければならぬ。

然るに法幣市中相場で見ると一九四〇年の輸入は一九三六年或は一九三七年に比して五倍以上に達してゐる。輸出額も四倍あまりである。これは貿易の數量がそれぞれ右の様な倍数に激増したものではないので實は法幣の下落と上海物價の値上りが多分に反映してゐるのである。

その事は磅價で同じ様に一九三六年と一九四〇年を比較して見ると可成り明瞭になる。即ち輸入は一倍半に増加してゐるに過ぎず、輸出は三・七%の微増に過ぎない。結局輸入の増加のみが顯著であるが、それも一九三九年の場合には一九三六年に比して微増でしかない。歐戰の勃發したのは一九三九年の九月で、それ以後は海外物價の値上りも考慮に入れなければならぬから、一九四〇年の輸入が一九三六年のそれの一倍半に當るかどうか數量的には可成り疑問がある。

次に上海では輸出入の大宗は如何なる商品であるかと言へば數年前に可成り重要性を持つてゐた商品が最近は左程でもないかと思へば、數年前は殆んど問題にならぬ比率を占めてゐたものが最近年は上海貿易上に大きな比重を持つに至つてゐる。

先づ輸入の側から見るならば米穀の如きは事變前一九三六年には僅かに全上海輸入の〇・一四%に過ぎなかつたが一九四〇年には、七・四六%と云ふ比率を占めてゐる。石炭も一九三六年の〇・五二%から一九四〇年は六・五五%に昇つた。棉花に至つては六・二五%しかなかつたものが一九四〇年には驚く勿れ二八・五二%を占め、上海輸入の三割弱は棉花である。

以上の米、石炭、棉花の品目は一九四〇年に於ては合計四一・五三%に上るが事變直前には六・九一%に過ぎない煙草(主として葉煙草)の輸入も一九三六年の二・七五%から一九四〇年は五・五八%に増加した。

他の商品に比して比較的に重要化した輸入品は以上の四種が最も顯著なものでこれだけで一九四〇年には上海輸入

の半額に近いが、一九三六年には一割にも足らぬものであつた事を考へると事變下の上海重要商品は可成り變貌のはげしい事が判る。

然らば一九三六年に大きなパーセンテイヂを占めてゐた輸入品で最近は比率の上で減少したものは何かと言へば第一に金屬及礦石のグループでこれは一九三六年は一一・三四%を占めて重要商品類別の中で第一位を誇つて居り、一九三七年には一六・八八%に飛躍し依然第一位であつたが、其後は比率を減じ一九四〇年には六・七五%と成り、依然として重要商品の中には入るが米穀の輸入にも及ばない金額と成り、棉花、米の次位に没落して了つた。これと同じ傾向を示したのは機械及工具が六%強から二・六%に減退した外、雜金屬製品が六・五%から僅に一・五%へ墜落、車輛及船舶が四・三%から一・二%へ、染料及塗料が五・五%から二・五%へと墜落した。

こゝで註釋を加へる迄もなく右に論じたのは各年の上海輸入をそれぞれ一〇〇とせる場合の比率であつて上海に取つてどの程度重要であつたかを問題にしてゐるのであるから絶對額の増減とは別問題である。

これを念頭に置いて重要性では昔も今も變つてゐないものを探求すると羊毛及毛織物が一九三六年の四・五%から一九四〇年は三・五%と下つたが先づ大變動とは言へない。化學藥品及製藥劑も五%から四・四%に下つたが略同じ様な重要程度を示し蠟燭、石鹼、油脂、ゴム、レヂンを一括したグループが七%強から五・七%へ下つたがこれ亦大した變動ではない。一九三八年に於てはこのグループは上海輸入の第一位を占め一一・三%に及んでゐるので一貫した減少傾向はむしろその年から發見される。次に書籍、地圖、紙、ウツド、バルブを一括したグループが一九三六年の七・五%から一九四〇年は四・二%に減じこれは寧ろ減少傾向を示してゐる側に數へ上げた方がよいかも知れない。木材も上海の輸入品中の重要品の中に列するがこれは一九三六年の二・三八%から一九四〇年は二・一一%に減じてゐる。大體以上の如き品目が上海輸入重要商品と稱せられるもので棉花を筆頭として米及び石炭の輸入の比率の上の

著増は同時にそれらの金額の増加でもあつたが、これらが事變の影響によるものである事は周知の通りであり、反面に金屬礦石、機械工具、車輛船舶、雜金屬製品の比率減少の裏には歐洲戰による影響も多分に加味されてゐる。染料及び塗料も同列に入るものの、上海が必ずしもそれらの品目を從前程必要としない様に成つた譯でもないのである。左に各年のパー센ティヂ一覽表を掲げる。

△上海輸入重要商品百分比

	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
米	○・一四	○・八一	三・一〇	○・八二	七・四六
石炭	○・五二	○・四八	七・〇〇	四・〇六	六・五五
棉花	六・二五	二・九七	四・二八	一・七・〇一	二・八・五二
羊毛及毛織物	四・五四	六・一五	三・三〇	三・一九	三・五〇
金屬及礦石	一一・三四	一六・八八	九・九〇	六・〇五	六・七五
機械及工具	一・〇四	六・九六	六・五〇	三・四八	二・六〇
車輛及船舶	四・三五	四・四四	二・三八	一・六一	一・二二
雜金屬製品	六・五五	五・五六	三・七五	二・四四	一・五九
煙草	二・七五	三・一四	六・七〇	五・五一	五・五八
化學藥品及製藥劑	五・〇一	五・六一	五・八〇	四・九〇	四・四一
染料及塗料	五・五二	四・七〇	五・〇四	四・〇三	二・五五
蠟燭、石蠟、油脂、ゴム、樹脂	七・三一	一・三〇	七・九一	五・七一	

書籍、地圖、紙及ウッドペルブ	七・五四	八・九四	七・七四	四・三〇	四・二三
木材	二・三八	一・九二	一・七〇	一・九〇	一・九一
其他	一一・七六	一二・一九	一二・四一	一二・七八	一七・一二
合計	一一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇

輸出は如何なる商品が大きな金額を占めてゐるかこれ亦百分比に依つて毎年の動きを見るならば、一九三九年以後は紡織纖維の輸出、就中白生糸(機械繰糸)が著しく重要な輸出品と化し織物(綿及び絹)も稍これに倣ひ、反面に油脂蠟は事變直前から事變の年まで上海輸出の第一位を誇つてゐたが最近は見る影もなく實に二・八五%に減退してゐるこれは主として奥地産の桐油である。次に動物及同產品即ち主として卵及び豚毛が一九三八年以後は減退傾向著しく茶、皮革類の減退も注目に値する。但し皮革は一九三八年が底でその後少しは見直して居り、化學藥品及化學合成品はコンマ以下の比率から上昇して一九四〇年には二%を越えてゐる。一覽表左の通り

△上海輸出重要商品百分比

	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
紡織纖維	一一・三六	一三・八一	一七・〇〇	二六・五四	二三・八九
棉花	(〇・八一)	(〇・七〇)	(三・八一)	(〇・九六)	(〇・四八)
屑棉	(〇・三九)	(〇・三七)	(〇・九一)	(〇・九三)	(〇・八九)
生糸、白、捲キ直シセザルモノ	(〇・〇八)	(〇・〇八)	(〇・八七)	(〇・七七)	(〇・三五)
同 捲キ直シタルモノ	(〇・一七)	(〇・三一)	(一・四五)	(一・七七)	(一・七九)
同 機械繰糸	(五・七八)	(六・四一)	(五・八八)	(一六・五五)	(一五・三七)

屑生糸	(一・〇一〇)	(一・〇七)	(〇・七八)	(一・四九)	(一・一〇)
織糸、編物等	八・〇七	六・一八	一七・六六	一三・三〇	一一・六一
織物(錦及絹)	五・一〇	四・〇七	九・〇八	九・三一	八・一九
動物及同產品	一四・〇一	一五・五一	一〇・一八	一七・四二	一三・八四
礦石金屬及同製品	四・九三	八・八九	二・九五	三・四九	五・三六
皮革類	五・八〇	六・三一	一・九二	二・一九	二・九八
油脂蠟	一〇・一九	二一・三三	三・三八	一・一三	二・八五
茶	六・九〇	五・七八	六・〇七	二・〇一	三・〇八
化學藥品及化學合成品	〇・六一	〇・四七	一・一三	一・八八	一・五六
其他	一一・九一	一七・六四	一〇・五三	一三・六二	一五・六四
合計	1000・〇〇	1000・〇〇	1000・〇〇	1000・〇〇	1000・〇〇

三 上海對外貿易の國別について

相手國と稱しても海關統計に於ては各國の稅關の統計がさうである通り必ずしも政治區劃とは符合しない。例へば朝鮮、台灣は日本と區別し、香港も單獨に取扱つてゐる。

これらの諸國から上海への輸入を比率の大小に依つて考究すれば米合衆國から一九三六年に二四%の輸入が行はれ事變勃發の年から稍漸減傾向を辿つたが第一位と云ふ地位は動かず一九四〇年に至つて斷然三一%強を誇り、上海貿易の米國への依存度は一段と濃厚化した。英本國は事變前後は一〇%以上を占めたが歐洲戰後は五%強に退却し、英

印がこれに代つて昔日の三%とか一%弱の微少な比率から最近は實に一六%強を占めてゐる。印度は今や上海に對する棉花の供給地として最大を誇つてゐるのである。

日本(鮮台含まず)からの輸入は從來一三%乃至一四%強であつたが一九四〇年には輸入統制機構の整備も手傳ひ八%台に落ちてゐる。日本からの輸入品には軍票價値裏付け物資としての意義も含まれるが、これは一九四一年に入つても比率のみならず金額の上でも減少したに拘らず軍票相場はその中支放出以來の最高記録を維持した事を考へ合せるとならば、今や軍票價値を支持してゐるものは圓系物資のみではないと言はざるを得ない。序で乍ら朝鮮及び台灣からの輸入は比率の上では誠に微々たるものである。

獨逸からの輸入は一九三六年には米國に次いで第二位に在つたがその後漸落して特に歐洲戰爭以後は全く昔日の面影なく、佛領印度支那からの輸入はコムマ以下のペーセンテーデから一九四〇年は七・四四%へと跳躍して實に内地からの輸入に肉迫してゐる。これは主として米穀の増大による。近年のブラジルの比率増大は印度と同じく棉花の輸入増大によるものである。

△上海輸入貿易相手國百分比

	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
○米合衆國	一一四・三一	一三一・八〇	一三一・一九	一九・九五	三一・一三
比律賓	○・五七	○・六一	○・九一	○・四八	○・四一
○英國	一一〇・一五	一三・四八	一〇・八一	六・七二	五・五三
英領印度	三・〇五	一・八〇	四・五四	一七・五一	一六・四五
其他英領(註)	八・一二	七・五〇	六・六一	九・二六	八・六四

○日本	一三・一五	一四・七六	一三・七七	一三・八四	八・九三
朝鮮	〇・一三	〇・一〇	〇・一	〇・三三	〇・二七
台灣	〇・〇六	〇・〇八	〇・五九	一・一一	一・〇一
關東州	〇・八九	〇・七七	二・九〇	二・五一	〇・五四
○獨逸	一九・三四	一六・二一八	一一・五八	七・七八	二・三九
○佛印支	〇・六七	一・一七	五・八二	一・七八	七・四四
○蘭印	四・四〇	五・〇四	六・八三	四・三一	五・九三
○ブラジル	〇・六五	〇・四五	〇・九七	五・九一	四・五六
其他	一一・三一	一四・九六	一一・三五	八・三七	六・七六
合計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

(註)「其他英領」は濠洲、カナダ、ビルマ、香港、海峽植民地のほか一先づエヂプトをも合計せるものである。○印は政治色を一目瞭然たらしむるために附したにとどまる。

輸出の側では米國向けが一九四〇年は三二%餘に上つてゐる。輸入と同じく上海貿易の米合衆國への依存度の強い事を物語つてゐるが、これは歐戦の影響を如實に反映したものに外ならない、即ち一九三八年に於ては上海は香港向け輸出を第一としてゐたのであるが一九四〇年には米國向けが壓倒的である。

但し一九四〇年に於て輸出の第二位を誇つてゐるのは香港であり香港の斯くの如き隆盛は實に一九三八年即ち支那事變第二年目から引續いて居るもので、事變前の比率は五%乃至六%強に過ぎないのである。事變後に一七%と躍進し一九三九年から四〇年にかけて一五%台を持続してゐる所以は、支那奥地向けと東南アジア及び英領印度への伸縮

港としての扱頭に外ならない。

殊に東南アジア並に印度は一九三九年九月の歐洲戰勃發を契機として、歐洲からの輸入杜絶或は激減といふ憂目に遭ひ、一方日本としてはこの方面の市場需要に充分に應じ得るだけの餘裕にとぼしい憾みがあつた。その間隙に乘じ得たのが上海工業界であり、兎に角間に合せの製品を送り出し得た事は仲繼港たる香港向け輸出増進の一助となつたのである。

そのほか歐洲戰の上海輸出貿易に對する顯著な反映は獨逸、和蘭、伊太利向けが殆んど消滅した事である。

日本内地向け輸出は事變勃發の年より比率を減じ始め一九三九年は僅かに三・八%であるが一九四〇年には四%をやゝ越えてゐる。

關東州向けは可成りの増大を示したが、これは一九四〇年に於てはシベリヤ經由獨逸向けの輸出品の増大が幾分計算されて居り、一九四一年に入つてから獨ソ開戦の直前まではこの傾向が特に著しかつた。

△上海輸出貿易相手國百分比

	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
○米合衆國	三三・一〇	三五・八六	一五・五九	二九・七三	三三・七三
比律賓	一・四六	一・四五	二・六九	二・五三	一・三一
○英本國	一〇・三四	一一・七九	一二・〇二	一一・一二	一一・一六
香港	五・〇一	六・七二	一七・六四	一五・六三	一五・一六
英領印度	一・六五	一・四四	七・二三	五・一〇	六・三八
海峽殖民地	一・八五	一・七九	三・四九	四・三四	四・三九

○日本	一一・九四	七・九〇	六・五九	三・八〇	四・〇五
朝鮮	○・九八	○・七三	○・三一	○・一一	○・三
台灣	○・九八	○・四七	○・〇三	○・九八	一・四五
關東州	二・三六	一・八四	一・八九	一・三〇	三・一七
○獨逸	六・一〇	九・〇四	一〇・三八	三・七七	〇・〇〇一
○伊太利	○・八九	一・五八	○・三四	○・三八	○・四〇
○佛國	六・一八	六・四七	五・三八	四・八六	一一・三一
佛印支	○・一〇	○・一四	一・一四	一・五一	○・七三
○モロッコ	三・〇七	二・〇三	三・三五	一・一一	○・九八
○和蘭	一・三三	一・六八	〇・八一	〇・八六	〇・〇八
蘭印	一・〇一	一・一三	二・六五	二・八九	三・一八
○泰國	〇・一四	〇・一三	〇・七八	一・五三	三・一
其他	九・一九	七・六一	七・七一	六・一五	六・七一
合計	一一〇〇・〇〇	一一〇〇・〇〇	一一〇〇・〇〇	一一〇〇・〇〇	一一〇〇・〇〇

以上を以て一九四〇年までの貿易について概述を終へたが、今年七月下旬に至り米國は突如として對日資產凍結を行ひ、英蘭等これと共同の行動を探るに至つた。これに加ふるに日本側並に國府の對應措置が講ぜられ、今や資產凍結は上海對外貿易の相貌に激變を齎す事と成つた。

凍結直前までの一九四一年に於ける上海對外貿易を些か分析して見よう。

四 一九四一年上半季の上海貿易

一九四一年一一六月間の上海の對外貿易を海關統計により先づ英國及其屬領だけ拾ひ上げて見ると輸入が上海輸入總額の三三%，輸出は三七%を占め、米合衆國の場合は輸入二〇%，輸出二五%を占め英米を合計すれば輸入五三%、輸出六二%に當る。

この間に上海は英國及其屬領に對しては二億一千四百餘萬元(法幣市中相場)の入超であり、米合衆國からも一億一千八百餘萬元の入超と成つてゐる。即ち左表の通り、(單位＝百萬元)

	輸入	輸出	合計
英國及屬領	五九八・一	三七三・五	九七一・六 入超＝二三四・六
米合衆國	三六七・八	二四九・〇	六一六・八 入超＝一一八・八
右に對し、上海の對圓域貿易は如何なる數字を描いたか(單位＝百萬元)			
	輸入	輸出	合計
日、鮮、台	一六六・八	七八二	二四五・〇 入超＝八八・六
關東州	二七〇	一二一・一	一四八・一 出超＝九四・一
圓域合計	一九三・八	三九三・一	出超＝五・五

右の關東州を含めた圓域貿易が上海の輸入總額中に占めてゐる比率は輸入は一割、輸出は約二割であつた。

この比率は前述の英米の合計五割強に較べると問題にならぬ程低位にある。しかも圓域向け輸出が二割を占めてゐるのは關東州向け即ち獨逸向けをも加算したもので、日鮮台向けのみならば、總額の七・八%を占めてゐるに過ぎない。

い。

上海貿易の英米への依存度は圓域へのそれに比し格段の相違がある事は以上の通りであるが、次に上海と南洋の關係を覗いて見よう。

米國は我軍の佛印增駐を契機として對日資產凍結を行つたが、これは東亞共榮圏の確立に邁進する日本の方針を阻まんとするものに外ならない。

東亞共榮圏確立の問題と切り離すことの出來ない南洋諸國を上海の貿易統計から拾ひ上げて見ると、この中には前記の英國屬領の中に入るものもあるが、地理的に南洋と呼ばれてゐる地域内の諸國と上海との一九四〇年上半季の貿易は左表の通りで輸入總額は上海總輸入の三八%を占め、輸出の側は二二%に當る。

上海と最も關係の深い國は佛領印度支那で輸出入の合計三億元を突破してゐるが、そのうち輸入が二億八千五百萬元を占めて居り著しい片貿易である。これは勿論上海に於ける米穀の輸入が原因である。

輸出入の合計額で第二位は蘭印が占め、これ又佛印支ほどひどいものではないが片貿易であり、第三位のビルマも亦顯著な片貿易である。この三國が南洋中の主なるもので、今年上半季の上海に於ける之等三國からの輸入超過は四億九千百萬元に上つた。

上海は泰國からも入超であるが、これは前三者に比して幾分輸出入の均衡がとれて居り、上海が出超を示してゐるのは比律賓と海峽植民地だけである。左にその一覽表を掲げる。

(順位は輸出入合計額の大小による。▲印は出超、輸入額は法幣市中相場に換算せるもの)

△一九四一年上半季上海對南洋貿易

輸入

輸出

合計

入超

	百萬元	百萬元	百萬元	百萬元
佛印支	二八五・〇	三三一・八	三一七・八	二五二・二
蘭印	一六九・七	五四・三	二三四・〇	一二五・四
ビルマ	一三五・三	一一〇	一四六・三	一二四・三
泰國	六〇・五	三六・一	九六・六	一四・四
比律賓	一四・四	三七・九	六〇・四	一五・四
海峽植民地	四五・六	四五・六	六〇・〇	▲ 三一・一
英領北ボルネオ	○・八	一	○・八	○・八
合計	六八八・二	二二七・七	九〇五・九	四七〇・五

以上で資產凍結直前までの上海對外貿易を大觀したが、これが凍結令の實施に依つて如何なる影響を受けるかは輕々に予斷を許さぬものがある。

本稿執筆中は凍結實施後未だ日淺きため、その實際の運用に當つては米英蘭側にも幾多の疑義や支障を生じてゐる狀態である。謂んや今回の凍結令は今後の日本の南進策の緩急如何に従つて運用上種々の手心を加へる餘地すら多分に残されてゐるのであるから上海貿易今後の相貌は米英蘭側並びに之に對應する日本、國府側等の手心次第である。その根源に溯れば世界情勢の發展如何に懸つてゐるが、孰れにしても上海の對圓域貿易は繼續或は助長されるに對し圓域外との貿易は可成り減退を免れないであらう。

大局的には米英蘭側は、日本向け並びに占領地域内に所在する上海向けの戰時必需品輸出を抑制するであらうし、法幣安定委員會では現に一九三九年に蔣政權が發布せる輸入禁止品目に對しては上海の滙豐銀行を通じて外貨を供給

せぬ方針が傳へられてゐる位だからこれらの輸入品の減退は免れ難い。

輸出の側では從來上海の邦商が取扱つてゐたものは外貨獲得の道を封ぜられ、第三國人の手にゆだねる外はなくなつたが、輸出入のいづれの側に於いても、影響は邦商側ばかりに起る譯ではなく、米英蘭なども自繩自縛に陥つてゐる點が早くも觀取される。その一、二の實例をあげれば印度やエチオピアの棉花は捌け口に困つて居り、米國では生糸の手當に早くも悩みを見せてゐる。

一般に貿易の抑壓には悪くすると双刃の刀的な惡影響を伴ふもので、從來支那貿易の對英米依存度の大きかつた事は今後これが抑制されるに従つて米英側にも相當の犠牲を生ずる事となるべく、上海對外貿易の圓域外への依存度は減退するとは謂へそれに自ら限度がある事は當然である。

米國としては凍結令に依つて今に一年もすれば日本は困るだらう、と考へてゐるかも知れないが、さう言ふ意味で米國が凍結令を以て爆發を防止する安全瓣と考へてゐるならば、凍結令の實施が時間的にどれだけの永續性を持つてゐるか甚しく疑問である。

凍結令の打撃が大きい程、臨時辦法或は過渡的手段としての凍結令自體の運命は短くなり、いはば前采の後に来るべきものは急速に姿を現はすであらう。

斯かる觀點からすれば果して凍結令が順逆いづれの効果を齎すものであるか、上海に對する影響よりも日本に起るであらう物心兩面に於ける反響が我々の關心事であり、次に展開する政治的或は軍事的情勢の發展如何によつて上海貿易に限らず上海經濟全般の運命が左右されるに到るであらう。

第二章 國内貿易の消長

一、事變後の中支國內貿易

(イ) 上海の地位

(ロ) 我が經濟統制事情

(ハ) 占領地區外との交易狀況

二、中支に於ける物資流通狀況

三、事變後變貌せる國內貿易の特異性

一、事變後の中支國內貿易

(1) 上海の地位

事變後中支に於ける物資の流通は總て上海を中心として今日迄回轉して來た。即ち奥地での消費物資の殆ど大部分は上海より購入されると同時に奥地生産物資は其の地場消費を除いた總てが上海へ集貨された。(食料品即ち小麥、米、雜穀を除いては地場消費は極めて少ない)。この事は上海が事變後長江沿岸唯一の自由貿易港として存在して來たと云ふ事に最大の原因があるが、何れにしても此れに因つて上海は中支一帶の最大唯一の經濟基地として事變前にも嘗て見なかつた程の華々しい好況時代を出現したのである。所が其の「經濟基地」としての形體には變りがないが最近に至つて其の内容は著るしく變化されたのである。即ち世界狀勢の變化から上海の自由市場としての奥地への威力は漸次其の魅力が薄れて來た。上海の第三國貿易は輸出入に拘らず極度に梗塞された爲、奥地消費に取つては第三國品は以

前程頼りにならず且奥地生産品は第三國向輸出を斷念しなければならなくなつて來たのである。この事は上海の中支貿易面に於ける絶大な威力を半減すべき出來事ではあるが幸と云ふか今後の上海は第三國貿易に代るに對日貿易及他の

△宣撫班及總領事館搬出入許可状況

(昭和十三年二月一七月間の記録)

上海より奥地への搬入許可主要商品

の圓域貿易への中支基點として再出發する事となつたことである。今後中支國內貿易は上海を中心として圓域經濟の確保に向つて、より堅固に回転する事となるだらう。

(口) 我が經濟統制事情

事變發生以來中支國內貿易面への我が統制力は昭和十二年十二月南京陥落直後に始まつてゐる。即ちこの時に初めて中支の國內貿易は動き始めたと云へる。南京陥落によつて戰火が所謂デルタ地帶と稱される中支貿易區を離れ、この經濟活動力が急速に回復されて來たと共に、我が建設諸工作にともなつて物資の流通が開始されたのである。

先づ昭和十三年度に在つては我が特務機關及宣撫班並に領事館の保護統制下に上海奥地間の商取引が開始された。當時はいはゞ原始的な統制であり今日の如く全面的に威力を發揮する程強力なものではなかつたが、既に搬出入許可書の發給が行はれた。この時代の統制狀態から見た物資交流状況を見るに次の如くである。

煙 砂 糖 寸	草 石 其 他 計	三、七三三、九一圓	一、六四六、五五二圓	四七一、八六三圓	三八一、五七五圓	四七九、三八七圓	九、八〇八、四二五圓	奥地より上海への搬出許可主要商品
棉								
米								
小								
合								
計								
麥								
花								
—								
—								
五七、七三六、二二二圓	三、五七九、一四〇圓	三八、六五七、七五四圓	五、四三〇、〇五九圓					

以上の許可状況で見るも當時既に六千萬圓近い物資が奥地から搬出されてゐたが、上海より奥地への搬入は僅か九百萬圓程度で當時は未だ奥地購

貢力が回復されてゐない事を示してゐる。而して統制は時間と共にその技術の充實を見た事は當然である。一面中支經濟力の回復は敵地區への交易をも助長せしめた結果我が方としては作戦遂行上より強力な統制を必要とし同年九月軍票工作が強化された頃より日を逐つて本格的統制に入り十五年度に入るや俄然強化は擴大され四月物資移動制限令が實施されたのを契機に同六月には最大限度に充實された。現在實施されつつある物資搬出入取締要項は次の如くである。(昭和十五年六月十日實施)

一、左の禁製品の搬出入は之を絶對禁止す

(1) 武器、彈薬、(2) 火薬及其原料、(硝礮局許可あるものを除く)(3) 阿片(戒煙局許可あるものを除く)(4) 其の他作戦上の必要で臨機移動を禁止せるもの

二、左の物資(免稅品を除く)は統稅または鹽稅の納入済證書若くは統稅局の濟印ある收入印紙貼布済のもの、または鹽務局の運搬許可證あるものに限り搬出入を制限せず

(1) 燐寸、(2) セメント(3) 純糸布、(4) 煙草、(5) 清涼飲料、(6) アルコール(7) 鹽

但し燐寸、純糸布及鹽を上海から搬出する場合は許可機關の許可を要す

三、左の物資を陸軍警備地域より上海地域へ搬入せんとするものにありては登部隊本部、海軍警備地區より上海地區へ搬入するものは上海海軍主計科武官府の許可を要す、右許可證なきものは江陰下流江岸よりの積出及び上海地域への搬出入を許さず

(1) 金屬鑛石類(2) 米、小麥小麥粉、荳類(小量の自家用を除く)、(3) 麻、(4) 牛豚羊、(5) 空瓶、(6) 煉瓦

四、左の物資(小量自家用を除く)を陸軍警備地域より上海地域へ搬入せんとするものにありては支那派遣軍總司令部第七號上海出張所長、海軍警備地域より上海地域へ搬入せんとするものにありては上海海軍主計科武官府の許

可を要す

- (1) 卵及同製品、(2) 豚毛、(3) 鷄毛、(4) 豚腸、(5) 桐油、(6) 茶、(7) 糜、(8) 生糸及生糸屑、(9) 蕁煙草
(10) 皮革類、(11) 棉花(落綿、屑綿共)

五、第四號の物資及左の物資(小量自家用を除く)を上海地域より搬出せんとするものは陸軍警備地域に在りては支那派遣軍總司令部第七號上海出張所、海軍警備地域に在りては上海海軍主計科武官府の許可を要す

- (1) 金屬、(2) 機械、(3) 石油、ガソリン、(4) 木材、(5) 石鹼、(6) 燐寸、(7) 蠟燭、(8) 鹽、(9) 煙草、
(10) 食用品、(11) 純糸布、(12) 毛糸、毛織物同製品、(13) 人絹絲布、(14) 砂糖

六、漢口方面への物資搬出入に付いては現地軍機關の規定による

七、第一號、第二號の物資其他特定物資の敵地への搬出は之を禁止す

尙十六年十月一日付實施を以て昨年六月以来の我が搬出入取締規定は改正され、今後は國民政府とも慎重協力の上治安区内に於ける正當な交易は日華人を問はず極力圓滑化せしめ民生の安定に努力するも、少なくも利敵行爲の目的たるものに對しては、より一層嚴重な取締りを斷行する事となつた。

今回の占領地區物資移動取締暫行規定は大體前記取締要項と内容は同じであり、詳細記載は省略するが、今後の許可機關は總軍七號上海出張所及第一海軍經理部となつた。而して最近に至つては、當局直轄の統制令以外にも圓域統制經濟の目的から作られた所謂統制組合がこれに補助機關としての役目を進んで果して居り、正に中支の國內貿易は我が統制以外には正常な手段では一步も前進出來得ない状態となつた。この我が統制を物資交易面から見るに、物資の流通を或る程度壓縮した事は事實であるが然しこの我が統制力によつて中支の國內貿易は事變後の急激且目まぐるしい經濟變動から惹起される物資の偏在とか其の他の交易上の不圓滑さから救はれて居るのである。例へば軍配組合と

か奥地販賣協議會とかが調節しなかつたならば、奥地と上海間或は奥地各地間の相場の相違から一方には餘る程物資が流出されるが、他方にはまるで搬入されないと云ふ様な事になるのである。我が統制が中支貿易面に於ける安全網の役を果したと云ふ事は、「窮屈」と云ふ考へ以上に買はれてもいい事である。

(八) 占領地區外との交易狀況

事變後の華商側國內取引の大部分がこの敵地との交易によつて占められてゐたと云ふ事は、中支國內貿易を語る上に大きな問題である。事變後重慶政權が出来る丈其の抗戰物資を我が治安區に求めたと云ふ事は、我が治安區が支那國內貿易上經濟的價値の大きな大部分を占めて居ると云ふ事でも當然考へられる事である。特に中支其の中でも上海は「事變後持てる國」とまで批評された如く、物資は實に豊富であり且其の自由性は利用するに便宜を與へた爲、いはゆる援蔣行爲の根據地となつた。勿論奥地にも幾多の援蔣輸送ルートはあるが、そこでは我が軍の力が強力に發揮されて居り上海程容易に實行出來ない狀態であつた。斯くて上海は集貨と云はず製產品と云はず手當り次第に敵地へ交易されたのであるが、この事は勿論經濟上の採算が治安區内消費より有利であつたと云ふ事が大きな原因ともなつてゐる。事變後重慶及其の他敵地區の物價が上海のそれ以上に殺人的である事は我々が日常耳にしてゐる事である。何れにしてもこの敵地への交易が我が統制から見逃される筈のものではなく、これに對しては可成りの犠牲を拂つても禁絶が計られたのである。こんな風に考へると事變後の國內貿易は敵性華商に取つては正に我が統制力への抗争史であつたかも知れぬ。紡績の例を見るに最近に於ける江海關の推定でも年約四十萬俵の綿糸布が上海から利敵物資として積出されてゐる。現在邦人紡績は我が統制への協力から五割操業を實施して居るに拘らず、華人紡績は一ヶ月一〇〇萬弗以上の超過料金を平然と電燈會社へ支拂つてフル運轉してゐると云ふ事は、右の事實を如實に物語つて居る。單に治安区内での秘密出入即ち上海から奥地へ、奥地から上海への密交易も我が當局に取つては小五月蠅い物である。

が、三角地帯を網の目の様に走つて居るクリークを一目見たらば理窟なしにこれを承認せざるを得ないだらう。

尙九月二十五日(十六年)以後海關當局が非占領地區への轉口貿易を二十九品目に亘つて禁止した事は、我が統制に協力するものであり、利敵貿易が受ける打撃は相當大きいだらう。

二、中支に於ける物資流通狀況

(上海—南京—無錫—杭州を結ぶ三角地帯)

現在事變後の中支物資流通狀況を綜合的に統計付けた資料がない爲、正確な記事を發表する事が出來ないので鐵道及航運による輸送統計から中支國內貿易を統計的に推定する事とする。

尙現在國內貿易統計の唯一の資料として海關による國內土貨貿易統計があるが此の統計は實際上殆ど役に立たない何となれば例へば上海への集貨及出貨は商品別に總量が記載してあるが、これが何處から來たものやら何處へ行くものやら皆目見當が付かないるのである。ただ支那全土(轉口貿易港のある)の國內貿易の總體的動き丈が目的となつて居る。

一、昭和十三年度

此の年は輸送統計も不完全である爲、流通事情の一端を知るものとして宣撫班時代の搬出入許可狀況の一例を掲げる(この年の交易狀況の詳細は上海滿鐵調查資料第二十三編參照)

(一)宣撫班時代(昭和十三年二月—四月)搬出入統計

奥地向主要商品、(搬入總額一、一〇七、九八九円)

砂糖

三六七、六三〇円

木 石 金 品		目
材 屬	材 炭	發
一一、八八四	一五	四一、〇一八
五、八五二	二五七	二、七〇八
	砂 金 石 藥 品	到 着
		一、三三七
		二六、七〇八
		三、七五五
		三八〇
		六〇
		四七六
		一一、三五六
		二三、五七四
		二三、七七八
		一、五三五
		二三、七七八
		一、五三五
		發 送
		一一、八八四
		五五
		一五
		四一、〇一八
		一一、八八四

(1) 昭和十四年中發着貨物總數(上海市內六驛合計)

二、昭和十四年度中支輸送統計

(イ) 鐵道によるもの

上海向主要商品(搬出總額四八、四三三、一二六四)

棉花	三七、四七九、四五〇円
米	三、七九九、二六一円
小麥	二、〇九七、五四〇円
	三九、九六三円
	七五、四六〇円
	一八、七八三円
	五二、六一七円
	一八、九二一円
	一七四、〇〇一円
	煙草
	石鹼
	憲寸
	ガソリン
	石油
	蠟燭

仕向地一品

目一覽數

積出

地一品

目一覽數

數

木野落果種家肥豆麻魚紙茶石麻及文									
炭袋具類料類生類族									
一、一四八	二五九	一六七	一四八	一八五	一八二	二、二三〇	六、七八六	一五、二三〇	一九三
四五、九一九	五一三	一六	四五	三、九一八	六五、七九九	八、三九九	九、八三八	五、四七九	一〇八
二八、五六九	三、九九七	四八	一六八	一六八	二、一八二	一、四一五	二二六	三七三、九五六	二六
四、一二三	四七〇	五一八	二二六	二二六	三、八〇〇	六、〇七五	一、四二五	一、七二五	一、一七三
二八、五六九	三、九九七	四八	一六八	一六八	二、二七二	四、八〇二	一九二、八〇九	一三一、〇二三	一、一七三
一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	七、〇四八	八、六六〇	四、三四〇	六四六、一九二	一、一七三
一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三
總計	灰穀花類物	綿織	人絹造	人絹織	油	棉	米雜洋	酒煙	酒
一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三

尙これが仕向地及積出地別は主要品のみについて云へば次の如くである。

(2) 仕向地積出地別明細表

杭州、長安、南京	石炭	四一、〇一八
蘇州、無錫、南京	綿織物	三一、八〇〇
杭州、鎮江、南京	煙草	二八、五六九
蘇州、無錫、南京	石油類	二三、七七八
杭州、無錫、常州、鎮江、南京	糖	二三、三五六
	油砂類	二三、一九三
嘉興、蘇州、常州、南京、蕪湖、蘇州、丹陽、無錫、丹陽、鎮江、蘇州、無錫、野菜、家畜、豆	米穀雜	一九二、八〇九 一三一、〇一三

尙十四年度鐵道輸送は未だ輸送能力に不充分な所あり年末には次の如き在貨を持つて居た(單位噸)

麥根路	四、二七三	無錫	一・三一五	常州	一、四五〇	鎮江	三、二八〇	南京	八、八九九
-----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------

(叙上搬出入の一層細目に亘る調査については華中鐵道調査課へ問合されたい)

(ロ)航運によるもの(内河航業)中河汽船統計

内河汽船による十四年度貨物輸送統計は總量五五二、八六七噸であり仕向及積出地別主要商品は次の如くである

- 蘇州河線取扱貨物
移出されるもの

石炭、雜貨、重油、麵皮、砂糖、豆油、木材、油類、紙、鹽魚、肥料、鹽、磁器等

移入されるもの

小麥、米、土酒、麵粉、石炭、豆粕、古綿、牛骨、木材、古鐵

二、黃浦江線

移出するもの

麵皮、雜貨、肥料、石炭、石油、木材、砂糖、紙、煙草、魚等

移入するもの

米、魚、薪、竹、螢石、果物、竹細工、野菜、土酒等

三、南京線、蕪湖線

小麥、米、及凡ゆる日用雜貨を搬出入す

以上の如く輸送統計から見ても昭和十四年度奥地上海間交易は非常に回復され輸送能力に不足を生ずる程の状態であつた。尙十三年度が上海よりの搬入が非常に多かつたに比し鐵道丈に見ても奥地よりの搬出が搬入より増加して居る事は奥地治安が非常に復舊した事を現はしてゐる。

三、十五年度輸送統計

(イ)鐵道によるもの

(1)仕向及積出地別に主要商品輸送状況は次の如くである。

上海より奥地へ搬入(發送)

砂糖

一一一、二七九噸

南京、杭州、鎮江、蕪湖、蘇州

煙草

三三、〇八九噸

南京、鎮江、杭州、蘇州、無錫

一一、〇六三

南京、鎮江、蘇州、蚌埠

一九、八八二

南京、蘇州、無錫、嘉興、杭州

六〇、五四九

杭州、戚墅堰、南京、硖石、長安

三〇、九四五

南京、鎮江、杭州、蕪湖、無錫

四七、三一四

南京、無錫、蘇州、鎮江、蕪湖、蚌埠

絲糸布

奥地からの搬出(到着)＝但し米の統計を省く

麥

九七、五五五噸

鎮江、無錫、崑山、南京、常州、丹陽

雜穀及野菜、果物

九八、一六三

南京、鎮江、蕪湖、杭州、寬橋、蘇州

其の他(家畜、卵、肥料、豆類)

一五、一九八

鎮江、丹陽、大橋、南京、蘇州、蕪湖、常州、采石

以上は奥地上海間の鐵道輸送による主要商品のみの動きを現はしたものであるが、此の年は我が搬出入統制が著しく強化されており、且奥地販賣協議會及軍配組合等の販賣機能が整備されたため、十四年度に比べてそれ程特に國內貿易が旺に行はれたとも云へない。但し國內取引が正常化し統制的に比較的圓滑に流通せしめられた事は事實である。

(ロ)内河航運によるもの

内河汽船及中華輪船兩會社により輸送された物資は、中華輪船四六、九六七噸(四月九日迄統計)内河汽船一、三八七、八四〇噸である。輸送された物資は中支土產物及奥地消費の輸入の總てを含んで居り、其の輸送區域もテルタ地帶一帯に涉つて居る(兩會社輸送線上の治安は非常に良好となつてゐる)尙兩社輸送線は次の如くである。

内河汽船

一、上海中心の蘇州線、黃浦江線、二、揚州中心の揚郵線、三、鎮江中心の鎮揚線、四、南京中心の京浦線、
京揚線、五、蕪湖中心の蕪裕線、六、蚌埠中心の淮河線、七、杭州中心の錢塘江線

中華輪船

上海—崇明線、上海—天生港線、上海—新生港線、上海—口岸瓜線、上海—北河線、(上海—南京、上海—蕪湖
上海—九江、上海—漢口新線)

十六年度に至つては更に輸送力も増大され且奥地治安區も擴大されたことであるから、國內貿易は我が統制下に圓滑に運用されてゐるが未だこれを統計付ける資料が何等整備されてゐないので其の概況丈を記述する事にする。十六年度の國內貿易で最も變つた點は最近圓域自給經濟の確立が決定され、従つて國內貿易が有する意義がより國家的（日本及新中国にとつて）になつたといふ事である。圓域が自給する爲には各圓域は其の持てる部面を極度に高揚されねばならず中國としても其の土產物の増産及出廻り促進は當然計畫され、これによつて國內貿易も亦一層圓滑且隆盛となる事は考へられる事である。

三、事變後變貌せる國內貿易の特異性

尙最後に一言したきは上海經濟力を中心とした事ではないが、事變後の國內貿易が幾つかの地域的ブロックに分割されたと云ふ事である。即ち大別すれば敵地區と我が治安區であり、部分的には北、中、南支及漢口の各地區に分割された事である。第一の敵地區と我が治安區に分れた事は、事變の當然の結果で敢て説明する迄もないが北、中、南支及漢口に分れたと云ふ事は國內貿易上から見て物資の流通性を著しく壓縮して居る事となるのである。

即ち物資は從來の如く北、中、南支、を一括して大きく流通する事が困難となり北支は北支丈、中支は中支丈、と云ふが如く小さな流通範圍に置かれたのである。貿易觀念から見て中支から北支へ國內取引をしたいと思つても簡単には出來ない。言ひ換へれば支那國內貿易は幾つかの分割された地域的國內貿易の集團となつたのである。この事は單に支那國內貿易上の大きな變化としてではなく前記各獨立した一地區内での交易例へば中支國內貿易を検討する際にも根本的に考慮に入れて置かねばならぬ事である。現在北支及中支の我が治安區内での貿易は通貨の相違からバーチャー制を採用して居り、近時外貨が使用出来なくなつてからは特種な方法が取られる事になつて居るが斯くの如く中支北支間國內貿易は第三國貿易にも等しい状態となつて居るのである。且同じ通貨をもつ南支、漢口、及中支でも獨立した經濟狀態は其の通貨の實際價値を相互に多少共異にし、北中支間程の事はない迄も或る程度の複雜さを醸してゐるのである。

第二章　運輸、主として航運

- 一、支那の航業
- 二、事變による支那民族航業の潰滅
- 三、第三國籍船の事變當初に於ける活躍
- 四、援蔣ルートの變遷
- 五、歐戰と英國航運業
- 六、列國航運業の凋落
- 七、日本對支航業の消長
- 八、内河航運
- 九、鐵道

一、支那の航業

清の道光二年（一八四二天保十三）南京條約により上海以下五港が開放せられたが、當時既に二十餘隻の英國船舶が支那の海上を壓してゐた。従つて此の開港の爲英國船の活躍がどれ程活潑になつたかは想像に難くはない。其の後清の咸豐七年（一八六〇萬延元年）の北京條約により九江、漢口等の七港が開かれ、外國船舶が内河航行に迄進展し、茲に外國資本による侵蝕が次第に歩を速めた。清の同治元年（一八六二文久二）には支那に於ける外資航業の濫觴たる米國

資本の上海汽船會社(旗昌洋行)が設立され、次で同治五年(一八六六慶應)英國資本の省港澳汽船會社、續いて翌年には同國資本の印度支那汽船會社が設立せられ今日の英資航業勢力の根基がつくられた。當時の支那各港出入船舶狀態を見れば英國は實にその五〇%を占め、米國が之に次で三六%、その他は獨逸の僅か八%等が眼立つのみで全く英米兩國の手中に收められて、支那の民族航業は一%に過ぎず、しかも之が全て内河航運であつた。然るに同治十一年(一八七二明治五)汽船會社招商局が設立せられ、所謂近代航業としての企業形態を整へ、これを境として從來の河川交通から漸次海運に進展し始めたのであるが、前記の如き不利な條件の下に行はれた支那民族航業の發足が如何に困難であつたかは容易に察知し得る所である。かくして支那民族航業が外國勢力驅逐の熱意を燃し始めてから米國の勢力は漸次凋落の萌しを現はし、その一部を招商局に賣却するに至つた。日本はこの當時(光緒元年一八七五明治八)始めて日本郵船の手で上海横濱間の航路が開始せられ光緒二年(一八九五明治二八)日清戰爭の大捷後は次第にその勢力進展し、翌年には日本資本の嚆矢たる大東汽船會社が設立せられ、次で光緒三年(一九〇五明治三八)の日露戰爭終了後は發展の足並も急激に速まつた。一方支那民族航業も光緒二九年(一九〇三明治三三)商部が設立せられてより、日露戰後の排外的傾向並に利權回收熱の昂進等が原因となり土着企業を刺戟し、航業方面に於ても土着資本に依る航業會社一、三の設立を見、俄かに活氣づいた。米國は當時既に全體の一%に下落し、代つて躍進獨逸の國力は東洋の海運に迄も進展し、一三%と英國に次ぐ勢力を示した。かくの如く變轉極まりなき中に獨り英國のみはその基礎の堅固さを見せ、依然五〇%程度の地位を持続してゐた。然るに民國三年(一九一四大正三)に勃發した歐洲大戰は支那航業界に必然的一大變革を齎らした。即ち獨逸を中心とする外國船舶の引上げから船腹の不足を來し、漸く發展途上にあつた支那航業界は擴張新設を刺戟され、他の諸企業と共に一大躍進を遂げ多くの航業會社が濫立せられた又日本がこの間獨り羽翼を延はした事は自明の理で、先の光緒三三年(一九〇七明治四〇)日清汽船が設立せられ、そ

の基礎が築かれた直後でもある爲戰前の二二%から二八%に躍進し、民國四年には大連汽船が設立せられた。大戰勃發と共に獨逸の崩潰は縷々説する迄もなく、かの一大勢力を持してゐた英國も三九%に降つたが、むしろあれ丈の大きな戰争を遂行し乍ら、尙東洋の航業勢力を四割程度に喰ひとめて他の追隨を許さなかつた事は驚歎に値する。

大戰後は米國、獨逸は共にかなりの増加を示してはゐるが何れも三・四%程度のものであり、又相當の進展を豫想せられた支那民族航業も戰後海運界の不振に加へ國民革命軍北伐等の内亂或は長い歴史に培はれた民族性（會社自體は相當の損失を蒙つても、運營者はこれに反して太ると云ふ）等の爲相當の打撃を被り頽勢を現はし、支那航業の首位者である英國も漸次下向を辿るに至つた。然るに滿洲、上海兩事變民國二年（一九三三昭和七）後日本の勢力は烈しい排日の爲二八%から一舉一五%に迄激減し頓數に於ても半減するに至つた。これに反して英國は從來の三七・八%から四二%と大戰當時の地位を回復し、これと共に支那土着航業も二九%と大戰中の地位を凌駕するに至つた。然るに民國一八年（一九一九昭和四）以後の世界恐慌は逐年深刻の度を加へ民國二〇年を境として貿易は急激に減少し、次で民國二三年の支那に於ける金融恐慌は輸送物資の縮少となり、極度の運賃競争を餘儀無くし航業の衰退は著しく加はつた。これが爲英國並びに支那土着航業は比率に於ては増加せるも絶對量に於ては相當困難な立場に直面し、逐年これが増加して行つたが、民國二五年（一九三六昭和一一）九月以降世界の状勢不安から軍擴熱抬頭し、著しい船腹難を招來して俄かに航業が發展し、各國の航運業者が急激に資本の増加擴張を圖つた。殊に日本の航業勢力は苦境のうちにも次第に回復の途を辿つた。明けて民國二六年は次第にその繁榮も高まり、今事變直前は歴史上無き未曾有の發展に迄進展するのではないかとさへ云はれた。

次に當時の状況を支那諸港船舶出入噸數によつて見れば次の如くである。

年	千隻	千噸
一九三三年	一七二	一三七、三七九
一九三四年	一七三	一四〇、四七四
一九三五年	一八三	一四三、九七九
一九三六年	二三二九	一四五、〇一九

尙國別の比率により之を見れば、英國は四一%、中國は二七一三〇%、日本は一五%前後で三國合計八四・五%，其他諸國が一五・六%であつた。

以上支那に於ける航業勢力に關し最も顯著なる日英米獨支五ヶ國の消長を簡單に述べて來たが、勿論これ等以外に和蘭、諾威、葡萄牙等小國家羣の進出あるも、前者に比較してはその存在も餘り大きいとは思はれない。然してこれ等五ヶ國の中事變直前に前記比率の如く日英支三國の勢力が甚しく増大しつつあつたのである。

二、事變による支那民族航業の潰滅

好調の波に乗つた支那航業界はその一步手前に於て今事變に逢着したのであるが、支那側は事變直後多數の自國船舶を擊沈して、江陰、馬當鎮、黃浦江、海州を始め其他の河川及港灣に封鎖線を作成した。かくして支那自身の手により擊沈した船舶は、江陰に於ける二〇隻約四萬噸、馬頭鎮に於ける一二隻二萬二千餘噸を主として自國船の約二〇%、五六隻十萬二千餘噸に達した。然しながら支那側にしても無計畫に擊沈したとは思はれず、相當建造年の古い船舶齡三十年以上の老船が之等の五四%を占めており、それも黃浦江江陰のやうに事變當初に封鎖線を造つた所では一層この比率がひどいやうである。

八月九日以來航行を停止して浦東に繫留中の日清汽船會社汽船六隻も又支那側の爲に八月十七日擊沈され閉塞用に供せられた。

昭和十二年八月二十五日支那沿岸一定區域に於ける支那船舶の航行遮斷聲明以來日本海軍による沿岸封鎖線は隨時

擴大せられて殆んど全支沿岸に及んだ。この封鎖線に於て日本側に拿浦或は擊沈せられたるもの總計六十餘隻、約十萬噸に上つたと稱せられる。かかる狀態の下に於て支那船舶は揚子江上・中流、或は奥地の内河を除いて何れも運航中止の状態に陥つた。しかして支那船舶がこの窮地を脱するには、長江上流へ移行して日本軍占領地區外に出るか、若しくは第三國へ轉籍するかの二途のみで、長江上流に移行したと認められるものが、長江用の小型船を主體とする約百隻八萬噸を算へ、後者の途を擇んで第三國へ賣却或は傭船せられたものは八九隻約一四萬噸に達してゐる。中意輪船(伊)、衛利韓(米)、遠東、禮和、魯麟各輪船(以上獨)、華綸諸等事變勃發後に新設せられた第三國船會社は十數社に達するが、これらは何れも右の如き第三國轉籍の船舶を以つて經營してゐるものである。左表に依つて明らかなる如くこの轉籍國は大國よりも比較的小國に多いことが顯著な現象である。

△事變下第三國轉籍の支那船舶數

國籍	隻數	噸數	國籍	隻數	噸數
伊太利	二三	四一、八四四	諾威	三	一〇、九三七
希臘	一五	三一、二九九	獨逸	一〇	七、六九三
葡萄牙	二八	一二、三九〇	其 他	五	一一、七六〇
英國	六	一九、二五九	計	八九	一四四、一八二

尙英國轉籍の船舶は數こそ六隻であつたが、何れも三千噸級の船でしかもその中四隻は一九三四年建造招商局所有の支那最優秀船である。又北支方面の船舶中大型船は殆んど全部日本側に貸船して自營するものは數隻に過ぎない。かくの如く支那は總噸數に於て三十萬噸を超える船舶と幾多の港灣設備を失ひ、殆んど潰滅に瀕したのである。事變前の支那所有船舶を四七五隻、四十九萬六千餘噸とすれば、實に支那は噸數に於て六〇%を占むる船舶を喪失したことになる。更に支那側一新聞の報するところによれば今次事變の直接間接の戰禍が、支那民族航業に與へた損害は船舶數にして二五二隻、價格七千萬元に及んだと發

表してゐる。

三、第三國籍船の事變當初に於ける活躍

事變當初第三國船は支那及日本船舶の航行不能状態の中にあつて唯だ獨り活氣を呈してゐた。殊に怡和、太古兩洋行を主體とする英船は支那航運界に占める勢力と地位とを利用して、昭和十二年の夏は全く獨占的な活躍を示した。

イギリス	百噸以上		計 五三隻
	四二隻	一二隻	
米國	三	○	
イタリア	一四		
ド・イ・ツ	二九	四九	
ボルトガル	七	〇	
日本	一	一六〇	
支那	二	一六一	
計	九八	一一三	三八五

百噸以下

五三隻

計
五三隻

百噸以下

一二隻

計
五三隻

イギリス	百噸以上		計 五三隻
	四二隻	一二隻	
米國	三	○	
イタリア	一四		
ド・イ・ツ	二九	四九	
ボルトガル	七	〇	
日本	一	一六〇	
支那	二	一六一	
計	九八	一一三	三八五

ここに長江七〇〇浬は全く我が管制下に入つたのであつたが、これも實に二〇%の増加である。越えて昭和十三年は次第に戰禍も奥地に移動し、十一月武漢、岳州の完全攻略を見るに至り、未だ相次ぐ大作戦の爲多數の商船が特殊任務に徵用され、極度の船舶難に陥り、日本側は長江並に沿岸主要港の運航を全く第三國船に委ねるの外なかつた。従つて支那側の江陰封鎖によつて上流及下流に二分せられた揚子江の下流地域に於ては英國を筆頭に獨、伊、葡等の第三國船が、南通を中心としてデルタ地帶の物資輸送に多大の活躍をし、沿岸地域に於ても英國並に我が國と友好關係にあつた獨、伊の活躍は眼ざましいものであつた。かくの如き現象は今次事變の複雜性を遺憾なく發揮したものといひ得る。

尙江陰下流揚子江に於ける第三國船のこのやうな活躍状態を示すに充分な統計はないが、例へば上に掲げる昭和十

五年一月中の同地域船舶出入統計はその一端を物語つてゐる。

以上今次事變當初に於ける第三國船の活躍に就て目覺ましきものありと述べて來たが、勿論これらは前にも一寸觸れた如く比率の上の現象であつて、長江及沿岸封鎖により齎された貿易の凋落は當然航運にも決定的な打撃を與へその絶對量に於ては何れもかなりの減退を示してゐる。これを上海港の出入船舶に就て見れば、事變直後は實に三分の一乃至四分の一程度に迄減退し、昭和十三年以後今日に至るも依然戰前の半ばに過ぎない。しかして右の如き現象中、英國並に歐戰勃發後の獨、伊の衰退が顯著なるも又自然の理である。但しこの様な衰退特に英國の衰退を上海に於ける船舶の出入状態によつてのみ斷定するのは當を得た事とは言はれない。即ち更に事變下援蔣ルートの變遷を念頭に置くの必要があらう。

四、援蔣ルートの變遷

長江下流が我が管制下に入り長江の第三國船航行禁止等によつて、援蔣ルートは粵漢鐵道の利用に變つた。従つて上海、廣東間の航運は急激に増加したが、昭和十三年十一月廣東並に漢口が陥落するに及び同ルートは完全に閉鎖せられた。これが爲未占領地域たる油頭の重要性が相對的に加はり綿糸等の援蔣物資が同地より、相當量奥地に流入した。然るに油頭も翌十四年六月我が軍の占領する所となり、南支沿岸貿易は次第に没落の途を辿り始めた。従つてこれらの貿易はバンコツク、シンガポール等南方ルートに移動し英、米も次第に同地方の航運にその勢力を集中し、怡和太古兩洋行も中心を上海から香港に移した。従つて從來上海が占めた航業上の重要性が、そのまま香港に移行するのではないかとさへ思はれた。この現象は一方には英、米殊に前記二洋行の支那航業界に占める位置を如實に物語つてゐると言ひ得る。越えて昭和十五年は前年末行はれた佛印進駐より漸次南方ルートの困難性が増大するに及び、その

苦肉の打開策として最後の生命線確保に狂奔し、再度貿易は非占領地域たる浙江、福建兩省の寧波、溫州、三都澳等に移動し、これら各港と上海との船舶運航が頓に頻繁となつた。就中上海寧波間及上海溫州間の第三國籍船の往來激増し、寧波、溫州の貿易は一時異状なる膨脹を來した。然るに七月に入つて我が國が同方面の第三國船航行に對し、實際上遮斷の強行手段を講ずる事となり、更に本年に入り行はれた浙東作戦によつて同地方は完全に封鎖せられ、再び南方ルート一途に依存するの外なくなつたため同ルートの重要性は一段と加はつた。一方我が國もこれに相俟つて先頃佛印南部進駐を行ひ、世界の注目は一齊に同地方に注がれたが、來るべき變化は支那航業界の動向に重要な示唆を與へるものである。

如上援蔣ルートの變遷に關しその概略を述べたのであるが、これらは勿論同ルートの主軸に就てであり、この他我が軍の管制下にあつても我克等によつて、あらゆる地方から些少の奥地流入がある事は否定出來ない。先の淡水占領等もこの邊の消息を良く物語つてゐるであらう。しかしてかくの如きルートの變遷は屢々の如く第三國籍船就中英國船の航運移動盛衰を惹起し、殊に上海貿易の推移に多大の影響あるは否めない事實である。

五、歐戰と英國航運業

前項に於て事變勃發後昭和十三年末迄に於ける第三國船の活躍狀態を述べたが、十四年度に入つてからは皇軍の占領地域擴大と、日本船の進出とにより、英國は十三年度の如き獨占的利益を獲得する事は出來なくなつた。上海港出入船舶の上に於ても十四年一月から八月の日本船二十四%は前年度に比して約二倍に達し、これに反して英國船は四一%と七%の下落を示してゐる。

かくの如く事變勃發後起つた勢力構成の一時的矛盾性が漸次是正されつゝあつた支那航業界は、九月に入つて歐戰

勃發に逢着し、茲に再び必然的の大變革が齎されたのである。即ちこの結果同年末の上海港出入船舶は總噸數及び比率に於て何れも急激の下落傾向を辿つた。殊に英國の凋落に拍車がかけられた事は當然の事であるが、一世紀の傳統を誇る彼等のことゝて、これを簡單に放棄する筈もなく、太古、怡和を主體としてあらゆる對策を講じ配船維持に努めて來たが、歐戰の擴大に伴ひ極東海運に就役してゐる同國系船舶の戰時徵用となり、昨年五月よりその徵用は逐次増大された。この結果は同國の上海對沿岸諸港との出入船舶にも如實に現れ昨十五年は戰前の六百二萬噸から二百八萬噸と約三分の一に激減し、更に全支に於ける外國航路出入噸數によりこれを觀察すれば、本年六月は約百九十万噸で歐戰勃發前の十四年八月二百七十萬噸に比較すれば約百萬噸の減少を示し、その内半分以上の六十五萬噸が上海に於ける減少であるからこれによつても支那航業の中心たる上海港は如何に英船が多かつたか、而して歐戰によつて受けた英船の打撃がどの程度のものであつたか容易に推察し得る。尙この衰退に關し一外人は從來支那航路に就役してゐた英國船舶の六〇%以上は昭和十五年末迄に引揚げ、本年三月には英國發香港行の最終船があつたから、英本國船にして東洋航海のものは一隻もない筈であると述べてゐる。しかして右著減の中隻數に比較して噸數の減率が目立つのは、一に徵用が大型船を主體として行はれてゐるものと云ひ得る。

かくの如く極東水域より引揚げる英國船は漸次增加してゐるのであるが、ただこゝに我々の注意を喚起する事は英國が本國は全く危殆に瀕してゐる今日に於ても、彼等は獨逸占領下の各國船舶拿捕或は徵用の舉に出で、極東に於ける航權を死守せんと必死の努力を拂つてゐる。これが爲東洋航海就役船の激減してゐる今日尙中國を中心とする沿岸各地の就航船は事變前と大差ない配船をしてゐる状況で、上海港に就て見ても最近の投錨は依然第三國中一位を占め、一新聞の報道による八月十日現在の數字を見れば十五隻約五萬噸である。この一事によつても彼等が極東政局の緊迫化せる現在、尙如何に必死の努力を續けてゐるかを窺ひ知る事が出來る。

六、列國航運業の凋落

米國は事變勃發後英國と同様一時絶對量に於て甚大なる打撃を被つたが、其後年と共に増加傾向にあり、歐戰勃發して英國船の極東水域より引揚げ急なる最近は、専ら英國船舶の衰退に代るが如き現象すら見られるに至つた。但し人件費が高い爲政府の補助なくしては成立せぬ米國の海運が實質的に英國に代替するに足る海運力を保持してゐるかどうか甚だ疑問とする所であり最近の状態を見れば上海に於ても全支に就て見ても依然事變前の半ばに過ぎず英國の脚元にも及ばぬ感が深い。

獨逸は今次事變勃發後前記の如く、十隻もの支那籍船を購入轉籍し、遠東、禮和等の船會社を新設して極東海運進出を試みた。従つて歐戰勃發前十四年一月から八月の上海港出入船舶數は、順數に於て戰前十一年より二四%増加し比率に於ても七%と三%増加して英、日に次ぐ第三位に進出した。しかし乍ら歐戰の勃發はこの發展政策に決定的打撃を與へ、英國に抑留又は拿捕せられる不安から、領海外である從來の南支沿岸線不定期運航は航行をなし得ず、現在では單に江陰下流江北地區及び浙江、福建兩省沿岸への潜入航行に止り、その活動範圍も極めて狹少となつた。因みにこの衰退状況を上海港出入船舶によつて考察すれば、十四年十二月は歐戰勃發前に比較して七%から一%に下落し、順數は約十四萬噸から九千噸と驚くべき減少を示し、しかもこの現象は逐日深まり、最近では殆んど全滅に近き數字を示してゐる。

伊太利に對しても獨逸と同様の事が云ひ得るが、購入轉籍した支那船舶は獨逸のそれに比して遙かに多く二二隻約四萬噸の巨量に達した。従つて上海港出入船舶量の歐戰勃發前は十一年の十五倍以上に達したが、歐戰勃發後は一路獨逸と同様の運命を辿り、最近は南支沿岸自由航行に不安を覺え、江北地區及浙江、福建への密航を爲す程度で上海

港出入も全く崩潰した状態である。

其他、佛、丁、諾、和等列國の航運も歐戰勃發後は、事變後起つた一時の畸形的現象も崩れて、何れ同様な運命の下に衰退を辿つた。最近に至つては英國の戰時政策の爲、全て同國の勢力下に置かれた模様である。かくの如く今次事變に次ぐ歐戰の影響は、支那海運界に於ける最近の配船狀態を極度に窮屈化し、船腹逼迫の様相が漸次顯著となつて來た。これを全體に就て數字の上から觀察すれば、上海對沿岸諸港の出入船舶が事變前と昨十五年度とでは、約一萬三千隻約一千五百萬噸から五百萬噸四千隻と三分の一に激減してゐる。かくの如き上海港の列國船減退は必然的に船腹不足による運賃引上げを興儀なくされ、同じ沿岸にある開灘炭の積取すら困難を感じるに至つたのである。

七、日本對支航業の消長

先の滿洲、上海兩事變によつて受けた頽勢を立直す暇なく今次事變に逢着した我が對支航運が、その戰禍により與へられたるものは英、支及其他の第三國戰と同様重大なる打撃であつた。即ち我が對支航運の中樞勢力を爲し來つた日清汽船は支那側の爲に黃浦江撃沈の六隻を始め約二萬噸、當時の長江配船總噸數の五九%に當る勢力を喪失せしめられたのである。之が爲十二年末の上海港出入船舶は支那と同様殆ど潰滅に瀕した。翌十三年は長江の制壓なつたが特種任務に徵用されたる船舶多數に上り、依然第三國籍船の活躍を傍観するの已むなき状態であつた事は前記の如くである。十四年度に入つてからは漸次新造船等の船腹増加もあつて再建の途を辿り戰禍による可及的復舊と、更には將に建設せられんとする東亞新秩序下に即應する我が對支航運陣擴充強化の要請に基き、八月五日東亞海運株式會社が設立せられた。この期を境として我が對支航運界は再出發を爲したと云ふべきである。同年末の上海港出入船舶量

は事變前に略々接近し、比率に於ても英國を抑へて遂に首位となつた。越えて十五年は歐戰擴大の影響を受けて遠洋配船の近海集中と、極東水域に於ける航權確保に全國民一致して重大關心を拂ふやうになつた爲、質に於ても量に於ても事變前の水準を凌駕するに至つた。尙同年二月には中華輪船が設立せられ、先の十三年七月創立せられた内河汽船と相俟つて、我が内河航運勢力にも確固たる地盤が築かれた。更に本年度に入つてはこれ等の傾向に一層拍車がかけられた。殊に七月二十六日行はれた資產凍結後の對米航路全く杜絶し、勢ひ近海集中の度が深まり最近では戰前の配船を遙かに凌駕し、上海に於てはその全勢力の大半を掌握した。これにより對支航運の船腹難が多少なりと緩和された事は云ふ迄もないが、最近の重要な物資の荷動き活潑化による船腹需要増加は、尙船腹難の虞れを免かれない。

八、内河航運

長江三角地帶の交通において特殊の重要性をもつものに内河航運がある。此の地帶は支那に於ても最も内河航運に恵まれた地域で民船可航内河水路延長五萬杆、小蒸汽船可航水路延長約八千杆に達し、就中江蘇省の如き、可航水路の延長四千五百杆に及ぶといはれる。従つてこれ等内河による航運は極めて重要な意義をもつもので、貨物輸送量に於ても事變前江南三角地帶の物資は、鐵道によつて一二三%、汽船によつて三二一%、民船によつて四五%輸送せられてゐたと云はれる。

事變勃發と共にこれら内河航運は一時休航状態に陥つたが繼て戰火の移行に伴ひ、多數の支那船が邦人に傭船せられて動き始め、外國船の横行も加はつて雜然たる競走状態を呈した。内河航運の復舊は經濟的政治的にも極めて重要であるが、同時にその統制把握は來るべき段階に對して又重大なる意義を持つ。依つてその混亂是正と統制のために昭和十三年三月暫定期に日清汽船を主體とする江浙輪船公司なる組合を設立し、該組合所屬以外の一切の汽船汽艇の

航行を禁止するとともに一面有力なる日支合辦の統制會社設立が企劃され、同年七月末資本金二百萬圓を以て上海内河輪船股份有限公司の創立を見た。

業務目的はいふ迄もなく中支那主要内河航路における客貨の輸送を主とするが、船舶の賃貸借、倉庫及碼頭の經營を行ふ。

創立當初は社船二〇隻、借入船一二隻合計三二隻の汽船を運用してゐたが、その後運航船の増加を圖り十六年七月中に於ては社船一二七隻、軍貸下船三四隻、計三六六隻、被曳航船數は社船二三七隻、傭船五九〇隻、計八二七隻になつた。上海、揚州、鎮江、南京、蕪湖、蚌埠、杭州等の都市を中心として占領地域一帯に航路網を張つてゐる。取扱貨物の量も昭和十三年度の一ヶ月約一萬五千噸程度から昭和十六年七月に於ては約十萬六千噸へと七倍近くの躍進を示してゐる。旅客も創立當時に比すれば約四十倍近くの三八萬六千人といふ激増振りである。

一方中支内河における民船の航行を統制し、之によつて治安維持工作を容易ならしむると共に他面數百萬を數ふる水上生活者の福利を増進せしむるため昭和十三年五月蘇浙皖民船總公會が民船航運業者によつて設立せられた。その民船に對する統制は主として軍による民船航行許可證の代行下附、商品搬出入手續の代行等によつてなされる。従つて事實上本公會に加入せざる民船は占領地域内に於ては航行し得ない譯である。他面附屬醫院による無料診療、船員子弟の教育の爲の學校等の福利施設をも行つてゐる。現在同公會に加入せる民船は約十萬隻、七九萬噸を算する。

現在同公會は航行許可證下附といふ特權をもつてゐるが、これはあくまで事變下における一時的暫定的なることがらである。同公會の眞の發展乃至民船の統制は、彼等の代辦機關として船主並に船員の間に存するギルド的關係を統合、組織して、彼等の生活面に深く接觸して始めて確立し得ることであつて、同公會今後の發展の上に大きな課題として残されてゐる。

尙蘇浙皖民船總公會が揚子江上流（江陰上流）及蘇浙皖三省の内河に於ける民船の統制を目的としてゐるのに對應し揚子江下流（江陰下流）、並に外海航行に從事する民船の統制の爲に中支戎克協會があつて前者と同様の業務を行つてゐる。

九、鐵道

今次事變の中支に於ける戰鬪は交通脈に沿つて展開せられた爲に鐵道の蒙つた被害も亦甚大なるものがあつた。

退却の途中に於て敵は鐵道を見るかげもなく破壊し去つた。軌道、枕木、軌條、トンネルは到る處破壊し盡され、車輛は殆んどすべて敵側に持逃げされた。京滬、滬杭甬兩鐵道のみの鐵橋破壊が約六十箇所に及び、鐵道附屬建物の被害は約七〇%に達した。これ等の復舊は戰火の直後に於て、新設以上の困難を伴つたが、軍行動の目的の爲にこれ等諸鐵道の可及的速かる復舊が要求された。

昭和十二年十一月上海戰の一段落と共に早くも軍鐵道隊による上海附近鐵道の復舊が着手され、次いで、鐵道省職員を主體とする軍屬部隊の派遣、並びに車輛が齎されて應急的な運營を開始し作戰輸送の遂行を擔當した。昭和十三年四月には作戰輸送の餘力をもつて旅客の取扱が、七月には更に貨物の取扱が開始され、同年十二月には中支那派遣軍直屬機關として、軍鐵道局の編成を見るに至つた。其後戰線の奥地移行と、占領地域に於ける經濟的建設の要請は一般交通需要を増大し、これら鐵道經營が會社形態にまで進めらるべきことを要請するに至つた。かくて舊京滬、滬杭甬、蘇嘉、江南諸鐵道の經營及び津浦、淮南二鐵道の一部の委託經營を目的として、昭和十四年四月三十日華中鐵道株式會社（華名、華中鐵道股份有限公司）が設立せられた。

同社は日支合辦に係り中支那振興株式會社の系統に屬すると同時に中華民國國民政府特殊法人たる法人格をもつ。

その業務内容は中支那に於ける鐵道の建設及經營並に主要路線に依る自動車運輸事業の統制經營及投資を行ふにある資本金總額五千萬圓中、維新政府(解消前)は一千萬圓を、中支那振興株式會社は三千四百十九萬六千圓を出資し、殘餘を日本通運を始め鐵道省關係車輛會社其他が出資する。中支振興の出資額中二千五百萬圓は現物出資で、主として鐵道省より供給せられる軌條、機關車、車輛其他の鐵道用材料を以つて充てられるものである。

現在同社の經營鐵道線は左の如くで總延長一、一八八・八三糸に達する。

線名區間延長備考

海南線 上海—南京

三一一・〇四
糸

吳淞線 上海—砲台灣棧橋

一八・四六

海杭線 上海—杭州

一九五・八三

同支線 新龍華—南上海

七・三六

蘇嘉線 蘇州—嘉興

七四・四〇

南寧線 南京—孫家埠

一八六・〇〇

津浦線 浦口—蚌埠

一七七・四六

淮南線 淮安—裕溪口—田家庵

二二八・二八

淮海線 通—洞山

昭和十四年十月本經營
同右
昭和十五年十一月全通

尙舊南潯鐵道及び京漢、粵漢鐵道も既に軍により、一部復舊し、京漢線は昭和十四年十月より、粵漢線は翌十一月より、各一部が治安の回復に伴ひ一般民需運輸に開放され、更に十五年一月には南潯線全線に亘り同様の開放があつたが、これらはいづれも華中鐵道の經營範圍外にあつて、日本通運が軍に代り驛務に關する大部分を實施してゐる。

次に客貨の輸送量も創業以來著しく増大して來た。昭和十四年五月(創月)に於ては經營全線を通じて一日平均發送

四、一八四噸にすぎなかつたが、昭和十六年七月には七、一八八噸と約七割方の増加を見せてゐる。

然してこれら貨物發送の約四〇%は海南線によるものであり、淮南線は二六%，海杭線は一五%と以上三線で全體の約八〇%を輸送してゐる。これら貨物の類別構成内容は鐵產品——その九〇%まで石炭であるが——並に農產品が、各々約三〇%を占めてゐる。其他の織維工業品、食料工業品、化學工業品等は何れも七%程度である。この比率は戰前に於ける商品類別構成と殆んど變りがない。

各線の營業狀態を見る時海南線並に南寧線の異狀なる繁榮に氣がつく。殊に海南線の如き、昭和十五年度總收入中旅客收入においては七五%を、貨物收入に於ては五〇%を占めてゐる。一日平均發送噸數を見ても、民國廿四年のそれとの比較に於て、他線の貧困さに比較して著しいものがある。即ち指數にして昭和十五年度のそれは、海南線は一三八に、南寧線は實に二六五と事變下に於て驚異的躍進を示してゐる。もとより現情勢下における同線の政治的、經濟的重要性を示すものではあるが、一面長江の閉鎖に伴ふ輸送機構の變化も大きく反映したものと思はれる。

次に上海市を中心として貨客運輸狀況を概説する。旅客に就て見れば、昭和十四年に於ては一年間を通じて乗降各一二〇萬を算したにすぎなかつたが、十五年度に於ては各三〇〇萬に迄増大してゐる。けれどもこれは戰前の僅か四割程度にしかすぎず、海南、海杭兩線乗車人員總數が戰前の約七割に達してゐるのに較べる時事變下に於ける畸形的現象として興味深いものがある。殊に南上海驛の如きは、事變前乗降客各々一日平均一、五〇〇人程度もあつたものが現在では僅かに十五人程度を算へるに過ぎない。

次に貨物に就ても上海地域所在四驛（上海、麥根路、江灣、南上海）の發著噸數を見るに、昭和十五年度一ヶ年間に於て四五四千噸の發送と五五三千噸の到著とがあつた。創業の年に比較すれば發送に於ては大體治安の回復と共に漸増の傾向にあるが到著に於ては物資搬出入取締の強化、出廻の減少等を反映して約一割五分方の減少を示してゐる。

次に取扱貨物及主なる仕向仕出地を示す。

一、發送(廻數は昭和十五年一一十一月間の累計)

	廻	南京、杭州、長安
米	二二、二七九	南京、杭州、鎮江、蕪湖、蘇州
砂糖	三三、〇八九	南京、鎮江、蘇州、杭州、無錫
煙草	二二、〇六三	南京、鎮江、蘇州、蚌埠
紙	一九、八八二	南京、蘇州、無錫、嘉興、杭州
木材	六〇、五四九	杭州、戚墅堰、南京、砲石、長安
石炭	三〇、九四五	南京、鎮江、杭州、蕪湖、無錫
礦油	四七、三四四	南京、無錫、蘇州、鎮江、蕪湖、蚌埠
綿糸布		
二、到著	米	常州、蘇州、無錫、楓涇、松江、丹陽 鎮江、無錫、崑山、南京、常州、丹陽
麥	九七、五五五	南京、蕪湖、鎮江
雜穀	二〇、八一三	常州、鎮江、無錫
麥粉	一〇、三三〇	杭州、寬橋、南京、無錫、鎮江
野菜	六三、〇〇一	南京、蘇州、杭州
果物	一四、二四九	南龍潭
セメント		
家畜	三四、八五三	鎮江、丹陽、大橋、南京、蕪湖

鳥卵 肥料 豆漿

二四、七九八

一四、四五三

四一、〇九四

鎮江、南京、蘇州、蕪湖

南京、鎮江、常州、采石

南京、蕪湖、鎮江

第四章 上海に於ける工業態勢

I、上海工業史概説

二、事變後の變遷について

紡織工業	(九六)	製絲工業	(九六)	電機絲織業	(九九)
毛紡織業	(100)	染織工業	(101)	製粉工業	(101)
榨油工業	(101)	煙草工業	(101)	護謨工業	(101)
金屬工業	(104)	機器工業	(104)	造船業	(104)
油脂工業	(105)	皮革工業	(104)	莫大小工業	(104)
硝子工業	(104)	建材工業	(104)	製紙工業	(104)
印刷工業	(105)	電氣瓦斯事業	(105)		

三、補 説

邦人工業の種類

軍管理工場について

上海工業界の近況

I、上海工業史概説

中國の近代工業發達を見るに、その過程は先づ軍器工業に創始し、平和工業に進み、次に内外人の民營工業が抬頭した。

軍器工業

阿片戦争に敗戦した中國として一番最初に痛感したことは、軍器製造といふことと、強兵を作るといふことであつた。而して強兵を作るに先だつて武器を自國に於て製造すべしとの議が曾國藩、李鴻章、左宗棠、崇厚、吳大澂等々によつて政府に提案され、同治元年(一八六二年)先づ曾國藩の建議が實現して安慶に軍機所が、上海及び蘇州には李鴻章の建議が實現して製礮所が設置された、上海、蘇州の製礮所では大砲の鑄造をなした。この兩者が中國に於ける又上海に於ける近代工業の鼻祖である。次いで同治四年(一八六五年)上海の江南造船所、五年福州の船政局、六年上海江南製造局及び南市機器局が設立された。

その後、兵工廠の整備は着々と進められ、大體軍器工業期末と目される光緒十六年(一八九〇年)までに全國に設立された工場のうち、上海は約四割を占め、近代工業創設時よりして早くも上海が工業の中心地となつてゐた。

平和工業

外國の精巧なる機械製品が續々と輸入せられるや、自國に平和工業の必要を感じ、先づ中國の土産大宗品たる棉花、生絲を使用して織維工業を創ることとなり、李鴻章は光緒八年(一八八一年)上海に機器織布局の試験工場設立を提議し、光緒十六年上海に織布局及び紡織新局が設置され、十七年は半官半民の紡紗廠が起つた。この頃上海以外に在つても張之洞の發議によつて廣東に縷絲局が、武昌に織布、紡績、製麻、縷絲の四局が設立した。

以上述べ來つたのはいづれも官營または半官半民營のものであつたが所謂「士族の商法」であつて、その結果は失敗に終つた。而してここに官營の是非論が起り、官營に代はるべき新たなる經營組織が要求せられた。かかる時、日清の間には戦役が爆發した(光緒二十年)。

この戦役の結果、下關條約が生れ、その第六條第四項こそ中國に大なる進歩を促したのである。

日本國臣民ハ清國各市場開港地ニ於テ自由ニ各種ノ製造業ニ從事スルコトヲ得ベク又所定ノ輸入稅ヲ拂フノミニテ
自由ニ各種ノ機械類ヲ清國ニ輸入スルコトヲ得ベシ…………

この條約第六條第四項によつて日本は清國に工場設置權を初めて獲得したのであつたが、この恩典は最惠約國各國に適用され、外人も公然と工場を設置することが可能となつたため、英、米、獨等の諸外國人は競つて製造機械を輸入し、上海その他の地へ工場を設置するものが簇出、外人企業投資時代を現出した。

外人工業の出現

外人資本の工業への進出は未だ工場設置權の無かつた日清戰役前に既になされ、製蛋、造船、絲業等あつたが、本格的に乗出したのは日清戰役後のことであつた。即ち工場設置の條約條項適用に應じて光緒二十一年以降廿八年まで紡績五、造船一、煙草業一が設立した。外人工場は規模大きく大資本を有するものが多かつたが、就中英米煙草公司の如きは英金二千二百五十萬磅の龐大な資本を擁して、上海、漢口、天津、奉天、哈爾濱、坊子等に煙草工場を設置したのみでなく、濰縣、坊子一帶に米國葉を栽培し、煙草工業基礎確立の大計まで慮る處あつた。

民族工業の發芽

外人工業に刺戟されて中國人も漸く民間經營の有望を知り且つ會社組織による新經營法を見て中國工業の進むべき新たな進路を發見した。これによつて從來の官營より一步を前進し、個人經營、共同經營、株式組織による工場經營が出現した。光緒二十一年（一八九五年）以降廿四年までに上海及び寧波、蘇州、杭州、無錫等の地に紡績工場七が設立した。かくの如く華人工場も外人工場に相次いで澎湃として勃興したが多數工場の急激なる開設操業は勢ひ原棉の暴騰を促し且つ勞働力の不足を來し前途に暗翳を投じた。加ふるに技術の未熟練や資金不足や原棉加水の弊害等幾多の惡條件によつて營業成績は面白からず、欠損に欠損を重ね實に慘澹たるものであつた。米人經營協隆の百兩株が僅

かの一兩に低落したのもこの時であつて、これから推せば華人紡績は更に大きな打撃を受けたことが窺知される。

國貨提倡の抬頭

然るに當時の清國政府は日清戦の後で財政の窮乏甚だしく救濟の餘裕なかつたため、中國人は法の力を藉ることも不可能となり、この窮状打開には民族の力以外に無きことを次第に自覺し、先づ大資本の外商の壓迫より民族工業を救ふべく各地に民族運動が展開され、國貨提倡、外貨排斥、利權回収等の烽火が擧げられた。これらの運動は光緒三十一年（日露戰役）前後より萌し、偶々米國が華人労働者の入國禁止をなしたことから端を發して急激に熾烈となり、國貨提倡の建前から英米煙草排斥を叫び國貨煙草の製造に當るべく光緒二十八年天津に北洋、三星の兩煙草を、三十年に南洋煙草を設立し、英米煙草の牙城に迫つた。一方、排外思想を鼓吹して益々意氣熾んであつたが、龐大なる資本を擁し既に根を張つた英米煙草には敵すべくもなく自らの墓穴を掘る結果となり了つたが、この犠牲は益々民族運動を助長し中國官民の自覺を促すに効果あつた、即ち政府は商部を設けたのである。

農工商部の設立

商部は光緒二十九年（一九〇三年）設けられたが、三十二年改められて農工商部となり、三十三年には農工商部工藝局に工場部を新設し、織物、染色等の十二科を置き工業の保護獎勵に當り、ここに始めて中國工業の秩序的形態の基礎が出來上つたのである。

邦人工業の抬頭

日清戦役によつて日本は清國に工場設置権を獲得したため、その第一着手として光緒廿一年（一八九五年）東華公司が上海楊樹浦に成立し紡績工場設置を計畫したが、實地調査の結果、上海の諸情勢は良好ならず、時期尚早といふこととなり、寧ろ日本内地に工場設置するを有利とすとの結論に到達、早速註文の機械を神戸に廻送せしめ、同地に工

場を設置した、これが鐘紡第二工場である。かくて邦人工場の最初の計畫は不幸實現しなかつた。そのことあつて數年後、三井洋行が苦境にあつた米系紡績の協隆を買収して之を經營、續いて大純紗廠も光緒三十二年（一九〇六年）邦人の手に買収され、この兩工場が後になつて合併して上海紡織廠となつた、邦人紡績着手の第一歩である。之に續いて光緒三十三年（明治四十年）日本綿花が九成紡績を經營、内外綿はそれより三年後に設立した。かく邦人紡績の大陸經營は着實に伸びて行つたが、民國七年（一九一八年）には日華紡が、十年には豊田、東華、同興の三紡績が、十一年には裕豐、大康、公大の三紡績が設立して邦人の大陸經營は愈々光彩を放つに至つた。

邦人紡績は敍上の如く概ね光緒末以後に設立したため、比較的情勢好轉の時であつて、外華人紡績に遅れて立つた邦人紡績は、前者の轍を踏まずに済んだのは大きな幸ひであつた。邦人の工業進出は紡績以外に於ても早くよりなされ製粉業、搾油業、造船、機械等各の一の設立を見た。邦人工業は上記の如く大體に於て光緒末に始り、民國十年頃までに一應邦人工業としての形態を整へ、外華人工業と相並んだ。

、近年の廿年間

以上は同治元年の搖籃時代より民國十年頃まで七十年間の概況である。なほ之に附言を要することは第一次歐洲大戰が民國五年（一九一六年）に勃發し、これによつて上海は未曾有の好況に際會したことである、民國九年（一九二〇年）の農商部登記によれば紡績二三、製粉六、搾油一、燐寸一二、蠟燭石鹼三、製紙三、煉瓦一、洋灰一、鐵工五、梓油一、煙草一、蛋粉一、釀造三、化學藥品五、雜業四、合計七〇といふ最高の記錄を作つた。

然しこれが絶頂であつて、その年より反動が遽かに襲ひ、未だ新設工場の竣工を見ざるうちに早くも凋落の悲運に陥るもののが少くなかつた、これより上海の工業は變轉時代に入つた。たゞここに特異な存在は紡績工業であつた、他種工業が悲運にある時、獨り好調を續け、歐洲大戰の終結によつて、再び英國より機械の輸入が可能となつて、新設

も遽かに増加し民國十一年十六、十二年二六、十三年三〇、十四年三五、十五年四七、十六年八四と驚くべき數字を示してゐる。

次に光緒三十二年、民國十年、十七年の工場數を表示する。(上海特別市社會局發表による)

	光緒三十二年	民國一〇年	一七年
紡織工業	一二	一一二七	三九二
化學工業	五	七八	一九六
食品工業	四	四五	一六二
印刷工業	二	九一	一九九
機器工業	八	一二二	二三五
器具工業	〇	三六	八六
日用品工業	四	一七	四二
其他工業	六	二六	八〇
合計	五〇	五三二	一三八〇

然るに上海の工業は上記の如く伸展し増大して行つたが、決して平穏無事のみではなかつた、その間種々様々の波瀾變動があつた。

労働問題の發生

歐洲大戰によつて好況に恵まれたのは僅か四年間であつて反動作用によつて不況となり紡績を除いた一般工業は苦境に陥つたが、漸くこの時期より労働問題が喧しくなり始めた。即ち民國八年の「五四」運動以後新思想が拾頭し、共產分子がこの間に乘じて暗躍、外貨排斥を拍車づけたため邦人紡績の罷業あり、民國十四年には「五卅事件」發生、愛國の熱情群衆を刺戟し、且共產分子は機に乗じて益々跳梁したため、勞働罷業頻々として行はれ工業界に一大旋風を捲き起した。民國十六年二月十九日の第一次罷業は罷業工場六千、罷業人員四十萬人、三月廿一日の第二次罷業は罷業工場四千、罷業人員三十萬といふ未曾有の大罷業を決行した。かくの如く労働運動は共產分子の操縱によつて弊害續出し、また労働組合内部に在つても兩派相対する醜態を晒したため、或ものは解散を命じられ、整理され、遂に民國十八年労働組合法を公布し労働運動を取締つたため、初めて工業界は愁眉を開くに到つた。然るに其の後、上海は再度の事變に

遭遇しなければならなかつた、前の第一次上海事變と今次の事變とであつた。

二、事變後の變遷について

民國廿六年（昭和十二年）八月十三日第二次上海事變が勃發し、閘北、南市、虹口、楊樹浦（東部）、西部等の工場地帶の蒙つた被害は實に龐大なものであつて、事變前と事變後の姿態は全くその様相を異にした。閘北、南市及び虹口の一部と楊樹浦（東部）の一部は廢墟の跡を止むるのみで、如何に戰火が激烈であつたかを物語つてゐる。然るに戰が西移するに従つて徐々に生色を取り戻し、事變翌年春頃より漸く復興し始めた。

復興狀況を地區の上から見れば、東部の工場地帶、西部一帶及び租界内が先づ復興の緒に着き、虹口方面の被害地區、蘇州河北濱一帶の工場地區が次いで起き、南市も後より復興の聲を上げた。ただ閘北の大部分は取り残され、その地區の中で復興したものは數へる程度に過ぎない、戰區にあつて難を免れた華人工場は殆んど西部租界地區又は西部越界路その他へ移轉した、従つて西部一帶の工業殷賑は事變後の特異現象となつた。

次ぎに事變前の狀態、事變の影響及び事變後の復興に就いて述べる。

紡織工業

戰前、上海の有した紡績工場は邦人紡績三〇、華人紡績三一、外人紡績四、合計六四に上り、全支總數の四三・六%を占め、また紡錘二、六六七、一五六錘を有し、全支の五二・三%を占め、全國に冠絶した。

、事變による被害は次の通りである。（註英人紡績の被害無し）

資本（元）	紡錘數	織機數
廠數		

完全破毀
損失甚大
損失輕微
安全存在

邦人紡績	二二八	五九、四〇〇
完全破毀	二一三	三三〇萬
損失甚大	二一四	一、三七〇萬
損失輕微	二一五	二、四八二萬七千
安全存在	二一六	四四九、四二六
	二一七	五〇九二
	二一八	一、八三四

邦人紡績	二二九	五九、四〇〇
完全破毀	二三〇	二二九、六五六
損失甚大	二三一	一、二一五萬九千
損失輕微	二三二	三八五、九三一
安全保存	二三三	一、七〇〇

右表のうち邦人紡績完全破毀二廠あるは、豊田紡績と日華紡浦東工場である、この損害實に三千萬圓、事變被害の最高であつた。

戦後の復興は次の通りである。

邦人紡	廠數		資本	紡織數
	原有廠復工	新設廠開工		
原有廠復工	廿七年	廿八年	三〇廠	三、〇五七萬元
原有廠復工	廿七年	廿八年	三廠	四〇〇萬元
原有廠復工	廿七年	廿八年	六廠	×四三〇萬元
原有廠復工	廿八年	廿九年	二二廠	二一、八四〇萬元
原有廠復工	廿九年	廿九年	六廠	一四五、四二四錘
原有廠復工	廿九年	廿九年	二廠	二九二、四七二錘
原有廠復工	廿九年	廿九年	二廠	二、九二四萬元
原有廠復工	廿九年	廿九年	二廠	二五〇萬元
原有廠復工	廿九年	廿九年	二廠	五、六〇〇錘
管理委任工場	廿八年	廿七年	二廠	八廠
管理委任工場	廿七年	廿六年	二廠	二廠
管理委任工場	廿六年	廿五年	一廠	一廠

英人紡 原有廠復工 廿七年

四廠

二、二三六萬元

一四八、九七六錘

(註×一廠未詳)

右の表記より一年後の昭和十六年一月の現勢は邦人紡績三十九(委任經營九工場を含む)、華人紡績十六、英人紡績十一、合計六十六である。このうち邦人紡績には振華紡績が從來の委任工場を買収して邦人工場に入り、華人紡績は七工場が香港籍に轉籍して減少し、反対に英人紡績は七工場を入れ、それに前後して華人紡績三が新設し、この移動を含めて六十六工場となつた。而してその有する精紡錘の割合は次の通りである。

	工場數	精 紡 錘 數	撚 糸 錘 數
邦人紡績	三〇	一、三四一、五六〇	三四六、〇〇八
華人紡績	一六	三三四、七〇一	一八、一六〇
英人紡績	二	五四一、九七一	五〇、六八〇
委任工場	九	四五七、九一〇	五、五七八

紡績工業は事變後諸種の好條件に恵まれて好調を續けたが、十五年五月のパニツクに遇つて痛手を受けた。續いて六月、援蔣ルート遮斷に伴ふ奥地向搬出が軍の統制を受け、在華日本紡績同業會は軍作戦に協力の意圖の下に六月中旬より一割五分の操短を實施し、更に七月三割を操短、十月一日よりは遂に五割の操短を斷行した。外華人紡績については十月になつて初めて二割乃至三割の操短をなしたが、十二月以降は外人紡績が五割操短をなしたに對し、華人紡績のみは全運轉をなした。昭和十六年春の生産高は、邦人紡績三萬四、五千俵、外華人紡績三萬二、三千俵、合計七萬俵見當であつた。

江蘇、浙江の兩省は古來產絲に名高く、輸出の大宗をなしてゐる。事變前四十四の製絲あり、江蘇、浙江兩省總絲數の四四%を占め、全國第一にあつて釜數一〇、三二六釜に上つた。外商には英人經營の怡和あるのみで、他は凡べて華人工場であつたが、資力がないため、絲廠の經營は兩様の方法を以てなしてゐた、即ち工場設備一切を他に賃貸するものと、それを賃借りするものとの兩様であつた。

事變の被害は九割までが閩北にあつたため、甚大の被害を受け、三十廠が全焼し、三廠が半壞、絲車七千を焼き、五百台は半壞し、寥々たる有様を呈した、損害一千萬元と言はる。廿八年末までの復興は新舊合計三十八廠、八千四釜となり、戰前の六五%を漸く恢復した。事變後、特筆すべきことは無錫、浙江一帶の蠶絲統制である。國民政府普通法人として、日華合辦の華中蠶絲股份有限公司が生誕し、蠶絲の統制をなした。この蠶絲統制によつて一番の打撃を受けたのは上海租界内にある華人絲廠であつた、原料の入手難は休業或は轉業を余儀なくされ、昭和十四年末には六廠に減じ、十五年末には僅か二廠となつた。

上海の邦人關係絲廠は華中蠶絲所有の二工場と他に一工場があるのみ。華中蠶絲は無錫その他へ二十三工場、釜數百八十八萬六千三百四十一台を有し、華人手操絲廠釜の三倍以上に當り、製絲二萬六千擔、主に輸出をなし、外貨獲得の大役を果しつゝあつた。

この外、上海製造絹絲會社(公大)が絹紡絲を造つてゐる。昭和十五年は絹紡絲七百五十箱、細絲一千一百俵を生産した。

電機絲織業

上海は絹織業も亦全國第一であつた。戰前華人工場四百三十一にて織機台數六千四百九十三台、月產十六萬疋を產生した。事變による被害の最大なるものは華人經營にして上海最良の近代設備を有し輸出向を專業となしてゐた上海最

大の美亞織綢廠で同廠は所屬の閩北第十廠を焼いたが、その第五、六、七廠の機械は二百台を漢口へ、十八台を香港へ六十台を廣東及び重慶へ逃避せしめた。

販路は戦前は大體地場三割、廣東、廣西二割五分、江浙五分、其他の省二割八分、輸出一割二分であつたが、戦後も和平區及び地場は大して變らず、奥地向けのみは人絹混織物は重慶側の禁運令によつて不可能となつたが、輸出は額の好調であつた。戦後の工場數は廿八年末で舊廠の復工二三〇、新廠一四七、合計三六七工場、戦前の八五・二%を回復し、織機は五、一〇四台となつて七八・六%を取り戻した。然るに廿八年秋より原料が昂騰し、更に電力料金値上がり、採算引合はず、遂に四、五十廠も停工或は減工した。従つて織機も五分の四程度に減じた。生産高は戦前年產二百萬疋、戦後の廿七年は僅かに十七萬疋の寥々さ、廿八年は增廠によつて一百二十萬疋に恢復し、漸く戦前の六割を恢復した。

邦人の絹織物生産高は昭和十五年度上海製造絹絲公司が絹布三萬六千反を生産した。

毛 紡 織 業

上海の毛紡織業は近々十數年の歴史を有するに過ぎない。戦前比較的規模の大きな華人工場は八廠あつた、その他は棉毛交織の駝絨廠で、兩者を合すれば大小三十八、全國の六五%を占め、資本總計四百二十五萬元であつた。この外、外人工場二廠、邦人工場三廠があり上海總生産額年三千余萬元、外人工場がこのうち半ば以上を占めてゐた。事變の被害は少く、復興は早かつた。二十八年末には華人工場は舊三十九、新設二、無錫よりの移轉一、計四十二廠、邦人工場新一、舊三、計四廠、外人工場新四、舊一、計六廠、上海合計五十二廠に上り、戦前よりも十廠を増加した。戦後の生産狀況は毛織物で戦前の八〇%，二割減、毛絲は華人工場四で月產十萬磅、外人工場二で十萬磅であつた。戦後は好況に恵まれて業績は頗る良好であつたが、歐戰發生後は原料の輸入難を來し、且つわが軍の海口封鎖

によつて製品の販路は杜絶し、大打撃を受けた、廿九年には操業三十餘となつた。上海の原料ストツクは大方を消費盡してをり、今後このまゝの操業は困難視されてをるが、人絹、その他の混織によつて操業を維持するものと見らる。昭和十六年七月現在邦人工場五、この外紡績側で毛紡織工場を有するものが二ある。

染 織 工 業

戦前は工場の小規模のものを除いて、大多數は東部、虹口、閘北、南市に在つたが、事變によつて甚大の被害を受けた。或る者は租界へ移轉したものもあつた、戦が遠ざかるや、蔣介石軍隊より軍裝布の注文が殺到したため、俄かに活氣を呼び、廿七年末には戦前より七十五廠を増加して三百三十五廠となり、廿八年末には四百十四廠となつた、その當時は未だ搬出入の制限がなかつたため、租界内華人工場は全運轉をなして援蒋行爲をなしたのである。

これら工場のうちには昭和十三年に常熟、江陰、常州、無錫などより移轉して來たものも含まれてゐる。十四年前半期までに織機は戦前より一萬七百四十台を増加して二萬二千五百八十二台となり、印染機は五百七十五台に、絲光車六十八台に達した、邦人もこの期間に二工場を經營した。かくの如き畸形的現象を示したが、十四年後半期に入るや歐戰が勃發して染料が暴騰し採算引合はなくなりこの頃より漸く西南向が滯滞し始め、これに華北水災などの悪材料が織り混じつて、人氣悪く不味となり、一時は四百十四の工場が僅か四十四に減少したほどであつた。廿八年の最盛時は電力織機一九、六七六台、人力機二、九〇六台、印染機五七五台、月產百三十余萬疋に上つた。二十九年（昭和十五年）に入つて更に五月に爲替暴落あり、續いて浙東海口が封鎖され、香港、佛印方面また局勢緊迫化し、八方塞がりとなつて人氣益々惡くなり生産日に降下の有様で、遂に華人工場は整理、譲渡したものが三、四十に及び、停工又は減工續出し同年末頃には開工機數は盛時の三分一であつた。

戰前華人工場十四があつた、この他に外人工場が停工してゐた。邦人の經營はなく、福新、阜豐の兩廠が上海の代表的なものであつた。民國廿四年度統計に據れば十四工場の日產十三一、一七三、九三四袋あり全支產量の四二%を占め上海は製粉業に於ても重要な地位を占めた。工場の大半は滬西、閘北區に在つたが、事變によつて一廠が焼失被害状況は甚大一、輕微五、安全七であつた。

事變後は閘北、南市にあつた華人工場が邦人經營に代り、邦人業者一社で六工場を有するに至つた、停工してゐた外人二工場も戰後の好況に乗つて復活したが、その中の一工場は後になつて、原料の入手難を理由に遂に邦人へ身賣りした。華人工場は六が復工、一が米國企業公司名義に轉籍した、戰後の復興は殆んど完全に近い。

上海製粉業の全運轉に所要する小麥は一日五萬五千二百擔、年約二千萬擔で、製粉は日產十一萬一千五百袋、年產四千萬袋である、この外に一萬一千余袋の麩が生産されるが廿八年の實生産は二千萬袋、廿九年は一千二百五十萬袋に著減した。この原因は中支產的小麥が、軍の統制物資となつて、租界側外華人工場へ對しては供給をなさないため外華人工場は外麥一本に依存してゐたが、採算難、船腹難等によつて原料難を來したが爲に減產となつたものである。外華人工場の生産高は廿八年は一千七百萬袋、廿九年は五百二十萬袋に著減し、本年に入つては更に悪化し操業困難に陥つてゐる。最近は殆んど停工状態にある。

製品の消費は地場約月三百萬袋、戰前は華北へ八十萬袋を出したが、戰後は特種事情のためペーパー制による取引をなしてゐる。

上海及び長江沿岸小麥粉生産能力は次の通りである。

上海邦人經營七工場

三三、〇〇〇袋

上海華人經營八工場

九二、〇〇〇袋

註、長江沿岸邦人工場は常州に日華合辦の恒豐麵粉廠があつたが、昭和十六年四月廿八日燒失したため右表には加算せず

搾油工業

戰前、潭子灣及び曹家渡浜北に七廠、浦東二廠、租界内二廠、合計華人工場十一廠があつた。事變後は西蘇州路及び麥根路にあつた大有餘、大德新の二廠が復興し、他是邦人經營となつて復活し、現在邦人經營閔行鎮一廠を加へて合計八工場となつた。このうち二工場は石鹼工場、塗料工場を有し、自家工場用に充ててゐる。

搾油時期は大體に大豆が前半年、棉實が後半年、菜種が夏期といふことになつてゐる。事變後は原料手當が充分行かず繰短をなしてゐる。從つて上海の需要を充たすに足らず、他是滿洲、華北よりの移入に依存してゐる状態である。相場は他商品に追隨して上昇してゐる。

煙草工業

戰前、煙草工場は青島、漢口、廣東、上海の四箇所に合計五十六廠あつたが、そのうち上海は英米煙草工場（二工場あり）を除いた華人工場の生産は英米煙草の半數に當らなかつた。英米煙草は山東省の濰縣、安徽省の鳳陽縣一帶に米國種煙草葉を栽培、全支總生産額の三分の一以上を占有し、獨占的猛威を振つてゐた。

事變前、華人工場三十一のうち十八が虹口一帯にあつたため事變の被害大きく南洋、華成の兩雄が燒失した。事變後はこの兩社は小工場に代捲を委託して商標を辛くも維持してゐる。華成は昌平路に新工場を設置中であつたが、最近完成した模様である。廿八年末までの復興は華人工場舊二二、新一、計二三、捲上機二〇〇台、資本一、八九五萬元余に過ぎず、生産力は著るしく低下した。加ふるに英米煙草も事變後當初は極度に操短を行つたため上海は煙草不

足を來し、ここに邦人進出の機會をつくつたのであつた。即ち東洋葉煙草と東亞煙草の兩社が華人工場跡に誕生、また共盛煙も之と先後して發足した。昭和十五年(民國廿九年)末には邦人經營は九社となり捲上機一一四台、總資本額四千五百萬圓に達した。華人工場は二〇、捲上機一四一台、英米煙草二工場一七三台、日華外總合計捲上機四二八台となり、戰前の八三%を恢復したが、原料及材料の不足によつて、操短或は休止し平時生產(三百億本)の二、三割方減少した。

戰後は煙草及び中支產煙草葉がわが軍の搬出入統制を受け、英米煙草及び華煙草は大打撃を受けた。邦人工場製品は主として占領地區への配給に向けられ、北南支との取引はペーラー制によつてゐる。昭和十五年末には中支煙草配給組合が成立し、配給を一元化し、葉煙草の收買には中支葉煙草會社をして當らしめ、邦人煙草工業は優利の地位にあり將來を期待せられてゐるが、本年七月廿五日、米國が發動した在米日支資產凍結令の影響を受け、米國葉の輸入手當が困難視されるため原料葉對策が今後の發展を左右する鍵となる。

護謨工業

護謨工業の發祥は民國初期であるが、二十年頃特に發達し、その後一度退歩、廿四年の中中國幣政改革より好轉し、事變前まで持續して來た。工場は大小取混せて華人工場三十四、資本額五百十余萬元に上り全支の九〇%を占めた。主としてゴム靴の製造に當り、平時は年額三千萬足を生産した、この他に自動車タイヤ年產約三萬個、人力車及び自轉車タイヤ年產十七萬七千個、雨衣、熱水袋、防毒面具及び各種ゴム製品約七十萬元を生産した。

工場は滬東、滬西にあつたが、事變によつて打撃を受け、安全工場は五廠といはれ、この外、春華廠は機械を帆船四隻を以て漢口へ逃避中鎮江で沈没し、中國誼記は武昌、衡陽を經て昆明へ逃避したといはる。

復興狀況は廿八年末、華人工場舊一四、新一二、計廿六工場、(作機一一七台、資本三七一萬元)が復興し、新たに

邦人經營二工場が進出した。戦後の生産高は廿八年度ゴム靴一千二百萬疋、戦前の半分にも及ばない。この生産力の減少は新設華人工場の能率低下が原因であつた。

販路は戦前は主として長江沿岸一帯で、その餘を北南支へ向けてゐたが、戦後は福建、南洋方面を主要販路とした。然るに二十九年(昭和十五年)に至り、南支沿岸、香港、佛印向が輸出禁止となり、その打撃を受けて荷動き鈍くなり、遂に操短或は停工するもの出で、生産は半減するに至つた。

原料生ゴムの輸入は英領馬來よりのものが多く、次は蘭印からであつたが、歐戰發生後は英國が馬來ほか南方屬領に對し輸出を禁止したため馬來が先づ不可能となり、續いて蘭印も之に倣ふこととなつて、從來の輸入は杜絶した。殘る問題は東亞共榮圏の泰國と佛印とであるが、邦人ゴム業者としては泰國の對日供給量を割譲受くる以外になく、幸ひ邦人ゴム工業組合は興亞院の斡旋により、發註許可を得、手當を行つてゐるが、如何なる程度まで原科獲得が出来るかが今後の問題である。

昭和十五年末現在邦人ゴム製造並加工業者は次の通りである。

ゴム靴類四、タイヤ及再生タイヤ四、ボール二、ローラ防水布、糸ゴム、紺創膏、電線被覆各一、其他二

金屬工業

製鐵製鋼業は中國に於ては軍器製造の必要上早くから創設せられ、光緒十六年(一八九〇年)漢口に製鐵所が設けられたのが嚆矢であるが、上海に於ては極めて最近のこととに屬してをり、その數も少い。邦人の製鐵鋼業大工場三がある。昭和十五年には三トンの電氣熔爐が新設され、鋼鐵打型専用の一トン半電氣熔鐵爐が修理の上、操業され、上海鐵鋼業に威力を増した。製鐵鋼業は昭和十五年末より原料及び資材不足によつて行惱んだ、伸銅業は十五年四月現在邦人工場五、華人工場四、生産力は華人工場年三千三百四十屯、華人工場二千四百屯、日華合計五千三百八十屯とな

つて戦前よりも一千一百八十屯の増産である。

機器工業

機器工場數は戦前と大差なく大小六百余あり、工人卅人以上のもの華人工場六十余、邦人工場八十余、外人工場十
余あり、工場は西部の膠州路、檳榔路、勞勃生路、康腦脫路、戈登路、海格路、大西路、白利南路一帶に次いで東部
の昆明路、匯山路、韜朋路、平涼路、東有恒路などで、この一帶は概して邦人工場が多く規模も比較的大きい。
華人の經營組織は株式組織は僅かに二割に過ぎず、個人及び合資組織が八割を占めてゐる。機器工場は紡績工業が
自家の織機製造修理のため、自營又は出資をなしてゐるものあり、華人紡績では鴻章、永安は直營の機器工場を有
し、邦人紡績に在つても内外綿、上紡、豐田紡、日華などがある。

造船業

戦前華人經營の設備完全なる比較的大規模のもの十一あり、その中で江南造船所は國營であつた。外人經營のものは
は英人造船四、佛人造船一があつた。戦後は江南造船所は三菱重工業が經營の任に當つてゐる。邦人船會社で自社使
用船舶の造船修理をなしてゐるものもある、其の他に邦人關係造船所二ある。外人造船所は事變後海運界の好況に乗
つて多忙を極めてゐる。ソ聯の船舶も浦鹽より上海まで修理に來、外人造船所を露してゐる。

油脂工業

戦前の石鹼製造は邦人工場三、英人工場一、華人工場大小六、七十あつた。事變によつて虹口、南市、閘北にあつ
た華人工場三、邦人工場（瑞豐洋行）一は焼失した。戦後は大多數が租界内に遷り、中國第一の五洲固本も小沙渡路に
遷つた。華人工場の復興は昭和十四年末までに十七、邦人工場は十六年六月現在新設三、瑞寶も復活して全部で六と
なつた。外人經營に四工場がある。

塗料工業は民國七年に興り、戰前華人工場七、開林油漆廠が最大であつた。この外に外人の工場がある。昭和十四年末現在華人塗料工場十二、顏料工場四、外人四、邦人關係工場十六年三月現在五、邦人工場は主要原料二十七品目中九品目を對日輸入に仰ぎ、残りは現地調辦をなしてゐる。現在邦人工場生産能力は中支全需要を賄ふに充分である。

皮革工業

戰前、華人製革工場十一あり、うち大なるもの三、主として靴底皮を製造し、また靴皮製造をなすものもあつた。外人經營の二工場は製革及び靴皮工場であつた。生産能力に於て華人工場より優秀である、事變被害は戰區に在つたものが多かつたため大きく、華人六工場が破壊された。華人工場の十四年末迄の復興は新設四、舊九、計十三、邦人工場は戰後出現したが、日本、秋元、祥生は昭和十六年四月合同して華中製革公司となつた。この外羊皮製革一、輸入皮の製革一があり、皮革加工業四ある。製革用原皮は中支產は華中原皮株式會社が統制し、對日供給の外、前記華中製革にも配給をなしてゐる。華人工場は歐戰後は輸入手當出來ず、僅かに江北方面よりの流入原皮によつてゐる。

莫大小工業

戰前、華人工場百數十、うち稍々大なるものは四工場に過ぎなかつた。事變影響は虹口、閘北、南市に在つた工場が被害を受け、邦人工場も甚大の被害を受けた。戰後の復興は華人工場十四年末現在二百余、邦人關係工場は十五年未舊一、新八、計九で、うちシヤツ類二、靴下類七である。

硝子工業

硝子工業は民國元年に興り、同年華人工場二、邦人工場一が創設した。事變前工場は閘北三陽路一帶に集中し、東部、西部に大なるもの三、稍々大のもの十あつたが、戰後は多くは勞勃生路、拉都路、甘世東路、赫德路に遷り、數工場の新設を加へて十四年末には華人工場大十余、中小三十余、食器類、化學器具類、瓶類を製造し、この外熱水

瓶工場二十八あり、外人工場電球一がある。邦人工場は十五年末現在十六、うち瓶類及び化學器具七、熱水瓶五、電球四がある。

建 材 工 業

中國の洋灰工業は光緒二年に創始し、上海は民國九、十年に華商水泥公司及中國水泥公司が創立した。現在も二工場のみで、海南沿線には龍潭山に一工場、他に外人工場一あつたが、戰後は龍華の華商水泥は三井系小野田セメントによつて、龍潭山水泥は三菱系岩城セメントによつて復興され、中支の復興建設に貢獻するところ大であつた。中國水泥公司は未操業である。この他に邦人の建材工業は十五年末現在、スレート一、煉瓦及びタイル四、コンクリート製品一、石灰二、ベニヤ一、製材九等がある。建築材料は特需方面の需要を除き、建設繰延べにより環境悪く不振である。

製 紙 工 業

事變に依り華人工場四是戰火に遭ひ再起不能となつた。占領地區に在る華人工場のうち、邦人と提携復活せるもの五工場あつた。法幣安による換物人氣や遊資の投機作用によつて、製紙企業を促進し、小製紙工場が新設、十五年末には華人製紙九工場、中支占領地區の邦人關係九工場(うち上海五工場)、米國人經營一工場ある。現有設備にて中支に於ける紙の生産高は次の通りである。

板 紙 類	二五、五〇〇屯	和 紙	八、〇〇〇屯
印 刷 紙	二、四〇〇屯	包 裝 紙	七、〇〇〇屯
クラフト紙	二、〇〇〇屯	其 他	二、〇〇〇屯

印 刷 工 業

事變により被害を受けたものは閘北、虹口に在つた比較的大工場が多く、邦人工場では二工場が甚大の損害を受けた。戰後は特種景氣によつて印刷業は繁昌したが、最近は印刷材料及インキの品不足及暴騰によつて、出版界も商工業も緊縮策を取ることとなり、次第に沈滯してゐる。華人印刷同業者の間には十五年六月競争防止委員會が組織された。廿九年年末現在華人印刷業は活字印刷二三二六、石版印刷九、ゴム印刷二九、凹凸版印刷二三、貼花印刷一、株衫鑲花二、團扇日歷四、札印刷三、製本一三、邦人側は近代的設備を有するもの十余、そのうち活字印刷が多く、石版、美術印刷をもなす。邦人關係印刷業の最大なるものは華中印書局で、國民政府教科書製作を以て主要事業とし、一般印刷をもなしてゐる。

電氣瓦斯事業

電氣及び瓦斯事業は公共事業に屬するものであるが、ここに附記することとする。

今次事變前の上海及び上海周邊の電力供給は上海電力會社、上海法商電車電燈公司、閘北水電公司、南市電力公司及び浦東電力公司によつてなされ、共同租界、佛租界、閘北、南市、浦東と夫々の配電區を協定してゐた。

瓦斯事業は上海瓦斯會社一手によつて租界内のみへの供給をなしてゐた。上記諸會社のうち、華人資本による閘北水電、南市電力、浦東電力を除いた外はすべて外人資本によつて運營されてゐる。然るに事變によつて華人經營による閘北、南市、浦東の發電廠は甚大の被害を受け、復舊の困難を思はしめたが、閘北、南市、浦東共に我が軍の占領地區に在つて、その復舊は治安の上からのみでなく、同地區の復興建設上からも早急な復舊が要望せられたため、日華合辦による華中水電股份有限公司が國策の線に沿つて昭和十三年六月成立され、中國側よりは現物出資により、日本側よりは復興に要する資金及び日本技術を以てし、閘北、南市、浦東の三廠を併合するに至り、爾來同地區への配電を行つてゐる。

瓦斯事業に在つては、市中心區の復興建設が急速に行はれたため、その發展助長を期する上から、瓦斯供給が必須のものとなり、上海瓦斯會社が租界内の供給に限つてゐるところから、新たなる會社を必要とし中心區新市街への供給を目的として日華合辦による大上海瓦斯會社が昭和十三年十二月創設せられ、既にガスの供給をなしてゐる。上記の兩社とも中支那振興會社系統の子會社にして國民政府の法人として登記せられてゐる。

なほ上海電力會社に就いて附記すべきことは、燃料石炭の入手難によつて、その供給を制限しなければならなくなつたことである、同會社は既に石炭原價の昂騰と法幣の下落を理由に附加料金を課してゐたが、本年二月より印度炭の入手が船腹手當難によつて杜絶し、開平炭の月二萬五千屯のみを以てしては、毎月消費の半分量にしか過ぎず、重大危局に立つに至つたため、日支外よりなる混合専門委員會を組織し、電力割當に關して協議せしむることとなつたが、取敢す臨時辦法として五月より一千キロワットを超える需要者に對しその使用量を最高七割に制限し超過分に六倍の料金を附加することとなつた。これが影響は邦人業者にあつては未だ五、六社に過ぎなかつたが、一般人心に與ふる影響は大きく、華人工業界も今迄自由操業にあつただけにその打撃を受けてゐる。今後石炭及び重油手當の如何では更に制限の強化が必要とされるであらうが、さすれば生産工業に暗黓を投すこととなるべく、今や工業界より重大なる關心を寄せられてゐる。

三、補　　說

邦人工業の種類

清の光緒末葉より今まで約四十年の歴史を有する上海の邦人工業も、その當初より今日に至るまで繼續のものは紡績工業及びそれに附隨せる機械工業が主たるもので、紡績工業の存在はわが邦人工業の中のみでなく、上海全工業

の中にあつても光彩を放つてゐる、而してその光彩が餘りに強いため、他工業は戦前までその影に隠れた觀があつた従つて事變直後の邦人工場は紡績各工場を加へて百數十に過ぎぬ状態にあつたが、事變後の今日は約四百に達し驚くべき増加を示してゐる。

邦人工業種類は略ぼ次の通りである。

邦人工業種類									
(業種別)					(工場數)				
機械製造	染織	毛織	紡績	大紡績	金屬(含加工)	其他ノ紡績	小紡績	色織	絲織
造船器	染色	製毛	(十社)	莫大	理革	紡	三九	絲織	織
紙	織	製製		其他	理	紡	三九	絲織	織
六	三	二	一〇	二	三	八	二	一	七
調味料	製飲	酒製	石煉	硝子	製煙	製ベ	セメント	製灰	製瓦
冰冷	水造	油	石	セメント	煙	ベ	セメント	瓦	瓦
料凍	水	油	煉	子	製	製	ト	灰	材
一〇	五	一	二	一	六	一	一	一	一

紙染工場一
器料精品脑一
藥業一
樟酒一
一四五六六

石製一
一六五
謨謨印刷
燐寸一
他一
一三一

軍管理工場に就いて

日支事變によつて、皇軍は占領地域内にあつた華人の未操業、不在者各種工場を軍管理として保護の任に當り、之が復興に當つては、邦人資本家の協力を求め、經營を委任することとなつたが、中支に於ては百三十余工場あり、受託者は修復の上、逐次操業し、國府統治下に於ける産業の復興に寄與しつゝあるが、昭和十五年三月の聲明によつて軍當局は、これ等を順次國民政府に返還することを約し、以來順調に返還は行はれてゐる。十六年七月三十一日までに國府に返還された工場は合計五十五工場(當事者相互によつて解決したものも含む)に上つてゐる。その内容は次の通りである。

紡績十六、染色八、棉織六、製粉四、製紙二、護謨二、鐵鋼二、煉炭二、製油二、壓搾、莫大小、製材、洋灰、印刷、製水、造幣、製銅各一、其他三、合計五十五

現下なほ聖戰續行中にあつて、多大の犠牲を拂つた管理工場を國府に返還する所以のものは、皇軍が日華提携の實意を示すものであり、國府の育成強化を祈念するが爲めである。

上海工業界の近況

最近の上海工業界にとつて重要な問題は原料及び資材の手當難である。歐洲大戰勃發後は各國が戰時經濟體制を施き重要物資は殆ど輸出を禁止した爲、それによつて受くる上海の打撃は大きかつた、加ふるに船腹難は一層その苦しみを深めた。上海の生産工業は殆んどが輸入原料及び資材に依頼してゐる状態である。例へば製粉業に在つても、中支産の小麦は豐作の年で中支製粉廠所要の五ヶ月に過ぎずと云はれ、その大半はカナダ、米國、濠洲麥に俟たなければならぬ。紡績に於ても中支産の棉花は纖維が短いために、細手向きとはならず、伯棉、印棉に頼らなければならぬ。其他ゴム工業、化學工業、染色工業、金屬工業等いづれもが外國原料依存によつてなされてゐる。かかる行惱み状態にあつた時、米國及び和蘭その他の資金凍結令發動は全く原料及び資材手當を絶望に陥しゐれた。これまでストック原料によつて兎も角生産され、製品の輸出はまだ可能であつたが、凍結以降は各國が取引許可制を實施し、極度に之を取締つた爲、輸出の部面まで封鎖された。加ふるに上海海關の十四項目品の通關禁止によつて上海の輸出品生産工業は大打撃を蒙つてゐる、特に華人方面の影響は深刻である。この反映として、華人工場の中では生産を中止し、専ら原料の思惑賣買に從事し、之によつて利益を貪つてゐるものもある。この風潮は金屬工業、機器工業、ゴム工業方面に濃厚である。

資金凍結によつて影響を受けたものは上記の如く紡績工業、化學工業、ゴム工業、金屬工業等の外、煙草工業、製糸工業、製材工業、食料品工業などもある。これら諸工業のうちで、今後の原料獲得を東亞共榮圈内に求めるものはゴム工業であるが、從前の海峽殖民地や蘭印の肩代りとして泰國、佛印に求むることが可能である。ただ泰國は對日向を主要としてゐるために、その中の幾割が上海向に可能であるかは將來のゴム工業を左右することとなる。また紡績工業に於ては中支棉の積極的入手策を講じ將來の増産計畫によつて、將來に望みあり、今後は太番手の精紡に全力

を注ぐこととならう。煙草工業に取つては甚だ目先き不透明で、中支産葉乃至山東葉は勿論増産の計畫乃至は收買の強化は可能であるが、煙草葉と棉花及び米は互に相關聯をなし、その栽培にしろ出廻りにしろ、いづれが相場高きものよりやるといふ農民の日和見のために、こちらの註文通りに運ばぬ憾があり、これに對する特種の工作が必要であらう、邦人關係は金屬工業は特需以外の生産は差控へ、華人方面は生産中止乃至大巾の操短をなしてゐる。次に製糸工業であるが、原料の點に於ては有り餘る狀態にあり乍ら、對米輸出が不可能となり、就中華中蠶糸は大打撃を受けたる。なほ根本問題は將來に残されてゐる、今後は國內消費間に轉換するものと豫想され、附屬事業として紡毛、莫大小、絹織物工業化へ向ふものの如くである。凍結後八月中操業を中止したが、九月より操業すと云はれる。邦人紡績は前述の状況にあるが、輸出向及び地場大口需要に對しては特に綿糸布商と緊密の連絡を計り、自肅方針を堅持してゐる。華人紡績工場は目下相當のストックあることと、邦人紡績と立場を異にしてゐるため、生産及輸出に關しては邦紡よりも自由であり、二割程度の操短をなしてゐたに過ぎず、華人紡績としては寧ろ操短の原因是、電力制限が利いてゐたが、十月八日以降は綿糸、綿織物、其他綿製品の輸出が國民政府財政部の特許を要することとなつてからは、その受けた打撃は實に大きかつた。

兎もあれ上海の工業は前述の如く、殆んどが輸入原料依存の工業であり、輸出生產工業であるため、今後はこの情勢變化に従つて轉換の必要が起るものと思はれる。即ち原料の自給自足化に向ふと同時に、輸出生產であつたものは國內向生産或は東亞共榮圈内に於ける生産設備としての活用に伸展すべきだとされるに至つてゐる。

第五章 通貨及び金融市場

- 一、事變勃發とデフレイション政策
- 二、事變の長期化傾向とデフレイション政策の崩壊
- 三、游資の氾濫とその慢性化
- 四、國民政府の通貨政策

一、事變勃發とデフレイション政策

一九三七年七月七日、事件發生以後、上海金融界は漸次先物の取引を拒絶するやうになり、通貨の退藏、外國爲替の買入が目立つた、上海に戰端が開かれるまでのこの間に於る外貨買は七百五十萬磅（一億二千萬元）に上つたといはれる、かかる事情であつたから通貨は急激に拂底し、八月九日には、大康銀行、恒利銀行が支拂停止をなすに至り、八月十三日上海戰開始と共に支那側は中央銀行を含め全部閉店した、十五日國民政府は、取付を防止し、金融界の混亂を避けると共に、資本の逃避と爲替相場の崩落とを阻止するため「非常時期安定金融辦法」を公布し、十六日より實施した。

非常時期安定金融辦法

(一)、八月十六日以降、銀行、錢莊の各種當座預金につき、原預金せる銀行、錢莊より拂戻を受けんとするものは、各一口座につき、毎週其の預金残高の百分の五を引出し得るのみ、但し一口座につき毎週の引出高は法幣百五十元を超ゆるを得ず

(二)、八月十六日以降、法幣を交附して銀行、錢莊に引續き預金し、又は新規に預金を開始せるものは隨時その金額に照し、法幣を以て拂戻しを受け制限を加へず

(三)、定期預金の期限未到来のものは拂戻を受くることを得ず、期限到来後、繼續して定期預金となすことを欲せざるものは須く當座預金となすべし、但し原銀行錢莊に限り、本辦法第一條の規定に隨ひ辦理す

(四)、定期預金の期限到来前に、預金者が銀行錢莊の同意を得て、定期預金證書を担保として貸付を受けんとする時は、一預金につき法幣一千元を以て最高限度とす、但し二千元以内のものに在りては、其の半額を以て担保貸付の限度とし、且つ一回に限る。

(五)、工場、會社、商店及び公共機關の預金にして勞賃給料の支拂のために或は軍事に關係あることのために法幣を用ふるを要するものについては、別に交渉の上、取極めをなすことを得

(六)、銀行錢莊同業又は顧客の送金爲替は凡て法幣を以て之を受拂す

(七)、本辦法は軍事終結の時に停止す

この辦法は第一次モラトリアルムと呼ばれてゐるのであるが、その目的の主たる所は、預金の引出を制限し、以て取付を防止し銀錢業者を保護するにあり、ひいて法幣の供給を可及的に少くして、資金の流出を抑制し、且つ私人の消費を抑へ、物價騰貴を防がんとしたものであつた。

然しながらこの非常時期安定金融辦法は反面に於て、金融を梗塞せしめ、商取引を阻害する結果を惹起するので、この缺點を補ふため上海銀錢業兩公會は財政部に申請して許可を得て實施したのが「安定金融補充辦法」である、その狙ひは、法幣による預金の引出制限に對する緩和策として、法幣及び外國爲替に替へ得ない匯劃による引出しを認めるもので、所謂同業匯劃制度の實施を規定し、八月廿日から實施された。内容は次の四ヶ條から成つてゐる。

(一)、銀行及錢莊が振出す本票(約束手形)には凡て「同業匯劃」なる印を押捺す、この手形は上海銀行錢莊同業間に於て交換決済(匯劃)するに止まり、法幣に換へ且つ外國爲替を得ず。

(二)、銀行錢莊が本年八月十二日以前に振出したる本票と支票(小切手)及び預金者の振出したる支票は何れも同業匯劃と見做す。

(三)、銀行錢莊の各種當座預金は之を財政部制定の辦法に從て法幣を以て支拂ふの外、其の商業部の口座にして商業上の需要によるものは、一切の殘額を同業匯劃を以て拂渡することを得。

(四)、凡そ引續き預金するものたると新しく預金口座を開くものたるとを問はず、銀行錢莊は法幣預金なるか匯劃預金なるかを註明し、拂戻の際にはそれに應じて法幣或は匯劃を以て支拂ふべし。

かかるモラトリアイム實施に依るデフレ政策の强行と、國民政府系銀行が未だ當時相當の外貨乃至現金、銀、を保有したこと(一九三七年五月孔祥熙財政部長のロンドンに於て公表した數字によれば、約八億三千萬元＝一億二千萬米弗、二千五百萬磅)、從つて逃避資本の外貨買に對しても充分な防戰賣りが出來、先物爲替の賣止め、或は近賣の乘換取引停止の如き最少限度の統制賣によつて法幣の對外價值を維持し得、加ふるに主要外國銀行の紳士的支援によつて政府の爲替市場統制支配が可能であつたため、當面の金融安定工作は效果を收めた如くであつた、かかる安定期とも稱すべき期間は翌一九三八年三月初旬まで繼續したのである。

二、事變の長期化傾向とデフレイシヨン政策の崩壊

南京陥落後、國民政府は漢口に遷都して長期抗戰を呼號するに至つた。一九三八年三月十日華北に於ては中國聯合準備銀行が開業し、聯銀券を發行して、華北通貨の統一を圖らんとした、かかる聯銀の法幣壓迫は巨額の北方券の上

海流入となつて、デフレ政策に大きなヒビを入れる結果となつたので國民政府は同月十四日外國爲替割當辦法（中央銀行辦理外匯請核辦法及購買外匯請核辦法）を公佈し、外國爲替の賣買は今後、漢口の中央銀行又は香港の辦事處を通じ行ひ、爲替賣渡し申請は毎週一回受理し、申請し得る爲替は市場に於てカバーを探り得ない實需に基く爲替賣のカバーに限るとなつたのである、而してその許可額は申請額の約二〇%にすぎなかつた、かくて上海には爲替自由市場が發生し、政府銀行の一志二片四分一の公定相場は全くノミナルとなり、自由市場相場はたちまち十片台に下落した、次で北京臨時政府は六月三日中國、交通兩華北分行の法幣增發を禁止し、八月六日には北方法幣をその九〇%の計算で聯銀券と交換すると宣言し、法幣への壓力を強化する政策を探つた。一方國民政府の外國爲替統制は益々強化され許可額を申請の五%見當にしたゝめ上海の自由爲替市場は急落して八片台になつた、その後このレートは翌年六月初旬まで持續することが出來た。このレート維持の爲に英國の支援工作が暗々裏に行はれた事は周知の如くである即ち法幣の續落を悦ばぬ英國は一九三八年九月頃から市場の實際相場たる八片四分一を基準として香港上海銀行が市場統制を一手に引受けて來たのである、一九三九年に入つて政府の在外資金の減少は激化の一途を辿り、加へて入超傾向が顯著となつたゝめ英國は公然表面に現れ、同年三月八日英支合作による一千萬磅の法幣の爲替平衡資金の設定を發表するに至つた。

一方武漢、廣東の陥落以後事變の慢性化と共に厖大な軍事費支出は奥地インフレに拍車をかけ、國內政治危機の深刻化と共に奥地より上海への資本逃避は一段と激成された、重慶政府の諸種の建設計畫綱領發表にもかゝはらず、奥地投資不安人氣は最早や蔽ふべくもなく、且つその客觀的立場も益々悲觀的となつた。重慶政府の上海への紙幣搬入に關する種々の制限又は禁止辦法や、奥地への資金誘致政策も殆んどその効果がなかつたのである。加ふるに華北に於ては一九三九年三月十日以降臨時政府は北方法幣の流通を禁止したゝめ、北方より上海への資金流入は又々激化し

た。更に産業動脈揚子江沿岸及び珠江一帯の軍票の流通も法幣壓迫の材料となり、上海のデフレ政策はこゝに全くその基礎を失ふに至つたのである。

かくて上海に集中した法幣資金はその安全のために、外貨買に向つたことはいふまでもない。六月七日香上銀行がこれら外貨買と厖大な入超（一九三九年上期上海貿易入超は約八百十五萬磅に上つた）に依り安定基金の著減を見た、め爲替賣止めをなしたるを契機として法幣の對英相場は六片半に暴落した。國府側は六月中間には七月末期限到来の復興、金融兩公債元利拂停止の聲明をなし、消極的に法幣の増加を抑止すると共に、更に第一次金融安定辦法施行の時の公約たる「將來の預金に對してはかかる制限を付せず」を破り六月二十一日「新金融安定辦法」を制定して上海銀錢業に通告し、二十二日より實施することゝしたのである、曩の金融定辦法が第一次モラといはれるに對してこれは第二次モラと呼ばれるのである、この第二次モラの目的とするところは、さきの第一次モラトリアム實施以後約二ヶ年経過して、制限内預金の引出しの累増、匯劃割引による匯劃の法幣化と共にその効果が稀薄化したる上、新なる法幣資金の奥地よりの流入によつて、最早や最初の目的を達することは不可能となつたゝめ、これに代るべき効果を狙つた點にある、即ち、新なる上海の巨額の預金を封鎖し、激化する資本逃避を防止し、上海資金の奥地導入を強制的に促進せしめんとするのであつた、その内容は次の通りである。

新金融安定辦法

思ふに、近來上海には外國爲替を競ふて購入し、資金の逃避を希圖するものあり、速かに豫め之を防止し金融を安定せしむるため、茲に特に六月廿二日以降、上海銀錢業の預金支拂は勞賃給料の支拂を除くの外、毎週引出高五百元以内は法幣を以て支拂ひ、五百元を超えるものは匯劃を以て支拂ひ、専ら同業振替の用に供せしむることを規定す上海以外の各地は舊に照し辦理すべし、其の預金を奥地に移さんとする場合は之等の制限を受けず、この辦法は元來

目下の上海の金融を維持するための措置にして、上海各界より愛國の熱情あるべきにより、よろしく此の意を體し即日遵守し施行せらるべし。

上海銀錢業兩公會はこの命令を受け同月二十二日次の六項目の辦法の實施を決定し、商工業資金の需要に應ぜんとしたのである、即ち

同 實 施 辦 法

(一)、六月二十二日以前に各銀行が發行せる本票、支拂指圖書、及び既に通知済の送金手形は期日が到來すれば仍受拂ひす。

(二)、六月二十二日以前に期日到來せるも、未だ支拂を受け居らざる支票は凡て財政部令に照し辦理す。

(三)、六月二十二日以後に預け入れられたる法幣預金の引出はこの制限を受けず。

(四)、銀行錢莊同業間の預金は、從來の例に照し辦理す。

(五)、八・一三以後の定期預金につきこれを担保として貸出をなす場合には、その金額は前の安定金融辦法に照し辦理す。

(六)、預金者が勞賃給料を支拂ふに當り、その金額が五百元以上の場合にも、亦前の安定金融辦法に照し辦理するを得。

かくて新安定金融辦法實施後、外國爲替投機熱は一時減退するかに見えたが新法幣預金が再び封鎖され、第一次安定金融辦法第二條が簡単に破棄せられたので、國民政府に對する民衆の不信、法幣の前途に對する不安は更に激成された、一般預金者に於て、制限内の預金を引出し退藏するもの多く、匯劃の割引を要求するもの又増加し、一時はその割引率は千元に對し二百元の高率となつた、かくてその影響するところ極めて大であつたので、銀錢業兩公會は同

月廿五日「安定市面辦法」四ヶ條を定め、上海各銀行錢莊が、銀行業聯合準備委員會或は錢業聯合準備庫に於てもつ匯劃預金を法幣化し、法幣支拂準備金を強化すること及び同業匯劃の領用を開始し、同業匯劃の流通を確實化し、且つ促進せんとしたのである。

安定市面辦法要旨

民國廿八年六月卅日現在に於て各銀行錢莊其の他金融機關が、銀行業聯合準備委員會及び錢業準備庫に保有する匯劃預金は合計二千二百萬元に達するが、これを百分の九十五まで法幣への引換を許す、かくの如くに法幣化した預金は七月四日より起算し十二週に分ちて拂戻し、各銀行錢莊毎週その十二分の一を以て最高とす、但し、各行莊の預金殘高が一萬元以下なる場合は準備會の審査を經て拂戻すことが出来る、七月四日より、銀行業聯合準備會は各銀行、錢莊が同業匯劃を領用するに關する事務を辦理する、各銀行錢莊は等しく擔保品を提供して、準備會に同業匯劃の領用を申請する、

而して同業匯劃領用辦法十八ヶ條を定めた、重要な所は次の諸點である。

第四條、各銀行、錢莊は本辦法第五條の規定する財產を提供して本會より同業匯劃を領用するを得

第五條、同業匯劃の擔保品は下記の種類に限る、（一）重要商品（二）上海市場に於て正式の市價を有する有價證券

（三）上海租界に在りて收益を有する土地建物。

第六條、第七條に於て夫々擔保品の評價、及保管につき規定してある。

第九條、本會が各行莊に對して領用せしむる同業匯劃は擔保品評價額の百分の七〇を超ゆるを得ず、擔保品の市價下落の際は隨時擔保品を追徵することを得。

第十條、各行莊が本會より同業匯劃を領用するには之を本會に於る各行莊の匯劃當座預金となし、小切手帳を發給し

て引出の用に供せしむ。

第十二條、同業匯劃は奥地へ送附してその地の產物を仕入れるの用に供することを得。

第二次モラトリの結果、預金勘定は（一）第一次モラトリアムによる舊匯劃預金（二）第二次モラトリアムによつて封鎖された新匯劃預金（三）自由なる預金の三本建となつた、而して市面安定辦法は舊匯劃預金を解放し、新匯劃を計畫し、一般預金に對しては預金引出しに關し第一次第二次モラトリアムの規定の適用を一律に第二次モラトリアムの規定に統一した、換言すれば新舊匯劃預金の實質上の相異を抹殺し、一切を新匯劃預金に統一したのである。又久しく統一を見なかつた銀錢兩業が、この新匯劃制度を通じ、銀行業聯合準備委員會に統一されたことは注目すべきであらう。

これ等第二次モラトリアムによる派生的現象はさて置き、第二次モラトリアムによつて、何等か國府の意圖する効果があがり得たかといへば、効果はむしろ逆のものであつた、即ち第二次モラトリアム實施によつて第一次モラトリアム實施の時の誓約を破つたことに對する民衆の國府への不信、及び法幣の前途に對する不安は更に激化した。

滙劃割引率の高騰は、その法幣化によつて外國爲替買への思惑或ひは逃避又は商品思惑を如實に示すものであらう國府財政部は七月二日輸入品目十八種、二百三十四稅番に上る廣汎な輸入制限を主眼とする「非常時期輸入禁止辦法」を公布し、之に依て約二億三千萬元の爲替支出を節減せんと企圖した。然し乍ら情勢はかへつて外國爲替自由市場を國際都市なる下に繁榮せしめたのである、七月十五日より外國爲替市場は險惡を加へ、六片台から五片台へ、更に二十日には二片台相場を示現するに至つたのである。

三、遊資の氾濫とその慢性化

事變勃發以來國民政府の經濟政策は常に法幣の對外價值維持の基本線に沿つて行はれて來たので、金融部面を見て行く上に於ても法幣の對外價值維持工作の推移を了解する必要があることは云ふを俟たない、前述の如く七月中旬以降法幣の慘落を見たが、之に就て投機業者の跳梁や日本側の外貨奪取を阻害する爲の意識的なものにせよ、根本的には法幣自體の内包する脆弱性が爲替相場に反映したことは蔽ふべくもない、即ち種々の工作にも拘らず、奥地より上海への資金流入は阻止し得ず、激増に激増を重ね、滙割の割引制による現金化と相俟つて上海過剩遊資は四十億といはれる巨額に上り、外貨逃避に拍車を加へたのである、この事は明かに戰事の長期化に伴ふ政府發行券の増大による奥地インフレ上海波及といふことが出来る。

國民政府は上海の不安人氣特に奥地インフレの激化が一般に叫ばれたゝめ、突如四政府系銀行券發行高を二十六億四千萬元と發表する等狼狽の態であつた、當時上海には法幣放棄論が拾頭し、工部局通貨創設案、香港弗流用案、新貿易通貨設定説等種々の新通貨案が論題に上つたことは周知の如くである。

此年九月に入り第二次歐洲戰亂の勃發を見たが、これは法幣の上に新局面を開くものであつた、即ち法幣は再びもち上げ四片台に安定したが、之が原因として次のものが舉げらる。

(一)歐洲戰亂によるpond不安、英領植民地に於る爲替管理、香港に於る所得稅の増徵等のため、香港、海峽植民地、マニマ方面より逃避資本が安全を求めて上海に還流したこと。

(二)投機が爲替より商品へ移行したこと。

(三)貿易尻の好轉。

かかる狀態は一九四〇年五月一日の香上銀行の爲替賣止めを契機とする次の法幣崩落時期まで續いた、而して歐洲戰亂が最初の相對的持久戦に入り、次で一九四〇年六月の佛蘭西の敗北、英國軍の大陸よりの退却等、舊秩序維持國

に戰局が不利となるや、先に上海に還流せる外貨はその投資又は逃避先が益す陝陘化したゝめ、自然上海は巨大なる遊資を抱へ込むの状態となつた。又國內的に見ても、日本の對重慶作戦が沿岸封鎖、南寧占領等の援蔣ルートの遮断等軍事的に強化され、資本の奥地移行は益す悲觀的となり、汪精衛を首班とする國民政府が南京に成立したが、戰時の要求たる諸種の日本側による統制は占領地域内に上海の過剩民族資本を導入するには余りに狹すぎるのやむなき状態に至つてゐるのであつた。

匯割割引率も一九四〇年五月の法幣不安人氣の襲つた當時の五月四日の一百八十元見當を最高として急激に下落し七月初旬には五十元を割り、その後漸落して、十月下旬には十元をさへ割つたのである、本年に入りその割引率も數元にすぎず、六月には割引率解消し、逆にプレミアムが付いたが、六月十一日以降銀行業聯合準備委員會に於て對法幣ペーと決定された（プレミアムは一時十元を唱へた）。

さて歐洲大戰は本年に入りバルカンにおいて獨伊軍の勝利あり、北アフリカの英軍も又樂觀を許さず、加へて、太平洋の波又高く、米國の龐大なる軍事豫算、米國の參戰の危懼等のため米弗も又法幣にとり安全なる逃避先ではなくなつて來た、一九四〇年日本軍の北部佛印進駐に伴つて樞軸三國同盟の成立は、日米國交の危機を増大した。

これら全面的世政治不安は最早や上海の遊資を決定的に慢性化せしめたのである、既述の如く匯割割引率の低落の推移は勿論のこと、本年四月には、上海主要内外銀行はその當座預金を無利子とし、次で法幣當座預金につき英、米銀行は保管料を徵收し、小切手振出し毎に手數料を徵收する等の有様となつたのである。

かくの如く持てあまれた法幣資金に對し投機資金への運用を目論んで大小錢莊業者の中には低金利時代に似合はぬ高利息を支拂ひ預金の集中を計るものが現れる等奇現象を呈し、話題を提供したのである、投機が華かに展開されて上海金利の動向は投機熱によつて左右されさへしてゐる、かくて遊資は政治不安の中に慢性化し投機にその安逸を求

めてゐるかの如くである、而して奥地インフレは常に上海インフレを増大せしめ、遊資の累増と相俟つて法幣不安に拍車をかけてゐる状態にある、重慶政府は一九四〇年六月未政府系銀行發券高を三十九億六千三百萬元と發表したきり、その後の數字の發表はされないが、これにしても前年發表に比し十三億元の増發になつてゐる、一九四一年八月来イ、カン氏はファイナンス、アンド、コンマース誌に於て「一九四〇年末の政府四行の法幣發行高は八十億に達したと信ぜられており、今日では九十億になつてゐるだらう、而してその他の雜券を含めば百〇二億五千萬元に及ぶだらう」と述べてゐる、法幣不安はかくてかりたてられてゐるのである。

、四、國民政府の通貨政策

南京に還都した國民政府は、一國經濟の中樞機關として、產業の建設、民衆生活の安定を期し一九四〇年十二月十九日中央儲備銀行法を制定公佈し、南京本行は一九四一年一月六日開業、同月二十日上海分行を開業した、儲備銀行券は法幣等價を以て發行され、順調堅實なる發展振りを見せて來た、その發行高を見れば次の通りである。

一月十一日現在	六、四一三、九二七元二〇
二月十五日〃	二〇、三三九、〇四六元
三月十五日〃	一二三、五九八、一五一元九一
四月十二日〃	三一、三八三、二八二元二七
五月十七日〃	三九、二九八、八二三元七九
六月十六日〃	五三、六二七、五四九元七四
七月十二日〃	七一、一〇〇、〇一三元一三

八月十六日

八七、〇五五、〇一五元八一

八月三十日

一〇〇、二〇一、三九六元八一

日本軍の南部佛印上陸を契機として民主主義國家の日本及日本の利益を防止する爲に採られた日支在外資産凍結は東亞共榮圏貿易の強化促進の必要を痛感せしめたが、國民政府の經濟政策も必然この線に沿はざるを得ず、且つその必要は最早や客觀的現實となつて現れて來たのである、而して八月八日には一般的法幣不安人氣、大平洋危機の増大に依る輸入增加等のために法幣對外爲替相場は對英三片、對米五弗の關門を割る崩落を演じた。越えて十八日に至り昨年十二月成立せる對蔣英米借款を基礎とする法幣安定資金を運用する爲め本年六月組織された法幣安定委員會は突如香上銀行を通じ、對英三片[‰]、對米[‰]公定賣相場を發表せしめるに至つた、然し外國爲替の閘市場は依然繼續したので、之が對策として上海爲替市場に對する割當制問題が考慮されつゝあり、法幣價值の外國爲替相場による評價は有名無實のものとなりつゝある、かくて國民政府の中央儲備銀行の使命は民生確保の上に重大な役割を課せられて來た國府財政當局は資產凍結後上海港よりの日本を除く第三國向け輸出を制限し東亞共榮圏貿易體制への進軍を明にすると共に、八月十五日には公課、公租の納入を中央儲備銀行券によるべき事を公佈、九月一日より實施することゝした内外の諸情勢よりする一般的法幣不安は、今や上海經濟界全體を蔽ひ、中央儲備券の舊法幣切離しを豫想して、中央儲備銀行との取引開始、舊法幣の儲備券への乘換が著増した、かくて中央儲備銀行が新法幣發行以來八ヶ月にして發券高一億元を突破し、中國幣制史上に劃期的巨歩を印した。

第六章 物價事情

一、物價は如何に騰貴したか

二、物價騰貴の主要因

三、困難なる物價対策

四、虹口サイドの物價事情

一、物價は如何に騰貴したか

支那事變以來騰勢をたどつて來た上海の物價は、事變第四週年目の今日に於て全く殺人的傾向を示し、たとへば、生活の最必需品たる米價の如きは、事變前の約十二倍といふ驚くべき現象を示してゐる。このために、百貨店、ホテル、商店、工場等には、賃銀引上や米手當増額要求のストライキ事件が頻々として發生し、中國人庶民階層の間に深刻な生活問題が巻き起つてゐる。ストライキ件數だけを調べてみても、事變前一九三六年には七五件であつたものが一九四〇年には二七四件となつて（共同、佛兩租界）約三倍半以上といふ増加振りである。

いま、上海物價の足どりを調査するに當つて左の如く、「上海卸賣物價指數」と「上海工人生活費指數」との二つの統計を擧げ得るが、便宜上後者、即ち、共同租界工部局調査にかかる「上海工人生活費指數」（一九三〇年＝一〇〇）について検討してみることにしやう。（註）

（註）なほ之を検討する前に註釋を加へなければならぬことは、一九四一年五月より本指數の調査方法の一部に改正がなされたことである。それは、飲食料と住宅、光熱の三項目についてであつて、理由は、最近物價高のために労働者が購入する米の種類に格

下げが行はれたり、購買力が減退したために或種の食糧は購買不可能となり、又、入手し得る燃料が限られて來たので、工部局では指數作成に使用する商品並に分量に修正を行ひ、その結果、從來の家賃と光熱費は住宅費として一括し、飲食料費の内容にも改正を行つた。故にこゝで改正指數を直接、改正以前の指數と比較することは妥當を欠くのであるが、便宜上以下これを用ふることとする。

さて、上海工人生活費指數は如何なる變化を示してゐるだらうか。先づ總平均指數についてみると本調査の最近月である一九四一年七月は八〇〇・三一となつて居り、事變前年の優に八倍といふ驚くべき騰貴を示して居る。これを日本の生計費指數に於ける約三倍、歐洲に於ける英國生計費指數の約二倍といふ、それよりの戰前に對する騰貴に比較して異常な数字を示してゐるのは、日本並に歐洲諸國では幾多の戰時統制策と共に物價統制の方策が相當に徹底し、實際には、この程度の騰貴に止まらないとしても、公定價格の普及などによつて押へられてゐるからであり、これに反して上海は現在の世界に残された唯一ともいふべき自由市場であつて、これが國際都市といふ特殊性と相互して、物價政策などの困難さを物語つてゐることに他ならない。

次に右指數の細目についてみると、騰貴は全面的であるが何と言つてもその最も激しいのは飲食料費である。即ち一九四一年七月は八六九・四三を示して事變前の九倍近くにもなつてゐる。これは主として、米、麥粉などの主食品の暴騰によるものであつて、就中米價は甚だしい。工部局調査によると、粳米一等品一市石當りの平均價格は、事變前一九三六年には九・九四三六元であつたものが一九四一年（一月—七月）には一一四・八七〇元となつて約十二倍といふ狂騰振りである。米の代用品たる麥粉に於ても、一袋の平均價格は三・四四八元から二九・二九〇元となつて九倍近くの値上りを告げてゐる。この他、米、麥粉について生活必需品である食油についてみても、その代表的なものである大豆油は、事變前一斤當りの平均價格は〇・二四一元であつて一九四一年には一・一五九元となり、これも五倍近い騰貴である。

上海卸賣物價指數
(一九三六年=100)

	糧 食	其 他 食 物	紡 織 品 及 其 原 料	金 屬	燃 料	建 築 材 料	化 學 品	雜 類	總 指 數
一九三七年	110.14	115.74	114.01	105.10	111.31	110.40	105.84	112.68	116.99
一九三八年	110.14	136.39	110.46	105.39	110.01	110.15	108.08	111.86	131.31
一九三九年	108.86	108.86	113.40	105.55	108.81	111.58	108.21	110.11	121.71
一九四〇年	107.77	137.64	112.64	105.20	107.77	111.37	107.61	110.58	120.57
一九四一年	107.12	110.82	108.65	104.09	107.05	107.05	105.23	107.12	110.85
一月	107.66	139.71	112.11	105.11	107.11	111.37	106.81	111.73	121.71
二月	107.84	139.71	112.11	105.11	107.11	111.37	106.81	111.73	121.71
三月	109.24	139.04	112.93	105.11	107.47	108.08	107.47	108.57	120.43
四月	109.18	135.67	109.36	104.33	109.04	108.08	106.81	107.66	119.66
五月	109.55	131.09	109.11	104.11	109.04	108.08	106.81	107.66	119.66

備 考………中國聯合準備銀行調查

(國定稅則委員會調査にかかる(一九三三)=100)指數を一九三六=100に改編せるもの)

上海勞動者生活費指數
(一九三六年=100)

	飲 食 料	住 宅	被 服	光 热	雜 費	平 均
一九三七年平均	111.51	131.31	111.41	105.66	105.91	118.15
一九三八年平均	110.55	147.55	110.31	104.01	101.51	131.90

一九三九年平均	一九六八	一九六八	一九六八	一九六八	一九六八
一九四〇年平均	一九六七	一九六七	一九六七	一九六七	一九六七
一九四一年一月	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二	一九六二
一月	一九五三	一九五三	一九五三	一九五三	一九五三
三月	一九四六	一九四六	一九四六	一九四六	一九四六
四月	一九四三	一九四三	一九四三	一九四三	一九四三
※五月	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一	一九四一
※六月	一九三三	一九三三	一九三三	一九三三	一九三三
※七月	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一

備考……共同租界工部局調查　※印は改定指數(本文参照)

上海工人主要生活必需品物價

(單位元)

	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年	一九四一年(一一六)
硬米一等品(一市石)	一九五三	一九五三	一九五三	一九五三	一九五三	一九五三
麥粉(一袋)	三·四八	—	—	—	—	—
食油(大豆油)(一斤)	0·111	—	—	—	—	—
木炭(一俵)	0·58	—	—	—	—	—
炭(百斤)	1·02	—	—	—	—	—

飲食料費に亞いで騰貴の激しいのは光熱費で、最近の指數は前述の通り住宅費目中に含まれて不明であるが、改正前の一九四〇年四月の指數は七五九・五四となつて事變前の七倍半に相當してゐる。光熱費中の主なるものは、木炭炭團、であるが、そのいづれもが著しい騰貴を示してゐるのである。事變前と一九四一年との比較に於て炭團百斤當りの平價價格は一・〇六三元から一二・四五五元に、木炭は〇・九二九元から一四・四九四元へと、前者は十五倍後者は十一倍半といふ騰貴の激しさである。この他、住宅、被服、雜費の各費目ともに五倍乃至七倍の騰貴を見せて文字通り驚倒すべき數字を示してゐる。

以上の如き物價の暴騰が、その大衆生活に及ぼす影響の決して輕微でないことは自ら明らかである。更に上海物價が如何に昂騰してゐるかを反證する具體的な數字としてこゝに、工部局の調査發表せる「法幣一元の購買力指數」を擧げ得る。購買力の減退はそのまま物價の昂騰を裏書してゐる。即ち一九三六年を基準として、その後の一元の購買力を比較してみると、一九三七年平均は八四・四六、一九三八年は六五・四〇、一九三九年は四九・二〇、一九四〇年は二三・四九と慘落、更に一九四一年（一月—七月間）は一四・二三と減退の一途をたどつてゐる。これは從前に比べて約八分の一の減退、即ち一元の値が一四・二三仙にしか當らなくて物價が八倍方暴騰したことを示してゐる。

法幣一元の購買力指數　（一九三六年＝一〇〇）

一九三七年	八四・四六
一九三八年	六五・四〇
一九三九年	四九・二〇
一九四〇年	二三・四九
一九四一年（一月—七月）	一四・二三

二、物價騰貴の主要因

斯くの如き殺人的な上海物價の暴騰は如何なる理由に依るものであらうか。その事情は固より簡単ではなく、それにはまた様々のことが言はれてゐるが、今日一般に指摘されてゐるところのものを列舉してみると次のやうである。

一、戦後消費者大衆の流入増による消費量の増大

二、奥地方面との交通阻害による一般的な土貨出廻りの不圓滑

三、工場の倒壊、閉鎖による生産の減少

四、法幣對外レートの下落による輸入貨物の昂騰

五、氾濫遊資を通ずる不正商人の思惑買占め賣惜しみ

これは要するに、事變が齎らした特別消費の増大と生産、輸送、配給等各方面を通ずる需給不均衡の現象が、上海物價高の一般的基礎事情となつてゐるのであるが、更に歐洲戰爭の發生と、その長期化、擴大化によつて、換物人氣が抬頭したために物資の偏在がはじまり、一方、政治不安による法幣暴落を伴つて、これらが物價高の一層の拍車をかけることになつた。また最近になつては米國の資產凍結令發動に衝動をうけて、上海の爲替市場をはじめ各商品市場は稀有の混亂を生じ、再び爲替の低落、各商品相場の一齊騰貴を見たので、物價は又々昂騰せざるを得なくなつたかくて上海物價は果て知れない上昇の一途をたどるのみであるが、かゝる悲劇は取りも直さず、上海經濟の特殊性とその政治的複雜性に根本的な原因が存するのである。

これを事變以來の上海經濟の推移に従つて稍々順序立て、考察してみやう。

上海が所謂「孤島」の繁榮といふ言葉を以て好景氣を謳はれたのは、大體に於て蔣軍の武漢撤退以後から第二次歐洲大戰勃發までのことである。この間、上海は戰亂各地よりの避難民の殺到により急激に人口の膨脹をみた。元來上海は支那最大の近代的都市として多くの人口を擁し、事變前迄は約三百五十萬人と言はれてゐたが、事變後は百萬人増加と推定された。これらの人口の膨脹が、それだけこの地に於ける消費力を増大したことは勿論である。而して避難民の中には地方に本據を構へてゐた多くの富豪も含まれて居り、これが多額の金を上海にもたらして、それが或は遊資となり、或は銀行預金の増加となつて、投機に走り、直接消費に向けられるなどして、俄かに購買力は昂つた。小さな現象ではあるが、デパートなどが近來稀に見る繁昌をしたのも、このためである。

然るに、かかる需要の増大に對して物資の供給は如何といふに、著しく圓滑を欠いてゐた。例へば工場にしても、上海、蘇州、無錫一帶の地には、支那の工業生産力の大半が集中してゐたが、その尠からぬ部分が戰争によつて破壊され、或は復舊困難な状況にあつた。また、工產品、農產品の生産が生産地では減つてゐない場合でも、これを上海に運搬することは容易でなかつた。長江及沿岸航路の航行機能は十分でなく、加えて治安は悪く、奥地よりの物資搬出には幾多の危険が伴ふので自ら出廻りは減退せざるを得なかつた。かかる絶對的、相對的な物資の不足は當然に物價を昂騰させずにはおかなかつた。「孤島」化された上海に俄に増大した消費力は表面的には非常な好景氣を呈したやうであつたが、併し本格的には惡性インフレの性格を備えてゐて之による高物價は決して健全なものではなかつた。

法幣不安による爲替レートの低落

事變後に於て、以上の如き基礎事情にあつたところへ、一九三八年夏頃より爲替相場の上に急激な變動が生じはじめた。即ち一九三八年三月、北支に於て新政權の下に中國聯合準備銀行が設立せられたのを機會に、舊國民政府は上

海に於ける政府系銀行の爲替賣出を停止し、爲替割當制を實施したので、これを契機として、支那の對外爲替相場は崩落への一途をたどるやうになつた。即ち、一九三八年四月迄は下落したと言つても十四片台を維持してゐたが、五月に入るとともに軟調を呈しはじめて十一片台となり、五月末には十片となり、六月初めには遂に八片台に急落するに至つた。これは事變後第一次崩落過程であつた。この状態は一ヶ年ばかり繼續されたが、越えて一九三九年六月七日に至り、突如、香上銀行が安定資金による外貨賣中止を公表したので、爲替市場は再び混亂に陥り、法幣は六片台に低落した。即ち法幣第二次の崩落である。而して右の當然の歸結として七月十五日、香上銀行は爲替先物の賣止をなし、十八日には現物を賣止めるの余儀なきに至つたので、こゝに法幣は第三次の崩落に入り、一據三片台に慘落して、事變前の三分の一になつたのである。

この爲替の大巾な低落が、上海の物價を急激に押しあげる挺子の作用をなしたことは言ふまでもない。而して、この爲替の暴落は必然に海外輸入品の價格を騰貴せしめ、輸入の窮屈化をもたらしたことも事實である。

周知のやうに、支那は農業國でありながら食糧品を多く輸入してゐる。大衆の食糧品たる米は佛印、泰國、ビルマ方面より、また小麥並に小麥粉は濠洲、日本及米國より、輸入してゐる。海關統計によると、事變以來米及小麥並に小麥粉の上海に輸入された數量は次の如くである。

米及小麥並に小麥粉上海輸入高（單位キントル）

米

小麥及小麥粉

米

小麥及小麥粉

一九三七年

三〇七、八七六

三〇六、二〇五

一九三九年

四五七、六五一

四・六八一、六〇四

一九三八年

六四四、九三三

七七、六四三

一九四〇年

三、九二三、一四九

一、五五八、七四八

又主要燃料たる石炭もその大部分を佛印や日本に仰いでゐる。火力發電による上海としては電力の根源を結局この

輸入炭に待つより他にない。この他、衣料の原料たる棉花も最近急激に輸入の増加をみてゐる。これらの食糧や燃料や衣料は、爲替の暴落しただけ必ず騰貴する。事實、この爲替低落の時期に於て、物價指數は急奔騰を示してゐるのである。重慶政府の財政窮乏化と、其地に於ける法幣インフレーションとにより、今後といへども法幣爲替相場の動搖は絶対に避け得られないといふのが一般の觀測である。

歐洲大戰の勃發と投機筋の活躍

かかる情勢の中に一九三九年九月突如、歐洲大戰が勃發した。歐洲戰亂の擴大は磅不安を反映して一時法幣を四片台に安定した。しかしこれは上昇する物價を緩和するためには何等の作用もなさなかつた。それどころか、歐洲よりの物資輸入は、交戰國の船腹不足、輸出制限等のために益々窮屈となり、このために輸入品物價は勢ひ昂騰した。

斯様な狀況の下に於いて注目すべきことは、スペキュレーターの活躍が愈々鮮明に表面化されてきたことであつた。元來、上海は以前から投機が旺んであつて、外國爲替、棉花等が、その主なる對象であつた。事變勃發直後は一時中止されたがたが、上海から戰火が遠のき安全地帶となると共に前述の如く各地の戰禍の擴大に比例して避難民が殺到し、地方富豪が多額の資金を上海にもたらすことになつたので、これらの資金の殆んどが遊資として新たらしの活動をはじめ、こゝに上海投機は再び活況を呈するに至つた。右の遊資は三十億元乃至五十億元と推定されてゐるが、當初この遊資の投機對象となつたものは、主として次のやうなものであつた。

一、外國爲替の賣買

二、貨物の買占或は貨物擔保の貸付

三、金條の賣買

四、上海外商株乃至南洋ゴム株

五、公債の閻市場 買賣

六、地産への投資

ところが、歐洲大戰の勃發を契機として從來のこれらの投機の内容に變化が起り、爲替、公債、現金等の金融投機は甚だしく減少して、その代りに商品投機が熱狂的に盛り上つて來た。而して、この商品投機の對象として石炭、綿絲布の他に、小麦、砂糖の如き日用食糧品が専ら選ばれるやうになつて、これらの商品の思惑買占は異常に昂まり、自由市場の悪どさを遺憾なく露呈することとなつた。一方投機筋の、この思惑買占は當然に一般民衆を刺戟して小規模な買占が盛んに行はれ出し、こゝに惡循環運動が始まらざるを得なくなつた。かくて、上海の物價は天井知らずの高値に押し上げられ、租界内の生活は著しく困難なものとなつた。前述の如く主食品たる米は、事變前の十二倍といふ驚くべき暴騰で、これは中國の中產階級でさへ全く手の出ない相場だとされてゐる。

この様な商品投機への移行の原因については、第一には法幣信用の動搖が擧げられてゐる。即ち法幣の法定率は依然一志二片半であるが、市場ではすでに三片台に下落した。が、外國爲替と金とは法幣の動搖如何に拘らず影響なしと信じて、外國爲替、標金等の購買が奔騰し、これが嵩じて投機的な大量買となり、その結果、爲替平衡資金の減少となり、外匯賣出の禁止又は制限となり、更にそれが法幣市價の低落を招いた。ところが、歐洲大戰勃發後は磅價下落し戦局の進展はこの傾向を強めたでの、磅に對しても金に對しても不信の念が發生し、それがために從來買溜めた磅、金等を吐き出してこゝに新たしく商品投機へと人氣が移行したのである。

第二の原因としては、外國爲替投機には利益に限りがあるが、商品投機には限りがないといふことである。即ち商品の來源が歐洲大戰の延長につれて益々減少し、従つて商人はストック商品を賣出さずしてその價格の騰るのを待つた。このために商品の價格は必然に騰貴し、かふいふ傾向は買占投機を誘致させずにはおかなかつた。而して投機の

目標は巨大なる獲利にあるのであるから、投機の対象となる商品は時局の如何に拘らず消費されるものでなければならぬ。そこで米、小麦、砂糖等の如き日用品が選ばれることになつたのである。

第三の原因としては上海に於る遊資の過剰といふことが挙げられてゐる。即ち三十億元に上る遊資が種々な投機を誘發したことは前述の通りであるが、更に銀行では巨大なる預金を無理にも運用しやうとして盛に信用貸出の代りに抵押放穀（物資を抵當とする貸出）を行つたので、これがそのまま實質的には投機貸出となつて、所謂商品投機を促進する大きな動力をなした。

大體以上のこととが現在上海に於ける熱狂的商品騰貴の主要原因であり、これが又殺人の物價騰貴の主要因であると一般に言はれてゐる。しかして物價騰貴の真因は、唯投機ばかりにあるのではなく、この他、前に掲げた如く物資の絶對的、相對的な不足、法幣の下落、第二次歐洲大戰の影響等が緯となり經となつてゐる。

對日支資產凍結令の影響

更に一九四一年八月二十五日、米國の對日支資產凍結令と、これに亞ぐ二十七日の日本側の報復對策の發表は上海市場を未曾有の混亂に陥らしめ、爲替の變動を中心として、各種の商品の價格は又一勢に暴騰を演じた。即ち先づ米國よりの外棉手當の杜絶を豫想して棉花、綿絲布相場の奔騰があり、次いで食糧品市場も思惑筋の操作と相俟つて米、麥粉、小麦、食油、砂糖等、いづれも著しい昂騰をなした。斯くの如き國際材料を銳敏に感受することは、國際都市としての又自由市場として上海物價の動きに盛り込まれてゐるのは當然である。そして更に、この特徴が國際情勢の激變によつて一層物價問題の中に生成してゆくだらうことも想像に難くはない。

三、困難なる物價對策

右の如き物價異變によつて最も重壓をうけたる者は言ふまでもなく無力な大衆層であるが、これらの日常消費の内容は最近、高價な一等品から二等品、三等品へ、更に米から麥へ、麥粉から切麵、油條、大餅へと、だんく低下してゐる。工部局の「工人生活費指數」の調査方法にこの事情が織り込まれて改正がなされたほどであるが（既述の通り）、下層法幣生活者はかなりに窮乏してゐるものゝやうである。かくて物價騰貴は一つの社會問題として取りあげられ、これへの対策が考へられてゐるが兩租界當局によつて物價對策が講ぜられて居る。その二三を擧げてみやう。その一は所謂平賣運動である。これは上海工商各界のうちの少數同業團體が物價抑制のために起した運動であるがその目的が貧民に對する廉賣運動であるために、十分の効果を發揮しなかつた。平賣運動の商品は麥粉、米、石炭等であつたが、一般市價は平賣運動につれて下つて來ず、むしろ、この運動に參加する商人にして、これを悪用して利をあさる者多く、大體に於て此の平賣運動は成功を示さなかつた。

次にフランス租界に於ては一九三九年二月フランス總領事の指導の下にフランス租界價格評價會を設けて外國人委員十六名、中國人委員四名をして生活必需品の價格を調査討論せしめ、次の如き物價規則を制定した。即ち本會の目的は日用必需品の價格を調整し、投機を取締り、それを以て生産者、中間者、消費者の相互の利益を保護するにありそして物價を定める標準としては（一）物品の生産費が未だ戦争の影響を顯著にうけざるものに對しては一九三五年、三六年、三七年の平均價格をもつて標準とし、（二）戦争の影響を顯著にうけたるものに對しては、その生産費に相當の利潤を加へて價格の標準とし、（三）物品の生産費計算し難きものに對しては、その經營が要するところの資本總額に相當の利潤を加へて價格の標準とし、その相當利潤とは各種價物の利潤に生産營業の數量及び發生すべき恐れある損失を加へたるものとす。かくて評價せられたる物價は公布前に豫め總領事の許可をうくべきことを規定してゐる。なほ、これに違反する者に對しては一元以上一千元以下の罰金又は貨物の沒收といふ罰則が設けられてゐる。

一方、共同租界當局に於ても、フランス租界と同様の物價委員會を設けて物價の調査に當り、方外に物價を騰貴せしめんとする者を所罰することとしてゐる。

然し、かゝる言はゞ投機抑制を目的とした物價對策のみにては、到底上海の物價騰貴は鎮壓することが出來ない。一例として、一九四一年はじめに、佛、共同兩租界が決定した米一市石當り九十元の價格は投機業者によつて完全に無視され、一九四一年春頃の米價は投機業者の釣上げ策により百六十元に暴騰した。そこで工部局市參事會は香港當局との間に、その貯藏中のラングーン米を質取る契約を結び、一市石當り百十元で賣出すこととした。こゝに投機者側の煽動や反対にも拘はらず、香港から輸入された米の賣却は豫定通り行はれ、相場の猛騰せんとする危険を抑へて市場を落ちつかせたのである。

四、虹口サイドの物價

以上に述べて來たところのものを以て、大體、上海物價事情の概貌を説明し得たと且ふが、いま一つ、虹口サイド即ち日本人の密集地帶に於ける物價狀況について少しく附言しておこう。

事變以來、上海に於ける邦人の人口は、現在すでに九萬人に達し事變前に比して約三倍と言はれてゐるが、これらの邦人を相手として吳淞路、北四川路の商店街に日本人店が軒を並べてゐる。九萬人邦人は土地柄、地域的な關係その他から軍票による消費生活が主で、これは取りも直さず日本人商店での買物が中心をなしてゐることを語つてゐる。上海日本商工會議所調査にかゝる、これら邦人商店の小賣物價指數を掲げると次の如くである。

上海邦商小賣物價指數
（昭和十一年各月平均＝一〇〇）

	穀類	雜食料品	調味料	飲料	石炭	衣料品	日用雜品	平均
昭和十二年	101.6	62.6	102.6	69.6	104.6	111.0	105.1	104.3
昭和十三年	133.0	115.2	148.1	94.5	164.7	133.9	95.8	136.1
昭和十四年	184.1	151.3	138.1	135.4	134.0	135.1	125.1	151.6
昭和十五年	266.7	219.8	238.1	110.5	247.6	191.2	121.6	171.6
昭和十六年一月	266.7	216.3	197.6	113.4	243.7	181.6	112.1	160.4
一月	266.7	216.3	197.6	113.4	243.7	181.6	112.1	160.4
三月	266.7	216.3	197.6	113.4	243.7	181.6	112.1	160.4
四月	266.7	216.3	197.6	113.4	243.7	181.6	112.1	160.4
五月	266.7	216.3	197.6	113.4	243.7	181.6	112.1	160.4
六月	266.7	216.3	197.6	113.4	243.7	181.6	112.1	160.4
七月	266.7	216.3	197.6	113.4	243.7	181.6	112.1	160.4

備考……上海日本商工會議所調

右統計によると、虹口サイド邦商の小賣物價指數は、事變前に對して、約三倍の騰貴を示してゐる。上海工人生活費指數は八倍といふ騰貴であるが、昨今軍票の價值は法幣の一倍半に當るので兩替相場からみれば、軍票物價の三倍と法幣物價の八倍といふ騰貴は大體に於て照應してゐると言へる。このことは河向ふと虹口の間に物資が自由に交流し、互に物價高を反映してゐる證據でもある。かくて「河向ふ」と言はず虹口サイドと言はず今や上海物價騰貴は、全面的のものとなつてゐる。

我が經濟統制の上海に及ぼせる影響



第一章 對日貿易について

- 一、對日貿易の現況
- 二、中支軍票通貨工作の重要性
- 三、對日輸入面に於ける統制
- 四、對日輸出面の重要な問題

一、對日貿易の現況

我が統制經濟が事變後のお上海對日貿易面に及ぼした影響は非常に大きく今日に至つては寧ろ影響を受けたと云ふが如き間接的意味合よりは、所謂圓域ブロック貿易確立上の不可欠的な一翼として積極的に我が經濟圏の補強に任すべき位置に置かれてゐると云ふ方が適當である。

上海は元來我が治安下に在ると云ふものの共同租界を有する英米權益は意外に根強く圓域經濟圏と見做す事は出來得なかつたのであるが、對日貿易面に關する限り全く圓域經濟力の活動圏内に置かれて居ると見て差支へなく殊に輸入面の如きは我が統制力によつてのみ回轉して居る現状である。

斯く上海對日貿易が完全な我が統制力下に在ると云ふ事の詳細は以下順を追つて説明するが此の様な狀態下に置かれてゐる事變後並に現在の對日貿易を検討するに當つては單に自由貿易的立場から記録された海關統計の如き貿易統計のみを數字的に羅列批判した所で過去への一参考にこそなれ現在の對日貿易を本質的に理解する材料とはならないのである。其れよりも現在の對日貿易は如何なる意圖を有し如何なる機構によつて運用され且如何なる事を將來に残

してゐるかと云ふ事を探究する事こそ第一義的問題であらう。

現在の對日貿易がなしつつある所は過去に幾何程の輸出入があつたかと云ふ事を將來への指針とするのではなく現在日本は幾何程の輸出入をなし得るか或は必要としてゐるかと云ふ事が對日貿易の總てを決定するのである。即ち對日輸入は日本が輸出し得ると同時に輸出を必要として居る範圍内に於てなされ輸出は日本が必要とするならばそれが經濟現象に逆行するものであつても或る程度行はれねばならないのである。

現在の對日貿易はたゞ個人的には今迄の貿易と同一意義があるにしても大局的見地からは從來の貿易觀念を一變して貿易と云ふよりは寧ろ相互に必要な物資を圓滑に交流せしめる一手段としての意義が濃厚となつたのである、ここで一言すべきは此の物資交流を目的とすると云ふ事は單に上海對日貿易面上の問題のみならず貿易觀念上の世界的改革であり即ち現在世界の貿易界は幾つかのプロツク貿易に區分され各々其の分野に於てこそ自由に交易し得るも他のプロツクとの貿易は已れが欲するままには行ひ得ないのである。此の傾向は近時益々明瞭となつて來たのであるが去る七月末以來相互に實施された樞軸國對反樞軸國家間の資金凍結令並に此れに對應する種々貿易制限令の實施を待つてより一層拍車付けられ今や完全にプロツク貿易が重視されるに至つたのである。此の點からしても圓域プロツク貿易の確立は今後の日本の將來を約束する程の重要な問題となつて居り上海對日貿易が有する意義も單なる貿易としてはなくより高い目標を以つて重視せねばならなくなつて居る。

事變後の對日輸入面は今日迄一貫して内地物資を吸收せんとする材料の山積であり輸出面は此れ亦反対に如何にしたら輸出し得るかと云ふ悲觀材料に左右されて來た。

この經濟現象と我が圓域經濟政策との喰ひ違ひは對日貿易上に種々統制を必要とした根本原因となり加へるに止まが持つ世界性への複雜さはしばらく我が統制技術を困難なものとしたのである。

十五年度

七七、四六二、六六六元

右表を一見しても十四年度が最盛期で十三年度が最衰期にあり十五年度は事變前年と略同程度であつたと云ふ事が解るが、しかし此れ丈の數字も内容的に検討したならば相當複雑な過程を迹つて居り次の如き事情が明白となる。即ち、十三年度は事變發生年度で輸入が減少した事は説明する迄もない。而して十四年度に至つて俄然十二年度を遙に凌駕する程増加してゐるのは十四年度上半期に於て如何に猛烈に對日輸入がなされたかを物語つて居るものである。此の半期間は軍票工作の初期であり且未だ内地側圓域輸出統制を見ざる時であつた爲、軍票實際價より生じた爲替利得並に現地側高物價が原因となつて邦品は正に中支向け奔流したのである。

しかるに十五年度に至り再度減少を見てゐるのは十四年度下半期より我が輸出統制並に軍票工作が實施された事を明確に示してゐる。

即ち正確に云ふなれば我が統制經濟が上海對日貿易面に作用したのは十四年下半期からであり以後統制狀況は日を逐つて強度となつたのである。

即ち次の順を迹つて居る。

昭和十四年九月 關滿支向輸出調整令發令さる。

昭和十四年九月 中支那軍票交換用物資配給組合設立さる。

昭和十五年六月 中支那輸入配給組合設置決定さる。

昭和十五年十一月 中支那輸入配給組合聯合會誕生。

昭和十六年八月 中支那輸配聯改組強化さる。

以上の如き順を追つて我が貿易統制は上海對日輸入面に作用したのであるが此の間部分的な法令の改廢は幾々行は

れた事は勿論である而して此の他物動計畫に基く重要物資は別に興亞院物動計劃事務所あり其の後同じく順次物動組合の誕生を見たのであるが物動計畫に基くものは別として一般貿易部門は概略以上の機關によつて統制されて來たのである。尙ほ關浦支向輸出調整令が發動されると共に現地側統制としては需要證明發給制度が確立され對日發註は全て需要證明の申請によつて効力を發生する事となつたのである。

興亞院華中連絡部經濟第二局の監督下に上海日本商工會議所が同證明の發給機關となつた。この機構は其の後十五年六月二十八商品別輸入配給組合が設立する迄引續き現地側一般商品の統制措置として實行された。而して各輸配組合が設立されるに至つてからは輸入の統制事務は同組合へ移管せられ、十一月に至りこれ等各組合を統率するために聯合會が設置せられた本年八月一層の強化を目指した輸入統制の事務は聯合會一本建となつた。而してその間前記軍配組合物動組合の設立あり對日輸入面に於ける現地側統制は内地輸出統制に即應し得る迄に高度化されたのである。

現在の對日輸入面はこれ等各機關を通せざれば行ひ得ず、完全に統制化されてゐるが爰に注意すべきは現地側としては單に内地側統制力に即應するのみに止まらず前記の如く軍票工作上の建前より輸入邦品の販賣を統制し需給の圓滑を計り現地側より積極的に統制業務を助成する方針を取つて居る事である。輸入された邦品の大部分は當然華人大衆向きに販賣されるものではあるが軍票建を原則として當賣されると共に奥地販賣協議會の如き内部的統制強化機關の設立によつて軍票工作を支持しつゝあるのである。（奥地販賣協議會は今の所石油、マツチ、砂糖、金屬、綿糸布、食油、蠟燭、石鹼、煙草の九品目である。）尙最後に對日輸入の一参考として一、三、資料を記載する。

對日輸入參考統計

一、過去四ヶ年間對日輸出統計（海關統計による單位 G.U.）

十 二 年 十 三 年 十 四 年

第一表 本年度(昭和十六年)上半期對日輸出統計(海關統計による、單位千元)

及金鑄 製		綿 製 品		紡 織 維 績		種 子		油 及 蠟 脂		類 品	
英	米	英	米	英	米	英	米	英	米	英	米
國	日	國	日	國	本	國	日	國	本	國	本
一、三〇四、〇一五	九、七五〇、七四五	一、四〇〇、〇九一	一五、四四三、二六三	一〇、三六〇	三〇〇	一〇、七七六	一〇、七七六	一、四一〇、三七二	一四、二二二、〇八一	八、八二七	一、四、四八四
二〇、三六〇	九、七五〇、七四五	一〇、三九〇	一五、四四三、二六三	一一、九九一	三、二九一、六一三	七七、八五六	七七、八五六	一、六〇五、〇四〇	一四、二二二、〇八一	八、八二七	一、四、四八四
					四四八、二八三	一一、九八二、六六〇	一一、九八二、六六〇	一、九八二、〇九八	九、九一六、八八七	三、一六七、二五〇	一、一、三一八、三〇八
					一六八、六七二	八七八、九九六	八七八、九九六	一〇、八六五	六六、三九五	六六、三九五	
					五一七、〇一八	一一、〇五四、九九八	一一、〇五四、九九八	一一、〇五四、九九八	一六、六九三、一七八	一六、六九三、一七八	
					一一、〇九九	九三、三八七、八七七	九三、三八七、八七七	一一、〇九九	三〇九、三六六、四八二	三〇九、三六六、四八二	
					二、三七五、〇九九	一一、二五一、八二九	一一、二五一、八二九	一一、二五一、八二九	三六、一九六、九八一	三六、一九六、九八一	
					七、五九三、二六五	一一、二三一、三三五	一一、二三一、三三五	一一、二三一、三三五	一一、二五二、一三九	一一、二五二、一三九	
					八、六九五、〇八五	一一、六七六、一四三	一一、六七六、一四三	一一、六七六、一四三	五三、〇六三、四三五	五三、〇六三、四三五	
					七二四、九五三	一、八二五、六二七	一、八二五、六二七	一、八二五、六二七	二、七七六、六六九	二、七七六、六六九	
					六五二、五四六	一、五三三、四九〇	一、五三三、四九〇	一、五三三、四九〇	八、〇〇二、〇一二	八、〇〇二、〇一二	
					四〇、一〇〇	四三六、五二二	四三六、五二二	四三六、五二二	二、七一、五一五	二、七一、五一五	
					八八、七〇一	一七、六二二	一七、六二二	一七、六二二	一四、六三〇	一四、六三〇	
					三一、九九七	一九三九年(一月一六月)	一九三九年(一月一六月)	一九三九年(一月一六月)	七八、一〇六	七八、一〇六	日本

米國

二四九、〇九七

一八六、九八一

三五、八二六

英國

七八、二〇六

一〇三、一八五

一五、三六五

香港

七八、二〇六

一〇三、一八五

一五、三六五

以上二表を特に記載した理由は第一表に於ては從來中支重要產品が何の程度英米側へ輸出されてゐたか、亦對日輸出は何の程度の數量であつたかと云ふ點であり、第二表では本年に入つてから過去三ヶ年よりは對日輸出量が増加しては居るが尙英米側への輸出が多かつたと云ふ事を参考にして貰ひたい爲である。

右の事實も今後は日本依存へと漸次是正されるであらうが、此の項を終るに當つて特に強調したい事は中支の對日貿易は今後何の様な形を取らうとも圓域貿易の確立には不可欠な重要性を持つて居るものであり、それ丈に對日貿易業者は大局に立つて小利を捨て從來の利益本位の貿易觀念を更新せねばならないと云ふ事である。

第二章 中支那振興株式會社其他國策合辦事業

- 一、中支那振興株式會社
- 二、交通及び運輸に關する事業
 - (一)上海內河輪船股份有限公司
 - (二)華中都市公共汽車股份有限公司
 - (三)華中鐵道股份有限公司
- 三、通信に關する事業
 - (四)中華輪船股份有限公司
- 四、電氣・水道・瓦斯に關する事業
 - (一)華中電氣通信股份有限公司
 - (二)華中水電股份有限公司
 - (三)大上海瓦斯股份有限公司
- 五、礦產に關する事業
 - (一)華中鑄業股份有限公司
 - (二)淮南煤礦股份有限公司
- 六、水產に關する事業
 - (一)華中水產股份有限公司

(一) 華中鹽業股份有限公司

(二) 華中蚕絲股份有限公司

(三) 上海恒產股份有限公司

七、其他の事業

(三) 華興商業銀行

一、中支那振興株式會社

(本社 上海乍浦路二〇七號 支社東京)

中支那振興株式會社は昭和十三年四月三十日法律第八一號を以て公布せられた中支那振興株式會社法に依り、同年十一月七日設立せられた特殊法人であつて、日華共榮の精神に基き、中支那經濟の復興及び開發を助成することを使命とする國策會社である。

而して其の投資及び融資は左の事業に對して爲される。

- 一、交通及び運輸に關する事業
- 二、通信に關する事業
- 三、電氣瓦斯水道に關する事業
- 四、礦產に關する事業
- 五、水產に關する事業

六、前各號の外、中支那に於ける公共の利益又は産業振興の爲必要なる事業

特殊の事情ある場合は政府の認可を得て、前項各號に掲ぐる事業を自ら經營することを得。現在中支那振興會社は十三の關係會社を有してゐる。即ち公共事業にあつては華中水產、上海内河輪船、華中電氣通信、上海恒產、華中都市公共汽車、大上海瓦斯、華中鐵道、中華輪船の八社があり、重要產業にあつては華中礦業、華中蠶絲、華中水產、淮南煤礦、華中鹽業の五社がある。その資本總額は二億一千萬圓に達し、その規模に於ても業種に於ても、中支那經濟の中心的推進力たるの資格に略缺くるところなき事業體系を整へてゐる。これらの關係會社は何れも日華合辦組織であつて、當初維新政府の法令による中國法人として設立せられたが、昭和十五年三月國民政府の改組還都に伴ひ、そのまま新政府の管下に歸屬されたのである。

同社は公稱資本金壹億圓（二百萬株、一株に付金五十圓）、日本政府出資五千萬圓（百萬株）、一般出資五千萬圓（百萬株）となつており、關係會社資本金總額二億一千百萬圓の中、約八千三百三十七萬九千圓の出資引受をなしてゐる。この全額は總額の約三八%に當るが、日本側出資額の六一%を占めてゐる。（合辦會社の日本側出資は約一億三千六百二十三萬圓、即ち總額の約六一%となる）。

同社は左の特典を附與せられてゐる。

一、本會社の民間株主はその受くべき配當金が年六分に達する迄優先配當權を認めらる。
二、本會社は民間株主に對する配當の確實を期するため、初營業年度及び爾後五年間政府より一定金額の補給を受く
三、本會社は政府の認可を受け拂込株金額の五倍を限り中支振興債券を發行することを得、政府は中支振興債券の元本の償還及び利息の支拂に付保證することを得。

同社は業務上政府の監督を受け、中支那振興株式會社及び内閣總理大臣の命令書の規定に依り政府に對し種々なる

特殊義務を負うてゐる、而して政府の會社に對する直接監理には興亞院がこれに當つてゐる。

次ぎに同社關係事業を中支那振興會社法第十二條の規定に基いて（一）交通及び運輸（二）通信（三）電氣水道瓦斯（四）鑛產（五）水產（六）其他、に分ちそれらの關係會社に就き創立順により掲ぐることとする。

二、交通及び運輸に關する事業

交通及び運輸に關する關係子會社は設立順に之を掲ぐれば、上海内河輪船、華中都市公共汽車、華中鐵道、中華輪船の四社がある。

上海内河輪船股份有限公司

（本社 上海蘇州路四三四號）

中支に於ける河川、クリークを利用する小蒸氣船運輸は事變勃發とともに一時休航狀態に陥つたが、繼て治安の恢復につれ、多數の支那船が邦人に傭船せられて動き始めたが、それらは雜然として競爭狀態にあつたため、これが統制の必要を生じ、昭和十三年三月暫定的に日清汽船を主體とする江浙輪船公司なる組合を組織せしめ、該組合所屬船以外の一切の汽船汽艇の航行を禁止するとともに、一面有力なる日華合辦の統制會社設立を企畫し、同年七月末資本金二百萬圓を以て上海内河輪船股份有限公司を創設した。

同社は中國普通法人にしてその出資は振興會社六十萬圓、其他日本側一百十九萬九千二百圓、中國側五萬二千六百五十圓、現物出資は日本側八萬二千五百圓、中國側六萬六千一百圓となつてゐる、同社の營業目的は中支那主要内河航路に於ける旅客及び貨物輸送、船舶の賃貸借、倉庫及び碼頭の經營並に右附帶事業である。

同社の航路網は現在、上海—嘉興線、上海—平湖線、錢塘江渡船、高郵—寶應線、蕪湖—連漕鎮—巢縣線、安慶中

心線等重要航路の外、淮河航路をも開通し、着々航路區域の擴大を圖つてゐる。同社十五年度は約二十萬圓の純益を挙げ一割の配當をなした。

華中都市公共汽車股份有限公司
(本社 上海東體育支路七〇號)

中支那各都市に於ける市内バス事業は上海共同租界(蘇州河以北を除く)及び佛租界を除いては事變により全く停頓し之が急速なる復舊が要望せられた結果、昭和十三年一月から興中公司によつて上海(蘇州河以北)、南京のバス運營が開始され、杭州に於ては市政府がその復舊に當つたが、これらの經營を統一するため同年十一月五日資本金參百萬圓を以て日華合辦の華中都市公共汽車股份有限公司が設立せられた。

同社は中國普通法人であるが、その出資は振興會社百四十八萬八千圓、其他日本側現金出資百四十五萬五千圓、現物出資四萬五千圓、中國側現金出資二千圓、現物出資一萬圓となつてゐる。その營業目的は中支主要都市に於ける市内乗合自動車業、乗用並に貨物自動車業、前各號附帶事業であつて、昭和十五年十月末現在のバス運營路長及び配車數は上海一三四・八糸(一四五輛)、南市二三・九糸(五輛)、南京三八・一糸(三九輛)、杭州四三・八糸(九輛)、蘇州七・六糸(一四輛)、鎮江五六・三糸(四輛)、無錫五・四糸(四輛)、合計三〇九・九糸(二二〇輛)に上つてゐる。同社十五年度の營業成績は總收入約三百四十三萬圓、總支出約三百三十二萬圓、差引當期利益金十一萬圓で、年六分の配當をなした。

華中鐵道股份有限公司
(本社 上海閘北民德路)

中支那に於ける鐵道は、事變により最も甚だしい被害を蒙り、車輛は殆どすべて敵側に持逃げされ、京滬、滬杭甬

兩鐵道のみの鐵橋破壊が約六十箇所に及び、軌道、枕木、軌條、トンネル等相當の破壊を見、鐵道附屬建物の被害は約七〇%に達した。長距離バスの車輛が全く姿を消したことは勿論で、公路の状態は悪化し、橋梁は大部分破壊された。これ等の鐵道及び公路は占領と同時に軍鐵道隊により補修復興に着手せられ、鐵道は間もなく日本より齋された車輛により應急的に運營を開始したが、鐵道及び長距離バスの本格的復興建設に當るべく昭和十五年四月末、中國特殊法人、華中鐵道股份有限公司が創立されたのである。

同社の資本金は五千萬圓にして、うち振興會社現金出資引受六百五十萬圓、現物出資二千五百萬圓、其他日本側八百五十萬圓、中國側一千萬圓となつてをり、二分一拂込である、同社所管杆は鐵道約一、二〇〇杆、自動車線一、三〇〇杆余に達してゐるが、初年度は種々の理由により二百數十萬圓の缺損を見たため、昭和十五年四月旅客運賃及び自動車運賃を、同年十月貨物運賃を改訂し、自主的運營に乗出した結果、漸次業績好轉を見つゝある、九月一日よりは事變後初めての夜間（寢台付）列車を走らせて輸送力の增强を計るなど、その業績顯著である。本年十一月二十日現在上海—南京線の旅客運轉は午前と午後各二回の急行に普通客車三本、夜行一本、中途の旅客運轉三本がある。

次に上海を起點とした各線に就き少しく説明を加へることとする。

海南線（京滬鐵道）本線は上海と南京を結ぶ三一一杆の幹線と一六杆の吳淞支線とより成り一九〇八年に開通、初めは滬寧鐵道と稱したが、國民政府が首都を南京に定めるに及んで之を京滬鐵道と改稱し、昭和十三年四月一日より海南線と呼ばれるやうになつた。

京滬鐵道の建設は英國よりの借款によつてなされ、從つて開通後は、その實權は英國側の掌握するところとなつたため、中國側は利權回收の機會を窺ふうち、一九二九年英人職員の不正事件を機に契約を改訂し、重要地位を華人に於て占めその實權を握り、事變前までその實權を持続したのである。

海杭線（滬杭甬鐵道）本線は上海を起點とし杭州を経て開口に至る一八六杆と、南上海—龍華間一七杆及び寧波—曹娥江間七八杆の三幹線合計二八一杆と支線六杆とより成り一九〇八年の開通である。同線も京滬線と同じく最初英國に承辨權を與へたため、當時は民間に利権回収運動が熾烈であつた時とて、政府と民間、英國と中國政府との間に悶着を生じ、結局英國の承辨權を取消して代りに一九〇八年百五十萬磅の借款契約を結んだ。然るに中國民間では中國資本を以て建設を意圖し、江蘇鐵道公司は上海—楓涇間を、江浙鐵道公司は杭州—楓涇及び曹娥江間を敷設したが開通後營業不振を極めたので、遂に國有を決議し、政府は英國より借款を資金として、これ等を買收し、一九一四年十一月これを統轄して滬杭甬鐵道と稱した。

吳淞線（淞滬鐵道）一八七七年、英商怡和洋行主唱の下に上海—江灣間約一五哩の鐵道を建設經營したが、政府はこの鐵道が中國民衆を刺戟することを懼れ、遂に一兵士の撲殺事件を口實に之を買收し、鐵道を破壊してしまつた。淞滬鐵道が開通したのは一八九八年であつた。

中華輪船股份有限公司

（本社 上海法界外灘九號）

中國經濟の動脈とも謂ふべき揚子江の航運及び沿岸航運の實權は、久しく第三國の壟斷するところとなつてゐたが事變後の新事態に即應するためには、中支那方面を中心とする内河沿岸航運事業の健全なる發達を圖るの必要を痛感し、茲に日華合辦による中國特殊法人たる中華輪船股份有限公司が昭和十五年二月二十五日創立せられた。同社は舊招商局所屬の碼頭施設、平安協記、華豐寶記等の所有船舶出資一千五百六十九萬四千五百圓、東亞海運の所有船舶出資三百三十萬五千五百圓並びに現金出資五百四十六萬一千一百圓（二分一拂込）、及び振興會社五百四十六萬一千一百圓（二分一拂込）の出資によつて三千萬圓の資本金を有し、航運業、碼頭倉庫業、附帶事業を營業目的とし、十五年

末現在に於て運用船舶社船五隻、運航受託船四隻、租用船二隻、傭船十二隻、合計二十三隻を以て、崇明線、天生港線、新港—新生港線、口岸—瓜州線、北沙線、舟山島線、裕溪口岸線の七線に就航してゐる。

三、通信に関する事業

通信に關する事業は華中電氣通信股份有限公司がある。

華中電氣通信股份有限公司

(本社 上海閘北育嬰堂路)

今事變により、中支那に於ては真茹及び劉家行の國際無線送受信所を始め、各都市間の有線電信及び市内電話（上海兩租界を除く）は大半破壊せられ、その復舊は公益上ののみならず治安維持のためにも急を要したので、中支那全般に亘る斯業の本格的復興と統制經營に當るべき日華合辦の中中國特殊法人たる華中電氣通信股份有限公司が昭和十三年七月末、資本金一千五百萬圓を以て創立された。同社の出資は振興會社が六百萬圓、其他日本側四百萬圓（何れも全額拂込）、及び中國側は現物出資五百萬圓となつてゐる。

同社は通信報道の重要性に鑑み銳意電信電話の復舊に努力し昭和十五年末には電報取扱局所數六十五、電話交換取扱局所數十六、電話通話取扱局所數二十九を設け、真茹送信所及び劉行受信所の復舊をなし、無線電信回路は上海對バンコック、上海對ジュネーブの國際回路を始め、上海對東京の電信及び寫真電信、上海對大阪第二回路、上海對北京等の東亞回路等合せて十五年末總數三十八回路となり、上海を中心とする東亞通信及び國際通信は飛躍的發展をなした。

同社は更に内外の状勢に相應して上海、杭州、南京を結ぶ三角地帶通信網の整備強化を圖ると共に日滿、北支、南

支を結ぶ東亞通信網を確立し、對外通信擴充に依る中國通信自主權の確保等を目標として事業の遂行に努めつゝある。

四、電氣水道瓦斯に關する事業

電氣水道瓦斯に關する事業には華中水電股份有限公司と大上海瓦斯股份有限公司との二社がある。

華中水電股份有限公司
(本社 上海北四川路阿瑞里二號)

中支那の電氣及び水道事業は上海租界を除き、昭和十二年末軍管理の下に、運轉可能のものから逐次復活せしめられて十三年四月からその大部分は興中公司に於て之が委任經營に當つたが、同年六月中國側の現物出資と日本側現金出資を以て、資本金二千五百萬圓の華中水電股份有限公司を設立した、その當初の事業は上海租界外市區並に近郊の華人電氣水道會社即ち閘北水電公司、南支電力公司及び浦東電氣公司の事業を同社の事業として繼承經營し復興建設に着手するとともに、他の地方に於ても興中公司に代つて軍管理の電氣水道事業を一切繼承したのである。

同社は中支那に於ける電氣及び水道事業の一元的統制經營の建前より未接收地方事業の統合工作を進めたる結果、昭和十五年三月、南京、咸墅堰、安慶、蕪湖及び杭州の各電氣事業を、且つ南京、杭州及び鎮江の各水道事業を統合するに至つた、同公司の資本金は當初二千五百萬圓であつたが、出資財產の評價によつて二百十萬圓を減資し昭和十四年十一月二千二百九十九萬圓となり、續いて統合に基く増資に依り資本總額四千三百萬圓(八十六萬株)となつてゐる。

同社は中國特殊法人として登記され、その出資は振興會社一千六百十一萬圓、其他日本側五百三十七萬圓、中國側は現物出資二千一百五十二萬圓の割合となつてゐる、その營業目的とするところは次の通りである。

(一) 電氣事業 (イ) 電燈電力電熱の供給 (ロ) 電氣機械器具の販賣又は賃貸 (ハ) 同種事業に對する投資並に融資

(ニ) 前記各項に附帶する業務

(二) 水道事業 (イ) 用水の供給 (ロ) 前項に附帶する業務

同社は創立以來二年有半凡ゆる困難な情勢に遭遇し乍らも各方面の絶大なる援助と全従業員懸命の努力に依り、電氣水道事業は着々その成果を擧ぐるに至つてゐるが、最近の物價高殊に炭價の暴騰は事業收支を甚だしく不均衡ならしめたので、料金を改正し現在まで數回、炭價に比例する臨時割増を附加し、創立以來の收支「バランス」の跛行状態を是正せしめた。

大上海瓦斯股份有限公司

(本社 上海特別市新市街共榮路二號)

上海の瓦斯事業は從來租界内の第三國系瓦斯會社が租界外市區に於ても營業權を獨占し、追て支那側の瓦斯會社が出現した場合には、右營業權を還付するとの取極めになつてゐたが、事變後、上海恆產公司が設立して新都市及び港灣建設に着手したため、市中心區方面の發展は必至のものとなり、該地區に於ける瓦斯事業の必要が痛感せられ、昭和十三年十二月二十七日、資本金三百萬圓を以て日華合辦の中華普通法人による大上海瓦斯股份有限公司が設立されたのである。

同社は上海新都市建設計劃に即應して準備を進め昭和十五年十月末、吳淞瓦斯工場並に同工場から維新廣場に至る配給本管及び維新廣場附近の配給管を完成し、十一月より待望の營業を開始した、言ふまでもなく同社事業は復舊ではなく全くの新規建設事業であつたため、資材物資の入手難に悩まされたが、異常の努力によつて之が完成を見るに至つた。

同社は特別市の新市街一般住宅への瓦斯供給のほか、コークス、タール等の副産物の製造販賣に重點を置き堅實なる營業方針の下に進みつゝある。

五、鑛産に関する事業

鑛産に関する事業には華中鑛業股份有限公司と淮南煤礦股份有限公司とがある。

華中鑛業股份有限公司

(本社 上海北四川路六四一號)

華中鑛業股份有限公司は中支那の鐵鑛資源を統制開發し、製鐵擴充計畫に伴ふ鐵鑛石の急需に應ぜんがため、取りあへず日本側を主とする現金出資のみにより昭和十三年四月創立せられ、中國側鑛業權は評價の完了を俟つてこれを現物出資せしむる方法を採つた、この現物出資の鐵山價格は昭和十三年六月實業部の任命した評價委員會により一千萬圓と決定せられ、十四年七月同社は右出資を以て資本金一千萬圓を増資し資本金二千萬圓となつた、同社は當初華中鐵鑛股份有限公司と稱したが、その後鐵鑛以外の中支那特有鑛物をも速かに開發すべき必要が痛感され昭和十三年末前記鑛物の開發事業をも營み得るやう定款を變更し、名稱を現在の如く改めたのである。

同社は中國普通法人であつて、出資の割合は振興會社四百五十萬圓、其他日本側四百九十五萬五千圓、中國側現金五十四萬五千圓、現物出資一千萬圓となつてゐる。

同社は國際狀勢の緊迫に對應して華中鐵鑛の生產力擴充に重點を置き、馬鞍山鑛業所を中心に、桃沖鑛業所等の增產に努むると共に鳳凰山銅官山等の諸鐵山の建設を進め且つ新規鑛山の開發に大いに努力を傾注してゐる、昭和十五年末現在採鑛及採鑛準備中の鑛山は馬鞍山、南山、凹山、鐘山、小姑山、釣魚山、桃沖鑛業所、鳳凰山、銅官山等で

あるが、他方螢石（湖州鑛業所）硫化鐵鑛及び満俺鑛等の採掘にも着手し國防上重要な鑛物資源の全般に亘つて之が統制開發に當つてゐる。

淮南煤礦股份有限公司

（本社 上海海寧路四四九號）

安徽省懷遠縣にある淮南炭田は中支那に於ける唯一の良質豊富な炭田で、事變前より既に開發せられてゐたが、戰事によつて敵側の徹底的破壊を蒙つた、依て占領後、取りあへず軍管理の下に三井鑛山及び三菱鑛業の兩社に依頼してその復舊に當らしめたが、石炭は一般産業の顯著な復興に伴つて急激に需要を來し、これに應ぜしめるためには強力なる開發會社を必要とされ、昭和十四年六月十五日、資本金一千五百萬圓を以て日華合辦の中華普通法人たる淮南煤礦股份有限公司を設立したのである。

同社は九龍崗東西兩礦及び大通礦の坑内設備の復舊、擴張及び新設作業の進捗に力を注ぎ、出炭增加に努め、以て中支那經濟建設の原動力たる石炭供給の重大使命を果しつゝあるが、上海内河輪船公司の淮河輸送船腹の増加と淮南鐵道の全線開通とによつて、輸送陣が強化され、加ふるに揚子江岸裕溪口貯炭場の施設完成によつて今後の期待は頗る大である、昭和十五年下半期決算に於て三十五萬圓の純益を擧げ初めて年六分の配當をなしたが、同社事業の前途は更に躍進を見るであらう、なほ同社資本出資の割合は振興會社四百十五萬圓、其他日本側五百萬圓、中國側百五十萬圓（何れも四分一拂込）及び中國側現物出資四百三十五萬圓となつてゐる。

六、水產に關する事業

水產に開する事業には華中水產股份有限公司及び華中鹽業股份有限公司がある。

華中水產股份有限公司

(本社 上海麥克利克路三五號)

事變前國民政府は漁業振興の一策として從來上海佛租界にあつた十六舗の魚市場を、黃浦江下流の「ボイント・ア・イランド」に移し、百二十萬圓を投資して近代的設備を施し相當の取引高を擧げた、然るに今次事變により魚類の取引は再び佛租界に戻り、支那沿岸漁船が第三國旗を掲揚して十六舗に搬入取引を行ふ傾向を生じ、他方本邦漁業者の亂出等もあつて、上海水產界に一大變調を齎した、依て暫定時に日本側水產關係有力者をして組合を組織せしめ、之が調整を圖つたが、中支水產事業の本格的統制經營が必要とされ昭和十三年十一月六日、日華合辦の中國普通法人たる華中水產股份有限公司が設立された。

同社は資本金五百萬圓にして、振興會社出資が二百七十七萬圓、其他日本側現金出資七十萬圓（何れも二分の一拂込）及び現物出資一百萬圓、中國側現金出資二十萬圓（二分一拂込）及び現物出資三十三萬圓となつてゐる、同社直營漁業は舟山列島方面を中心としてトロール及底曳網によつて行はれてゐる、上海及び南京の魚市場經營の外、上海及び南京には冷凍工場を有し、冷凍魚の供給に當つてゐる、他方各地湖沼に淡水魚の養殖をなし、產魚の増産を計ると共に地方農民の生活に資してゐる、同社の業績は好調にあつて、前期、本期共に一割の配當をなした。

華中鹽業股份有限公司

(本社 上海北四川路五二三號)

中支那に於ける鹽業の復興と增産を助成し、鹽の國內配給を圓滑ならしめると共に餘剩鹽の對日輸出を行ふため、昭和十年四月維新政府の特殊法人としての華中鹽業股份有限公司設立に着手し、差當り淮北即ち海州地方に於け貯鹽の搬出及び販賣を行ふべく、同年五月初め振興會社を主體とする現地調査隊を派遣し具さに戦後の實態調査を遂げ、次

いで振興會社内に臨時鹽業部を設置し鹽業會社設立事務を進める傍ら貯鹽の輸送販賣に當つたが、同年八月二十一日資本金五百萬圓を以て日華合辦の中華特殊法人たる華中鹽業股份有限公司が創立され、振興會社内の臨時鹽業部の事業を繼承したのである。

同社は創立直後、惡天候や配船難に遭遇し苦難の途を辿つたが、克くこれら障害を排して所期の數量搬出に成功した、同社は海州の貯鹽の減少に伴ひ、之が補充として新產鹽に努力しつゝあるが板浦、中正、濟南の鹽田地區の復舊作業を進め、三ヶ年計畫による大浦模範鹽田の築造も測量を完了して着工の運びとなり、事變後荒廢のまゝ放置中の大浦、久大の一精鹽工場は鹽業一貫的經營上、同社に於て管理經營され、精鹽の供給に一層の寄與をなしつゝある。買付鹽に就ては海州附近の治安良好ならざるため種々の障害を受けてゐるが、復興資金の融過、官塈搬入鹽に對する鹽價前拂による生産獎勵、官塈搬入促進等各種の措置を講じ極力搬入量の増加に努め、揚子江口周邊に於ける私鹽の逃避を防ざ之を集中官鹽化するため十五年七月以來吳淞鎮、南京にこれら買付鹽の收容倉庫を設けて收容に當つてゐる、また中支方面に於ける不足鹽補給を圖るため、舟山島鹽、海南島鹽の移入を行ふこととなつてゐる。

七、其他の事業

中支那振興會社關係事業は以上述べた外に中支那振興會社法第十二條規定の第六項による公共事業及び產業の振興のため必要なる事業として、蠶絲業及び不動產投資業があり、華中蠶絲股份有限公司及び上海恒產股份有限公司が即ちそれである。

華中蠶絲股份有限公司

(本社 上海九江路五〇號)

支那蠶絲業の中心地たる中支那に於ける斯業の復興は占領地域内宣撫工作上からも急を要したので、現地當局及び農林省は周到なる打合せの結果、昭和十三年四月取りあへず内地有力當業者をして中支蠶絲組合を組織せしめ、この地方產蠶の處理と機械製絲工場の復興に當らしめた、同組合は同年六月から七月末にかけ無錫及び蘇州に於て日華合辦による工場約二千二百釜の操業を再開した、然るに事變前摩擦相剋を續けてゐた日華兩國蠶絲業を今後健全なる兩立狀態に於て發達せしめるがためには中支方面機械製絲業を統制し、日華兩國間の生産及び輸出の調整を圖るべき恒久的機構の設立を必要としたので、改めて中支那全地域の製絲工場を打つて一丸とする有力統制會社を設立することとなり、昭和十三年八月十日、資本金八百萬圓を以て日華合辦の中華普通法人たる華中蠶絲股份有限公司の創立となつた、當初、同社は振興會社とは關係がなかつたが、十四年七月事業擴張のため二百萬圓を增资するに當り、振興會社が、新株一萬株を引受け、同時に舊株三萬株を購入し、茲に華中蠶絲と振興會社とが結ばれたのである。

同社の出資は日本側現金出資四百九十九萬九千五百圓、振興會社二百萬圓、中國側一萬五百圓(何れも二分一拂込)の外、日本側より現物出資十五萬五千八百五十圓、中國側より現物出資二百八十四萬四千百五十圓となつてゐる、同社の營業目的は機械製絲業の經營、蠶種の製造及び配給、產繭の新規利用に關する加工業、必要な土絲の賣買、前各號に附帶する業務及び之に對する投資である。

同社は創立以來好影響を受けて昭和十三年度は年八分、昭和十四年度は年一割の配當を行ひ尙餘裕綽々であつたが十五年第三四半期に入つて國民政府から蠶絲高率特捐を賦課せられ、また日本蠶絲政策の強化に對應して日華蠶絲業調査の立場から輸出並に生産の自主的計劃の再樹立を餘儀なくせられ、全面的緊縮方針を採用した、然し配當は尙ほ一割を持続する順調成績であつたが、本年七月廿六日米國の對日華資產凍結令發動の影響を受けて、同社は今後大いなる方向轉換の餘儀なきに立到つてゐる。

上海恒產股份有限公司

(本社 上海特別市新市街共榮路二號)

上海港の經濟的發展に備へつゝ、新事態に即應する理想都市を建設すべく、昭和十一年末上海新都市及び港灣計畫に着手し、十三年八月に至り略成案を得た、而してこれが建設事業は最も能率的な會社組織を以て運營に當らしめることがとなり、事業の基礎たるべき土地の所有關係につき慎重なる研究を重ね、昭和十三年九月十日維新政府の特殊法人として、日華合辦の上海恒產股份有限公司が資本金二千萬圓を以て創立せられた。

同社は上海蘇州河々口を中心として、概ね半徑十五杆の圓圈内に包含せらるゝ地域を上海新都市計畫區域とし、此處に理想的都市の建設を使命としてをり、既定計畫に基き道路、下水等の都市施設並びに吳淞クリークの築港化、運河化及び戎克溜等港灣施設の諸工事をなすと共に、事業實施區域内の土地の取得に努め、整地工事施行と相俟つて公共、住宅、商業、工業、雜居各區約百八十萬平方米の分譲を行つた、既に新都市維新廣場附近には住宅街を現出してゐる、同社は附帶事業として戰區清掃事業より生ずる古煉瓦の一手引受け、碎石採砂業の直營、代用官舎、一般住宅賃貸を行ひ、また昭和十四年三月「ブロードウェイ・マンショナス・ホテル」を買收し、爾來之が經營に當り相當の成績を擧げてゐる。

斯くの如く銳意その使命達成に努力して來たが、内外諸状勢の推移に伴ひ、資金並に資材の調達に相關的考慮を加へ計畫の再検討をなし、不急事業の繰延べをなしたため、當初豫定の計畫實行に變更を餘儀なくされ、工事量を減じ計畫事業實施期間を伸張しつゝ港灣重點主義の下に努力を續けてゐる。

なほ同社出資割合は振興會社五百萬圓、其他日本側五百萬圓(いづれも二分一拂込)、中國側現物出資一千萬圓となつてゐる。

「華興」……上述の中支那振興會社及び關係會社記事の多くは中支那振興株式會社昭和十五年末發表の「中支那振興會社及關係會社事業現況」より集錄せるものである。

華興商業銀行

(本社 上海百老匯路六五號)

今次事變によつて、重慶政權を單なる一地方の政權に没落せしめ、南京には維新政府が輝かしく誕生したのであるが、その金融機關として昭和十四年五月一日、商工業の中心地上海へ國家銀行たる華興商業銀行を設置したのである。同銀行は中華民國公司法に依る株式會社組織にして、日華合辦の形態を探り、紙幣の發行權を賦與せられ、又國庫事務を擔當し來つた。華興券の流通は關稅の納入、土產品の買付資金等として相當多額が需要せられたが、預金としても月平均五百萬圓を下らず、華興券價値基準としては終始一貫、六片を堅持し自由磅の變動に善處しつゝ法幣爲替の動搖に對處し、健全通貨として金融經濟に貢献した。

然るに昭和十五年三月、國民政府の南京還都となり、同年十二月には國府の中央銀行として中央儲備銀行が創立せられたため、華興商業銀行は十六年一月以降は純然たる商業銀行として再出發することとなり、華興券發行を停止し、その回収に努むる一方、一般銀行業務を取扱つてゐる、而して中央儲備銀行設立によつて新たに幣制が確立せられたため、同行資本金の華興券建五千萬圓を新法幣建五千萬圓と變更した、同行は前述の如く一般銀行として預金貸出、送金等の普通銀行業務は勿論、外國貿易金融にも從事してをり、今後の新發足は大なる期待をかけられてゐる。

なほ同行は現在南京、蘇州、杭州、蚌埠に四分行を有し、鎮江、蕪湖に辦事處を設け、地方金融にも貢獻しつゝある。

昭和十六年十二月十日印刷
昭和十六年十二月十五日發行
定價金二圓

上海天潼路二八八號

編輯兼
發行者 杉 村 廣 藏

上海海寧路三〇〇號

印刷者 蘆 澤 駿 之 助

上海海寧路三〇〇號

印刷所 蘆 澤 印 刷 所

上海天潼路二八八號

發行所 上海日本商工會議所

4071558

上海經濟提要
杉村正編 一九四一 上海日本
二七三面 {洋 1.00 H.S.O.
吳曉海 1937.
李飞 12.11
李飞 1911.1.22.

18(85) 05A

上海經濟提要



定價 ¥ 2.00